

都市河川重点整備計画(新セーフティリバー)

都市河川重点整備計画(新セーフティリバー、平成22年4月改定)は、特に過去の大雨で水害が発生した河川や、都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について重点的に整備を進め、概ね30年間で、概ね時間雨量50～60mmの降雨に対応した整備を進めるものです。

※平成3年度策定(平成9年度一部改定)の「かながわセーフティリバー50(都市河川重点整備計画)」の見直しを行った。

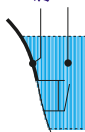
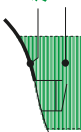
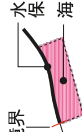


河 川 名	整備概要 (概ね30年間)	河 川 名	整備概要 (概ね30年間)
矢 上 川	洪水調節施設 1箇所	小 出 川	洪水調節施設 1箇所 河道整備 約2.9km
恩 田 川	洪水調節施設 1箇所		
帷 子 川	河道整備 約0.1km	目 久 尻 川	河道整備 約0.3km
田 越 川	河道整備 約1.0km	永 池 川	河道整備 約1.6km
境 川	洪水調節施設 3箇所 狭窄部のバイパストンネル 河道整備 約31.7km	鳩 川	河道整備 約4.4km
		金 目 川	河道整備 約2.6km
柏 尾 川	洪水調節施設 数箇所 河道整備 約3.8km	鈴 川	河道整備 約3.1km
		葛 川	河道整備 約2.0km
引 地 川	洪水調節施設 2箇所 河道整備 約3.0km	不 動 川	河道整備 約0.2km
		森 戸 川	河道整備 約1.1km
蓼 川	河道整備 約3.5km	山 王 川	河道整備 約1.7km
18河川	河道整備 16河川 約63.0km 洪水調節施設 6河川 狭窄部のバイパストンネル		

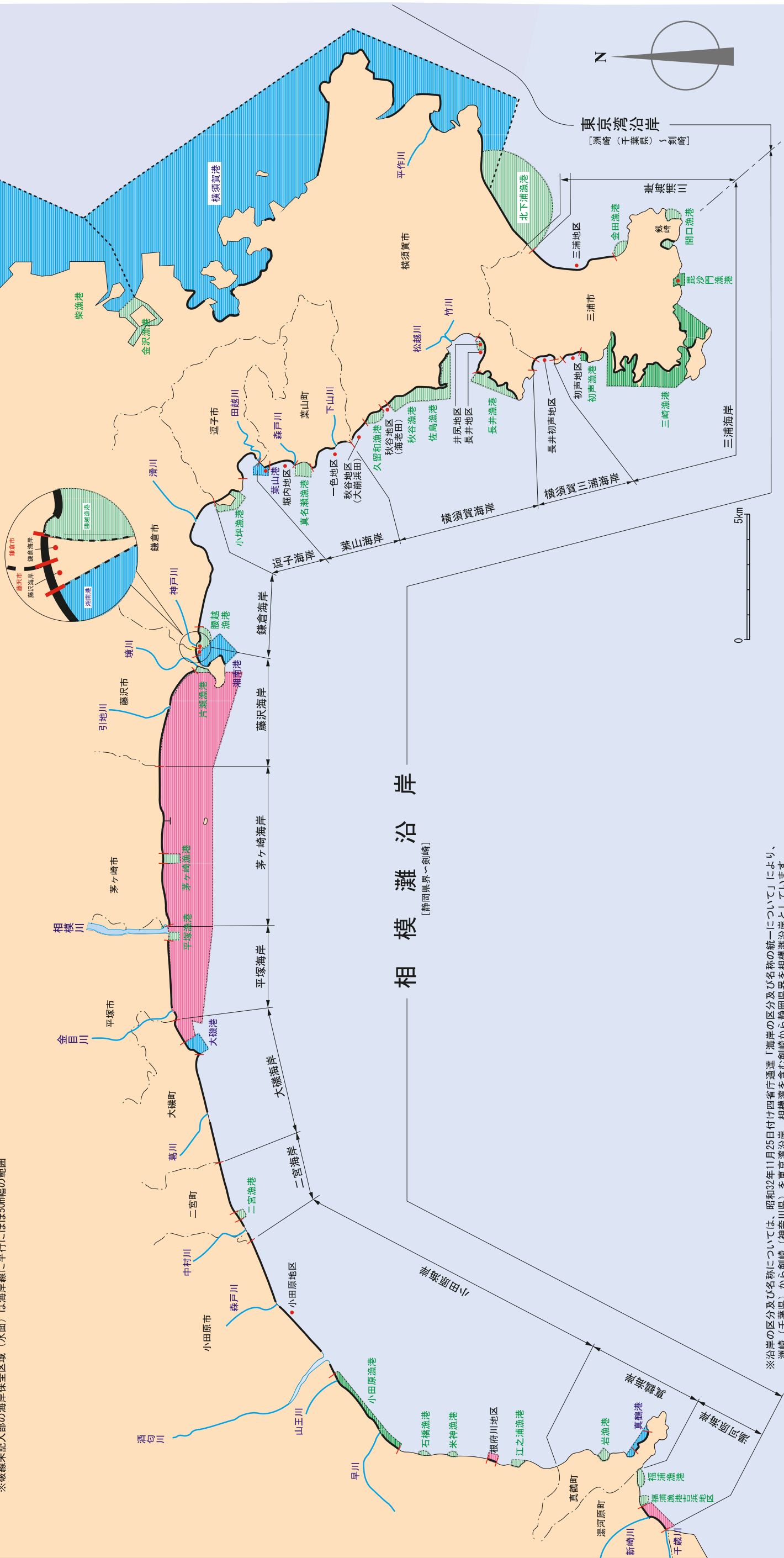


圖說卷之五

資料 2-1-4-(2)
(河港課)

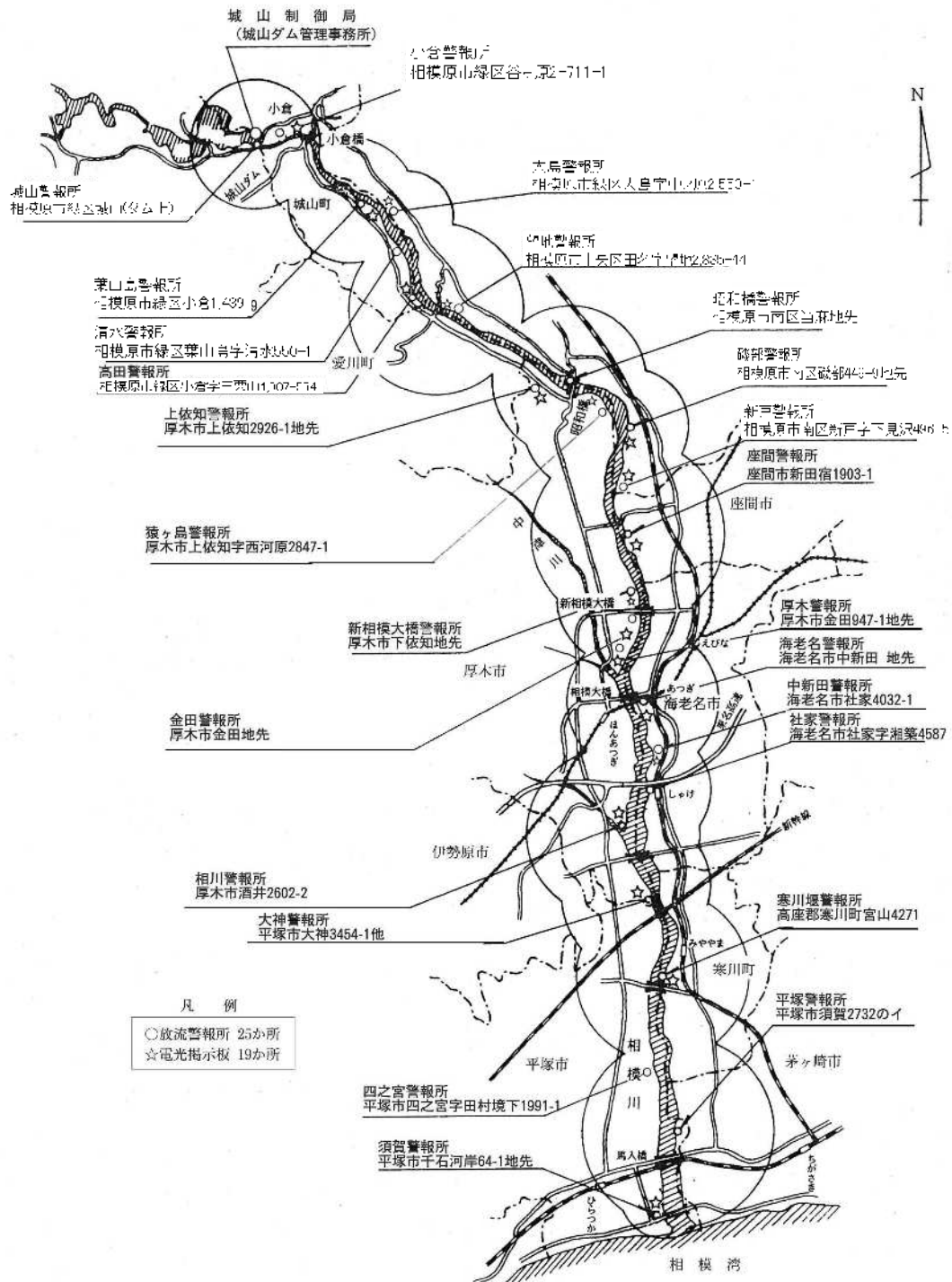
区 分	所 管	管 理 者
 港沿岸 (港湾区域)	国土交通省 (港湾局)	地方港湾・湘南港・大磯港・真鶴港・葉山港)は、 県管理。横須賀港・川崎港の港湾区域及び海岸保 全区域、横浜港の港湾区域は各々市が管理
 港沿岸 (港湾区域)	水産庁	第3種漁港(小田原)・特定第3種漁港(三崎)は 県管理
 境界 水管理・国土 保全局海岸 保全区域※ 海岸保全区域※	国土交通省 水管理・ (国土保全局)	その他(第2種、第1種)は各々市町管理
		県

(注) 海岸線が太線の区域は「海岸保全区域」を示す。
※破線未記入部の海岸保全区域(水面)は海岸線に平行にほぼ50m幅の範囲

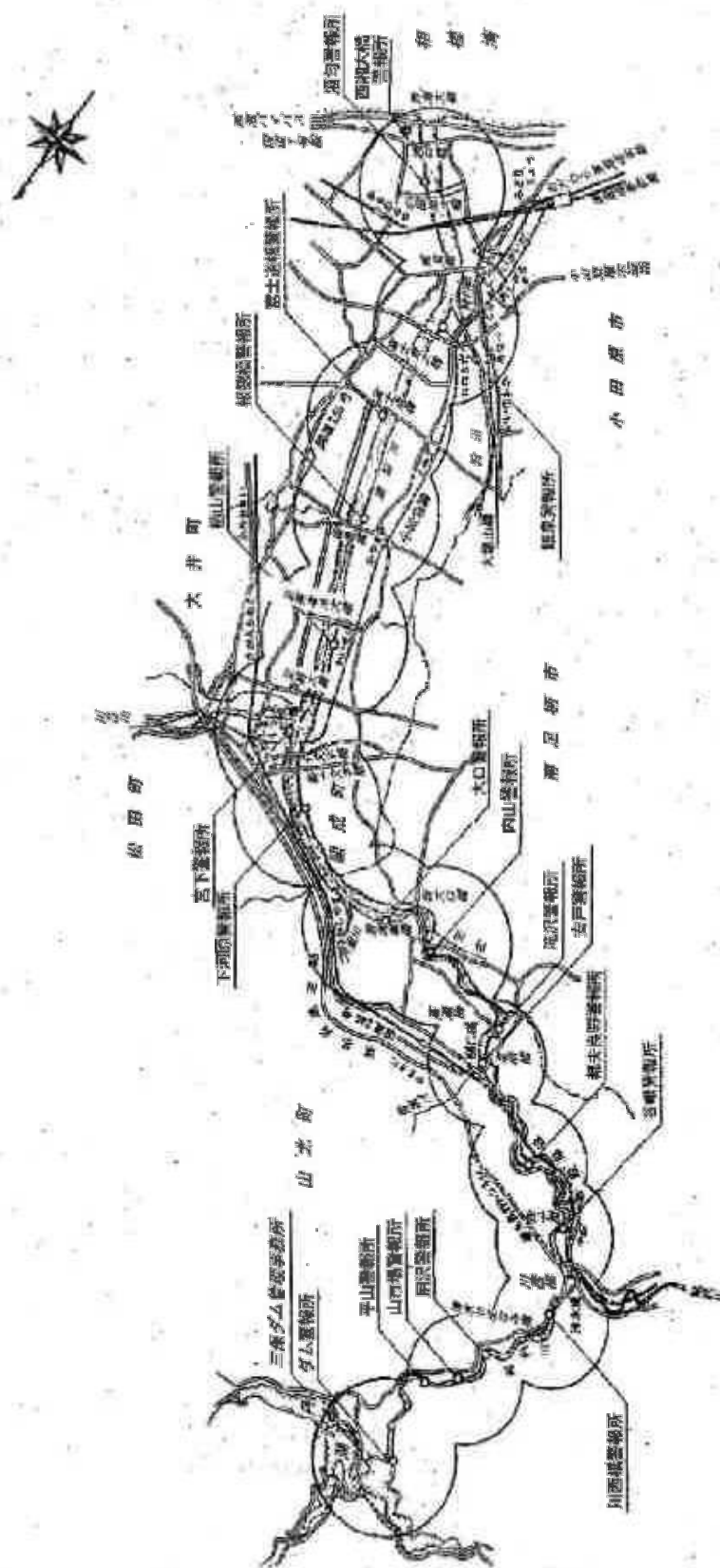


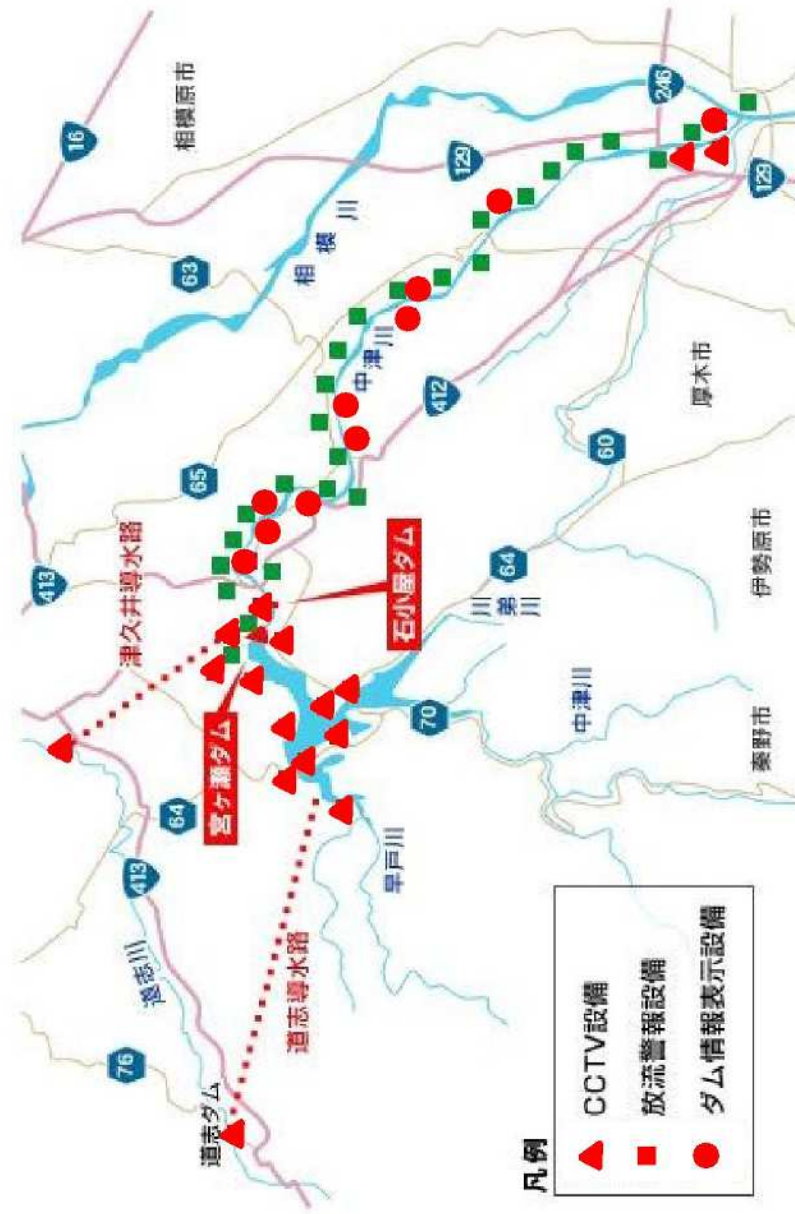
※沿岸の区分及び名称については、昭和32年11月25日付け四省庁通達「海岸の区分及び名称の統一について」により、洲崎（千葉県）から剣崎（神奈川県）を東京湾沿岸、相模湾を含む、相模湾を含み、相模湾を相模湾分界としています。

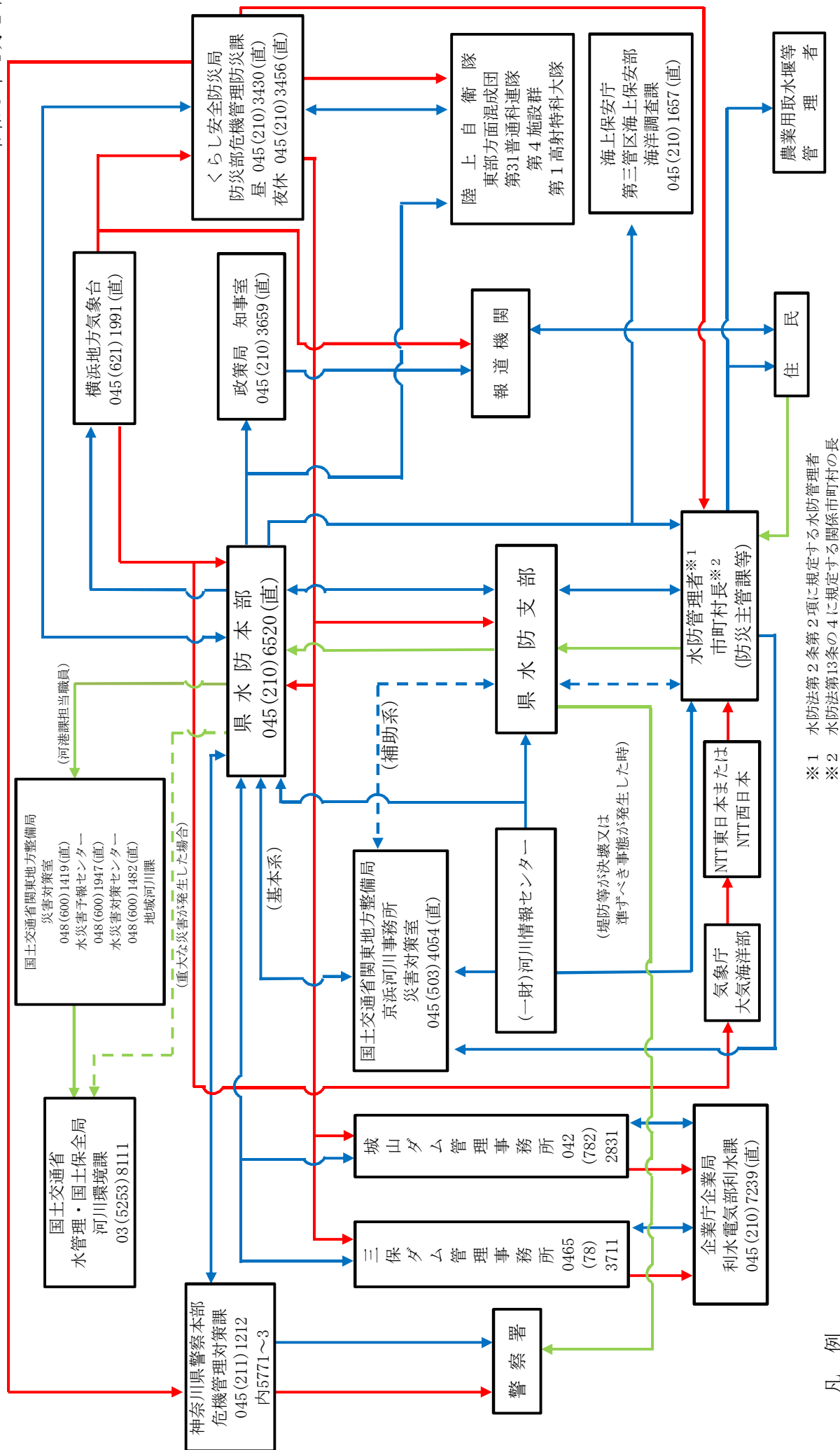
放流警報施設位置図（相模川）



放流警報施設位置図(酒匂川)







凡例

氣象關係通報

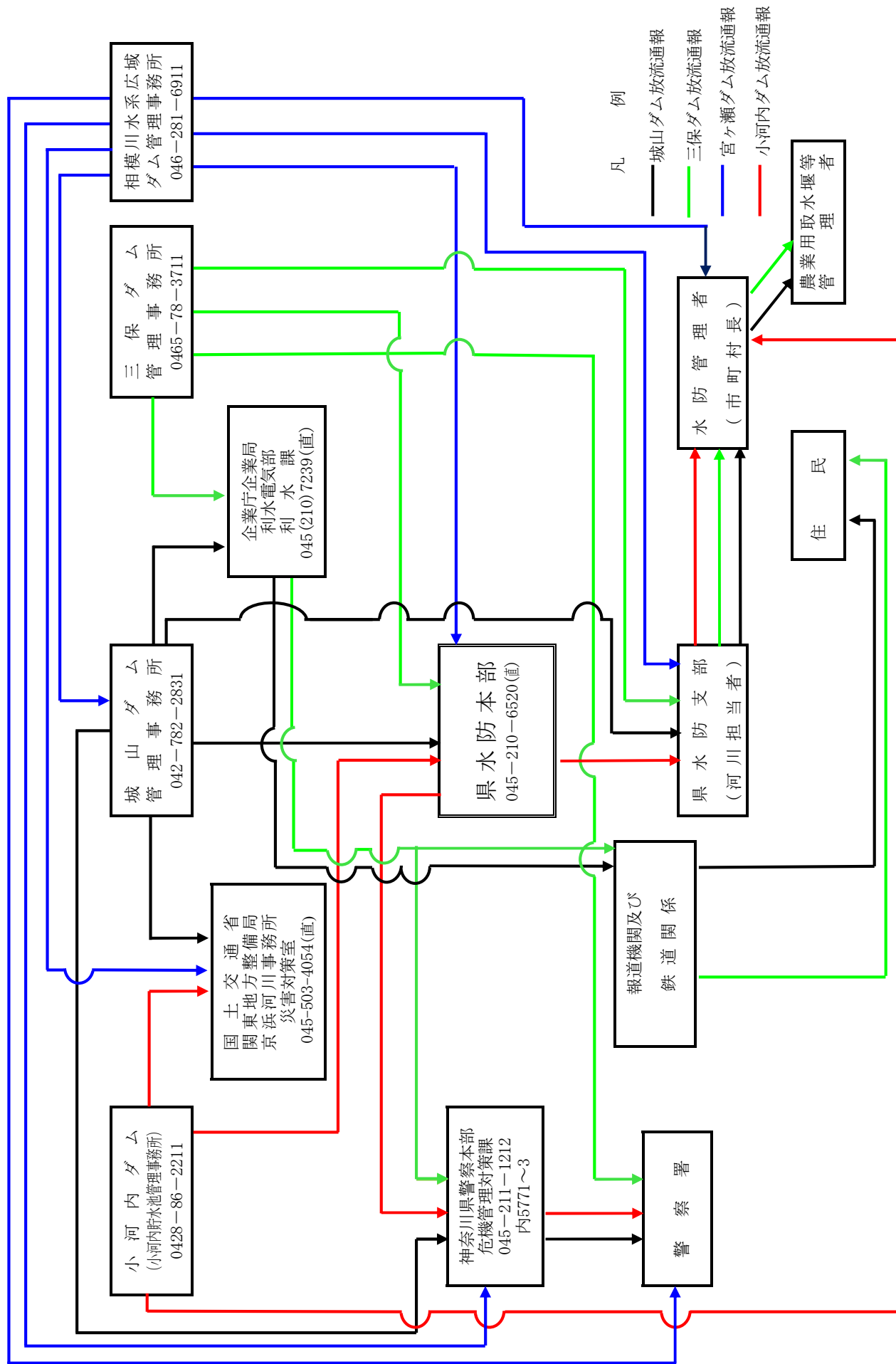
水防警報・氾濫危険情報等の通報

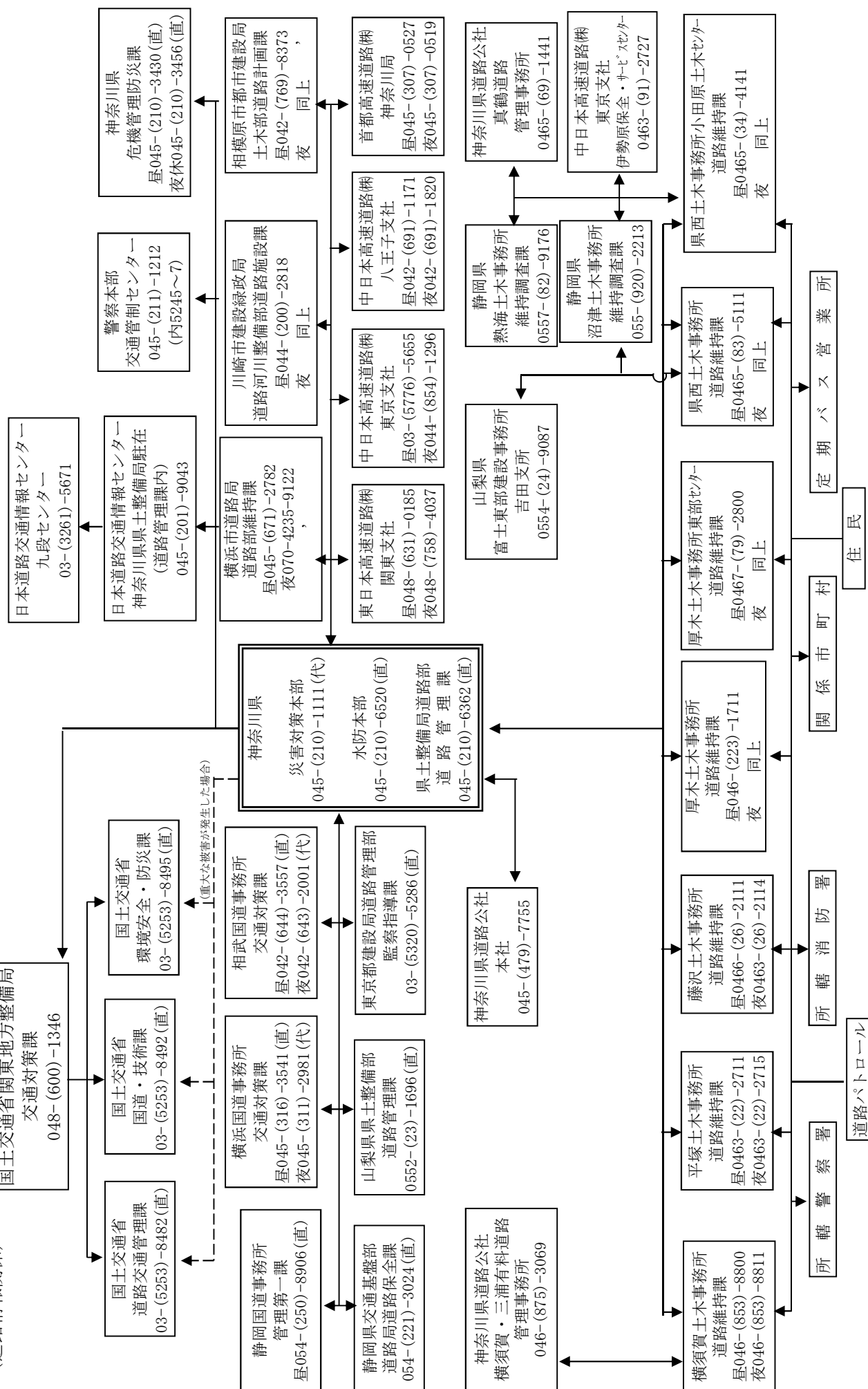
(水防時における緊急事項は、NHK横浜放送局、ラジオ日本、テレビ神奈川 FＭヨコハマを通じて一般に周知されるようになっている。)

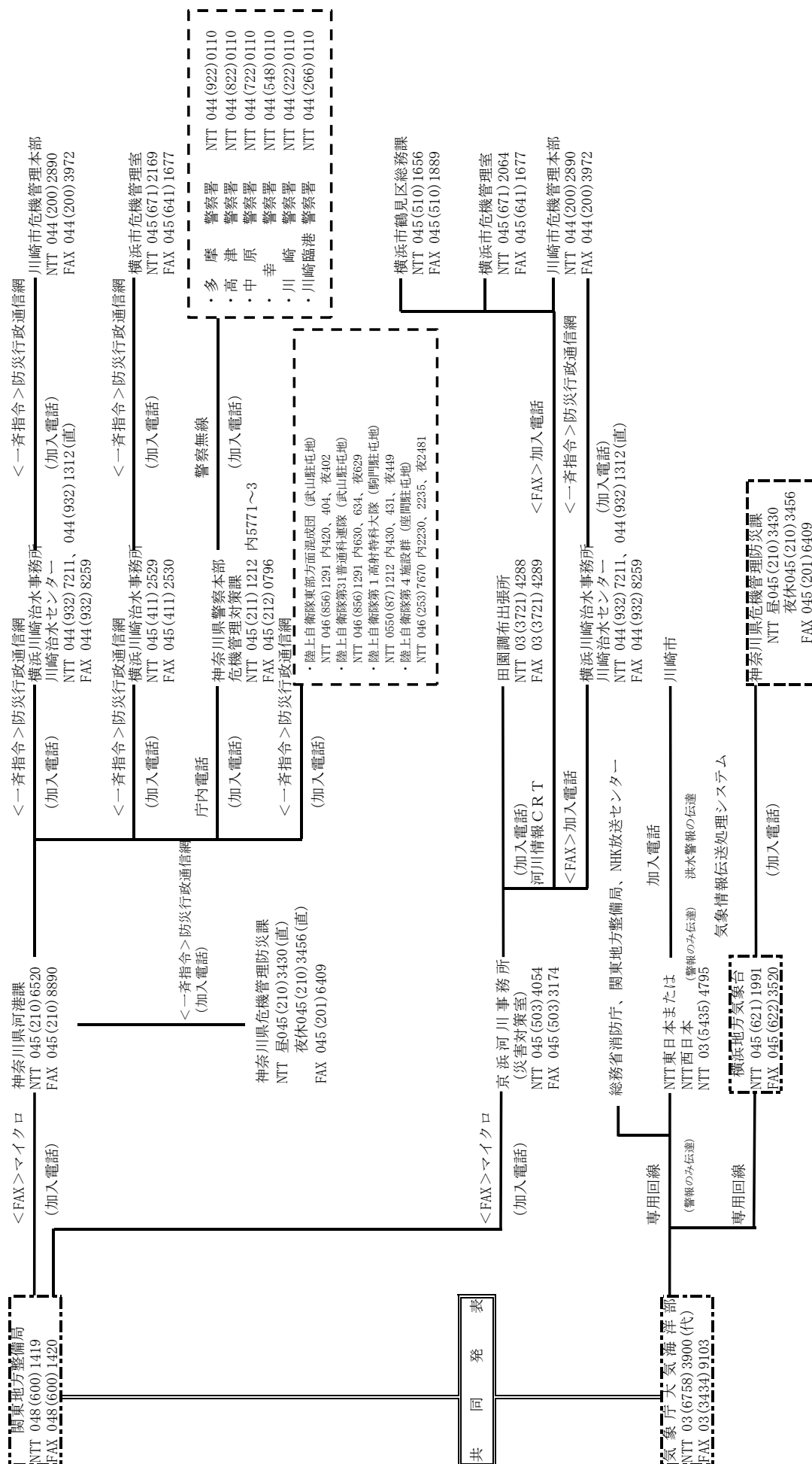
水防時における通信連絡基本系統図 [その2]

(ダム放流関係)

令和6年4月1日



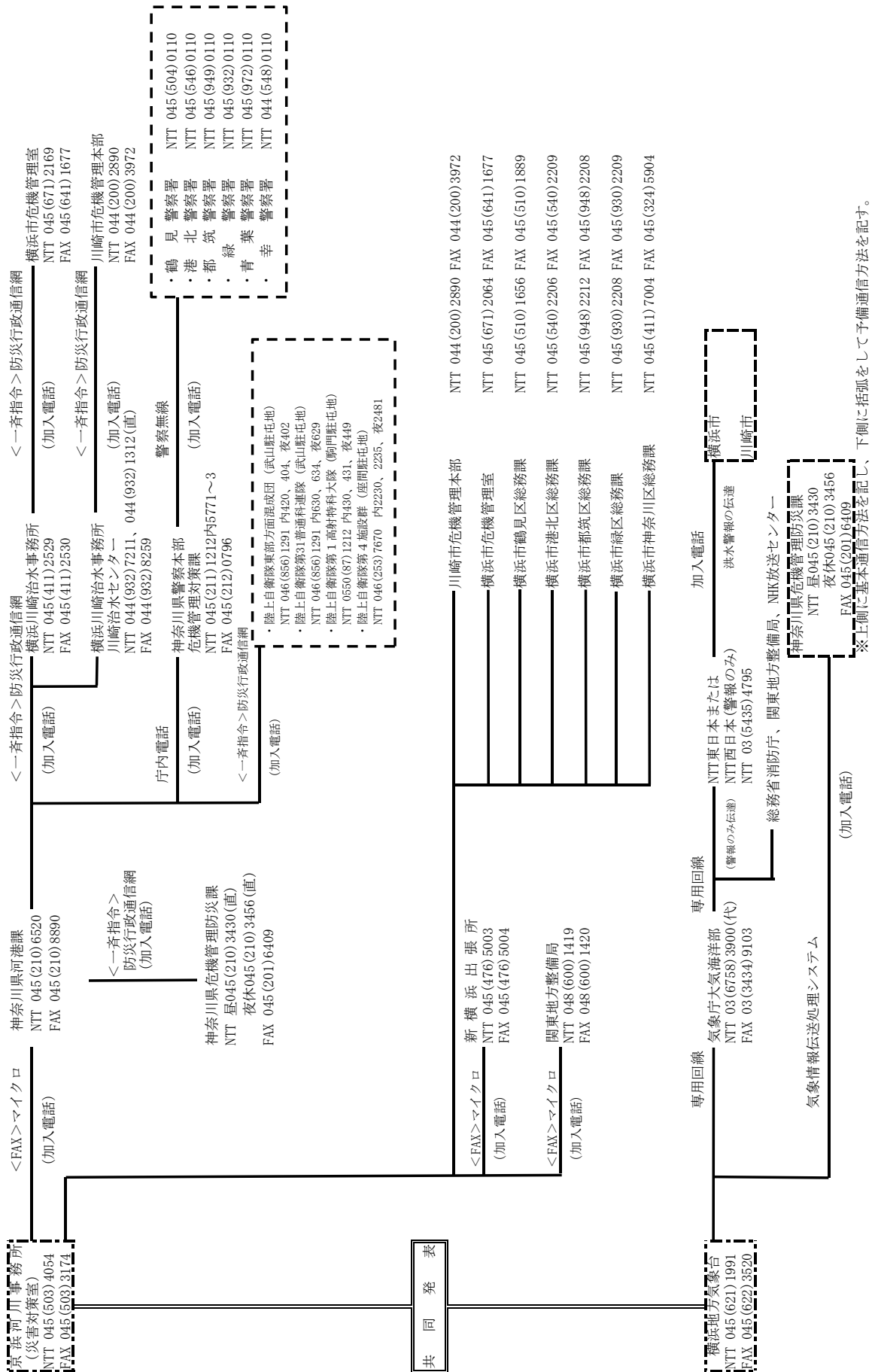




※上側に基本通信方法を記し、下側括弧をして予備通信方法を記す。

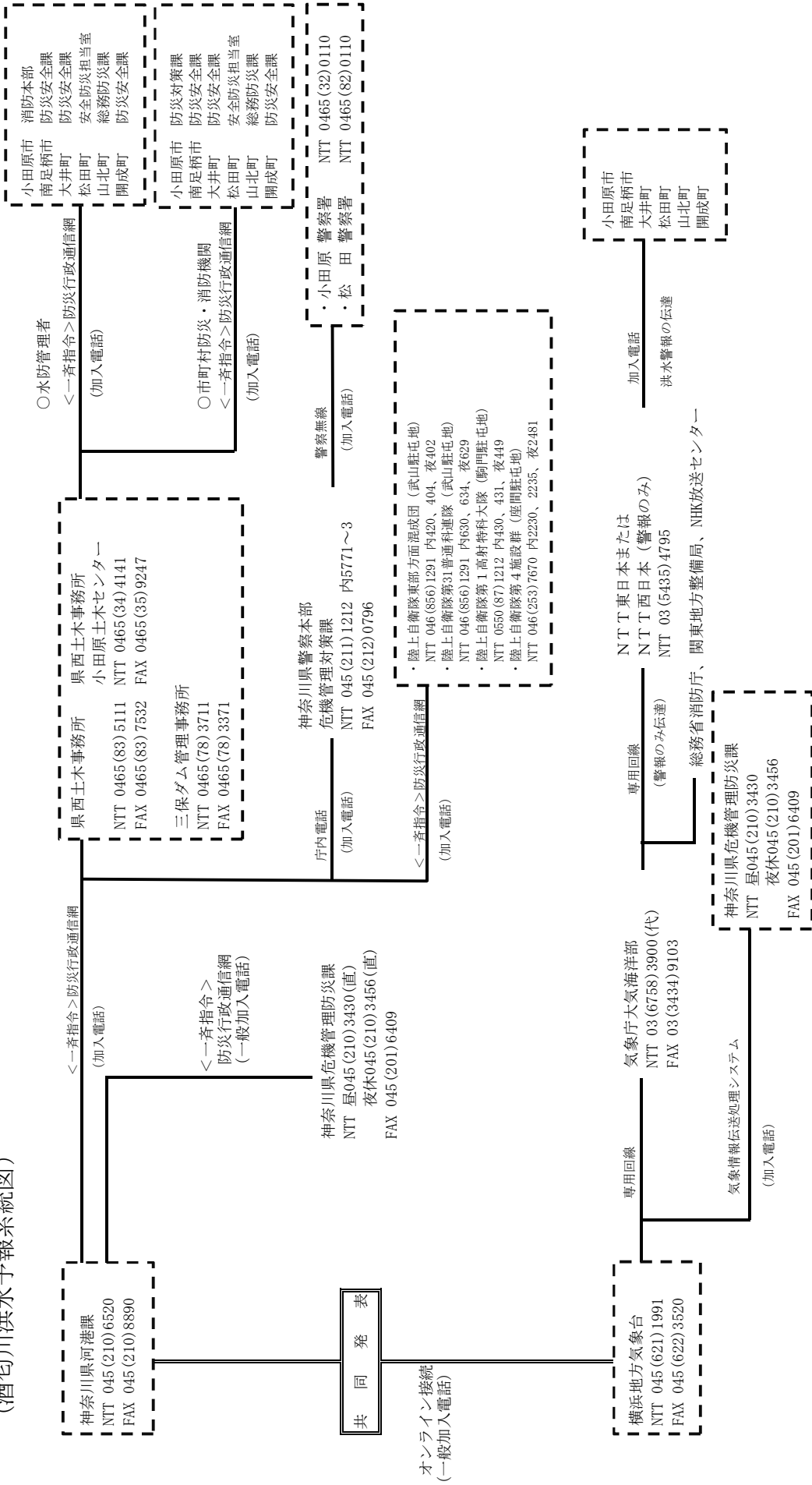
水防時における通信連絡基本系統図[その7]
(鶴見川洪水予報系統図)

令和6年4月1日



水防時における通信連絡基本系統図[その8]
(酒匂川洪水予報系統図)

令和6年4月1日



○水防管理者連絡先(水防警報伝達先)

水防管理者名	FAX番号	水防管理者名	FAX番号
小田原市 消防本部	0465-49-2591 (NTT)	松田町 安全防災担当室	0465-83-1229 (NTT)
南足柄市 防災安全課	0465-72-1328 (NTT)	山北町 地域防災課	0465-75-3660 (NTT)
大井町 防災安全課	0465-82-9965 (NTT)	開成町 防災安全課	0465-82-5234 (NTT)

○市町村防災・消防機関連絡先(汎用警報情報等伝達先)

市町村名	FAX番号	市町村名	FAX番号
小田原市 防災対策課	0465-33-1858 (NTT)	松田町 安全防災担当室	0465-83-1229 (NTT)
南足柄市 防災安全課	0465-72-1328 (NTT)	山北町 地域防災課	0465-75-3660 (NTT)
大井町 防災安全課	0465-82-9965 (NTT)	開成町 防災安全課	0465-82-5234 (NTT)

※上側に基本通信方法を記し、下側に括弧をして予備通信方法を記す。

風水害の防災知識の普及事項

県及び市町村は、風水害の防災知識の普及について、次のような事項を主に行います。

1 風水害全般に関する事項

- (1) 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- (2) 気象、その他災害発生要因についての知識
- (3) 災害の種別毎の特性
- (4) 火災予防等防災知識
- (5) 災害時の心得

2 県民の防災活動に関する事項

- (1) 平常時
 - ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
 - イ がけ崩れ、出水の危険箇所を確認する。
 - ウ 建物を補強する。
 - エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - オ 飲料水や消火器の準備をする。
 - カ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
 - キ 避難場所、避難道路を確認する。
 - ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (2) 災害時
 - ア 正しい情報に基づき冷静に行動する。
 - イ がけ、川べりには近寄らない。
 - ウ 山崩れ、がけ崩れ、浸水に注意する。
 - エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
 - オ 皆が協力し合って、応急救護を行う。
 - カ 秩序を守り、衛生に注意する。

地域気象観測所一覧表

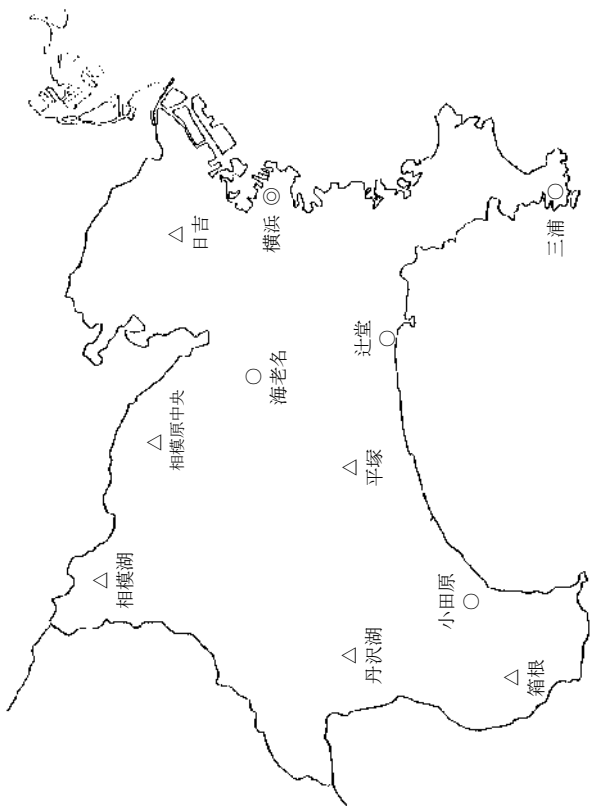
令和6年4月1日

観測所名	種類	所在地	標高
相模湖	雨	相模原市緑区与瀬	188m
相模原中央	雨	相模原市中央区中央	149m
日吉	雨	横浜市長北区日吉	57m
丹沢湖	雨	足柄上郡山北町神尾田	330m
海老名	四	海老名市中新田	18m
横浜	官	横浜市中区山手町 横浜地方気象台	39m
平塚	雨	平塚市公所	20m
辻堂	四	藤沢市辻堂西海岸	5m
箱根	雨	足柄下郡箱根町芦ノ湯	855m
小田原	四	小田原市扇町	14m
三浦	四	三浦市初声町下宮田	42m

種類と観測種目

- 官 (◎) : 降水量、気温、風向、風速、日照時間、相対湿度、気圧、積雪の深さ
- 四 (○) : 降水量、気温、風向、風速、相対湿度 (海老名を除く)
- 雨 (△) : 降水量

配置図



気象業務法に基づく警報事項の通知

令和6年4月1日

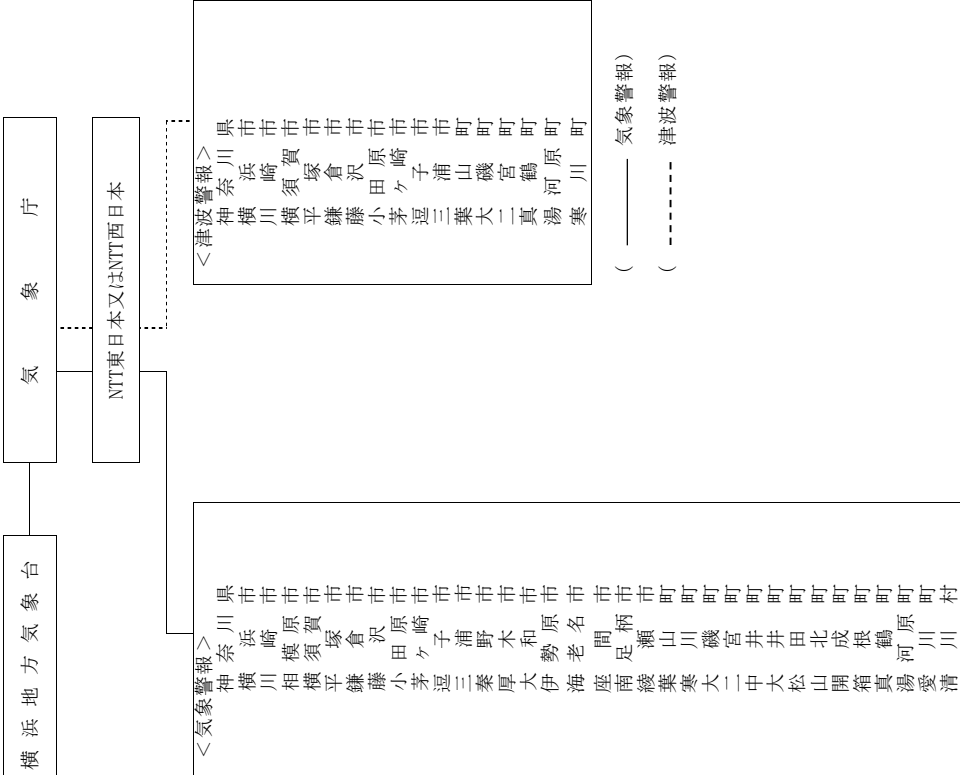
気象業務法及び同法施行令の定める警報事項の通知先及び、横浜地方気象台が警報事項を伝達する県内の機関は、次のとおりです。

種 類	通 知 先	県内の通知先機関
大雨・洪水・波浪・高波・津波・噴火等の警報事項	警察庁	神奈川県警察本部
	消防庁	各市町村
	国土交通省	横浜国道事務所 京浜河川事務所 関東運輸局
	海上保安庁	第三管区海上保安本部 横浜海上保安部 横須賀海上保安部
	都道府県（神奈川県）	くらし安全防災局 防災部危機管理防災課
	東日本電信電話株式会社、及び 西日本電信電話株式会社	各市町村
	日本放送協会	横浜放送局

※ 対象となる警報の種類により、通知先機関が異なります。
詳細については、該当する警報の伝達系統図を参照願います。

東日本電信電話(株)回線による警報の伝達系統図

令和6年4月1日



地方海上警報の種別、海域及び伝達系統

交通機関の運行停止が見込まれる場合における県民等に対する呼びかけの実施について

台風等により交通機関の運行停止があらかじめ見込まれる場合に、帰宅困難者の発生などによる混乱の抑制を図るために実施する、県民・事業者に対する呼びかけ（以下「呼びかけ」という。）については、当分の間、原則として次のとおりとする。

1 実施の基準

呼びかけは、交通機関の運行停止が長時間にわたり、帰宅困難者の発生が見込まれる、次のいずれにも該当する場合に実施する。

- (1) 気象庁が県内地域を対象とする「暴風」、「暴風雪」、「大雪」のいずれかの警報（以下「暴風警報等」という。）を発表し、または、これらの警報の発表基準に達することが予想されることを内容とする気象に関する情報（以下「暴風に関する情報等」という。）を発表した場合
- (2) 2の(1)による呼びかけの実施時間が、平日の午前9時から午後5時までとなる場合

2 実施の方法

- (1) 呼びかけは、暴風警報等又は暴風に関する情報等（以下「警報等」という。）に含めて発表される注意事項により、暴風又は大雪に警戒を要するとされた時間帯の3時間前を基本とし、警報等の発表状況に応じて実施する。
- (2) 呼びかけの相手方及び内容は、別表1のとおりとする。
- (3) 呼びかけは、それぞれの相手方に対して様式1又は様式2によることを基本として、警報等を含めて発表される注意事項に基づいて、適宜修正して行うものとする。

3 呼びかけの伝達

- (1) 呼びかけは、それぞれの相手方に対して別表2に定める伝達区分に基づき実施する。
- (2) 呼びかけの伝達は、伝達区分に応じて様式3から様式6に添付して行うものとする。

- 1 地方海上警報の種別
船舶に対して行うもので、それぞれの海域において各警報の発表基準に達しているか、または24時間以内に達すると予想されるときに発表します。

種類	説明
海上風警報	風力階級 7 の場合
海上濃霧警報	海上の視程がおおむね 500m 以下の場合
海上強風警報	風力階級 8 または 9 の場合
海上暴風警報	風力階級 10 以上の場合
海上台風警報	台風により風力階級 12 の場合
海上警報なし	警報を発表すべき現象がない、または継続中の警報を解除する場合

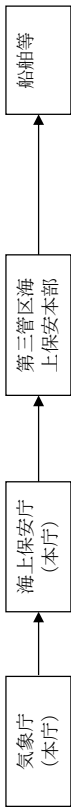
注: 海上警報の種別は、24 時間以内に予想される最大の風の強さに応じて分類しています。
風力階級は、「気象庁風力階級表」（ビューフオート風力階級）によります。

- 2 地方海上警報の発表海域
地方海上警報は、全国の沿岸から 300 海里以内の海域を 12 海域に分割して発表します。
このうち、神奈川県沿岸にかかわる海域を次に示します。

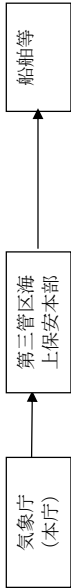
海域の名称及び範囲	細分した海域の名称及び範囲
関東海域 範囲：福島県と茨城県との境界線から 90 度、北緯 34 度 20 分の地点に至り、更にその点を基点として 180 度以内に引いた線以東の海岸線から 300 海里以内の海域	関東海域北部 範囲：関東海域のうち、北緯 34 度以北の海域 関東海域南部 範囲：関東海域のうち、北緯 34 度以南の海域

3 地方海上警報の伝達系統

(1) ナブテックス系統



(2) 無線電話系統



4 臨機の対応

実施の基準、実施の方法、呼びかけの伝達は、予測される災害の規模や時間帯、交通機関の運行状況等により、必要に応じてその内容を変更し、又は実施を取りやめることができる。

(別表1)

呼びかけの相手方及び内容

相手方	内 容	様式
県 民	外出の自粛	様式1
事業者等	安全に帰宅できる従業員等の早期帰宅及び安全に帰宅できない従業員等の帰宅の自粛、安全の確保	様式2

(別表2)

呼びかけの伝達区分

相手方	伝 達 の 区 分	様式
県 民	記者発表及び県ホームページへの掲出	様式3
	市町村、地域県政総合センター、鉄道事業者への防災行政通信網一斉指令	様式4
事業者等	神奈川県グループウェア全庁掲示板への掲出	様式5
	記者発表及び県ホームページへの掲出	様式3
	市町村、地域県政総合センター、鉄道事業者への防災行政通信網一斉指令	様式4
	神奈川県グループウェア全庁掲示板への掲出	様式5
	事業者団体を通じた事業者への周知	様式6

(様式1) (県民向け呼びかけ)

令和 年 月 日

県民の皆様へ

神奈川県くらし安全防災局

月 日暴風警報に伴う外出の自粛について

本日 時 分、神奈川県内に暴風警報が発表され、 から までの暴風が見込まれています。

強風時の外出は危険であるとともに、鉄道等が運行を停止した場合には、駅等において混乱の発生が予想されます。

つきましては、警報が解除されるまで、できる限り外出を控えるとともに、今後の気象情報に留意して、状況に応じた適切な対応をとられるようお願いいたします。

備考 文章等は、警報等を含めて発表される注意事項に基づいて、適宜修正する。(以下、各様式に同じ。)

(様式2) (事業者向け呼びかけ)

令和 年 月 日

県内の事業者の皆様へ

神奈川県くらし安全防災局

月 日 暴風警報に伴う適切な対応について

本日 時 分、神奈川県内に暴風警報が発表され、 から までの暴風が見込まれています。
強風により鉄道等が運行を停止した場合には、駅等において混乱の発生が予想されます。
つきましては、気象情報や鉄道の運行状況等に留意して、状況に応じ、従業員等に対する早期の帰宅や、安全が確認できない場合の帰宅行動の抑制など、適切な対応をとられるようお願いします。

(様式3) (県ホームページ用)

令和 年 月 日
記者発表資料

月 日 暴風警報に伴う県民、事業者への呼びかけ

本日 時 分、神奈川県内に暴風警報が発表され、 から までの暴風が見込まれています。
強風時の外出は危険であるとともに、鉄道等が運行を停止した場合には、駅等において混乱の発生が予想されます。
つきましては、気象情報や鉄道の運行状況等に留意して、警報が解除されるまで、できる限り外出を控えるとともに、企業等においては、状況に応じて、従業員等に対する早期の帰宅や、安全が確認できない場合の帰宅行動の抑制など、適切な対応をとられるようお願いします。

添付資料 1 県民の皆様へ

添付資料 2 県内の事業者の皆様へ

問い合わせ先
神奈川県くらし安全防災局防災部
危機管理防災課長
電話 045-210-3420

令和 年 月 日

タイトル 月 日暴風警報に伴う県民、事業者への呼びかけ

関係機関各位

本文 本日 時 分、神奈川県内に暴風警報が発表され、
から までの暴風が見込まれています。

強風時の外出は危険であるとともに、鉄道等が運行を停止した場合には、駅等において混乱の発生が予想されるため、別添のとおり県民、事業者への呼びかけを実施したのでお知らせします。

各所属においても、呼びかけの趣旨を踏まえ、必要に応じた関係者への周知・広報等にご協力くださるようお願いいたします。

月 日暴風警報に伴う県民、事業者への呼びかけについて

問い合わせ先

くらし安全防災局防災部危機管理防災課

電話 045-210-3430

月 日の暴風への対応について、別添のとおり県民、事業者への呼びかけを実施したのでお知らせします。

貴機関においても、必要に応じて、住民や関係者への周知・広報など、適切に対応してくださるようお願いいたします。

重要度 高い

添付ファイル 県民、事業者への呼びかけ.pdf

ラベル 通知

問合せ先

防災部危機管理防災課

応急対策グループ

電話 045-210-3430

(様式6) (事業者団体用)

令和 年 月 日

(事業者団体名) 御中

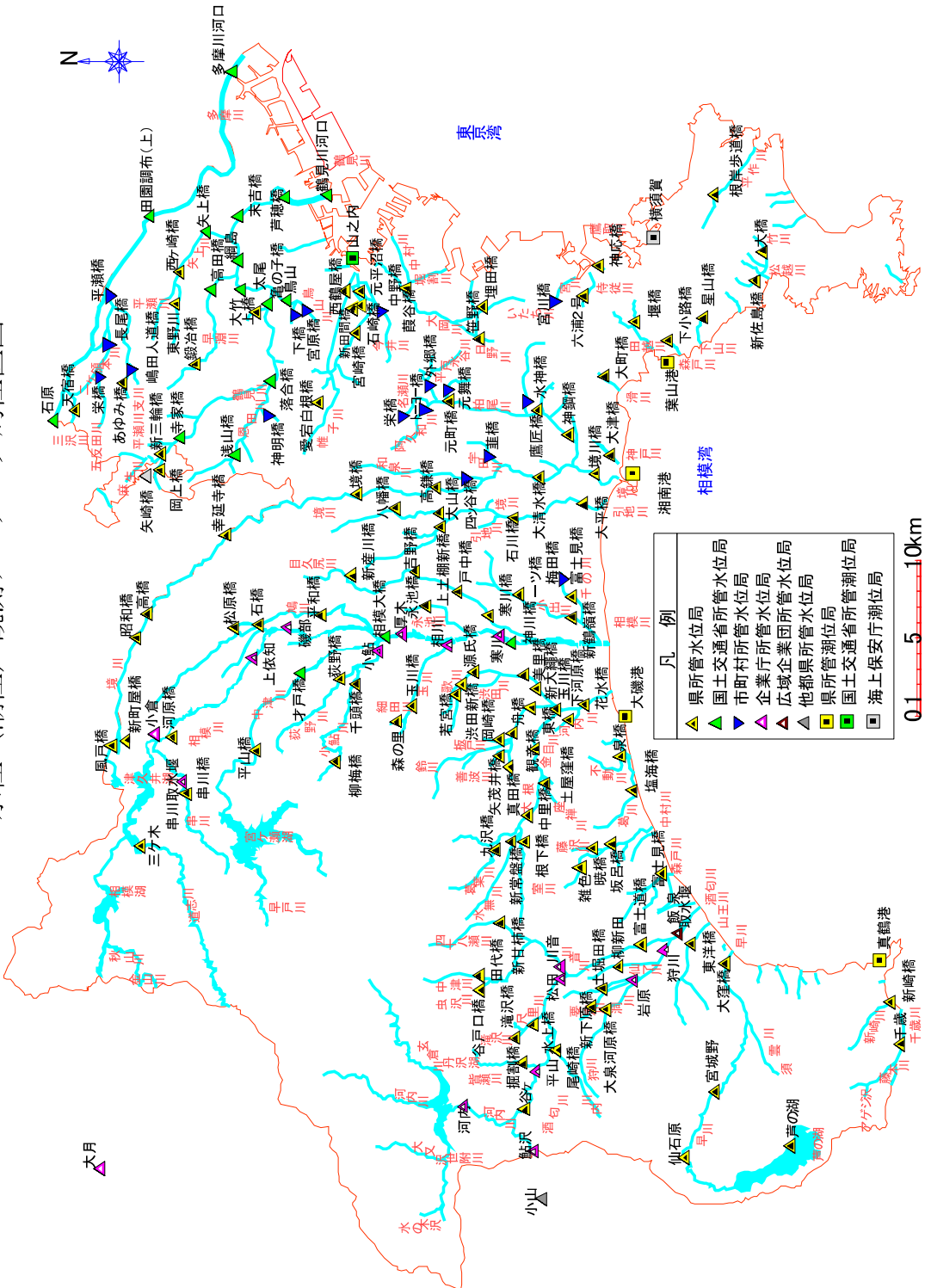
神奈川県くらし安全防災局

月 日 暴風警報に伴う事業者への呼びかけについて

月 日 暴風警報への対応について、別添のとおり県のホームページ等を活用して、県民、事業者への呼びかけを実施したのでお知らせします。
貴団体においても、構成員への周知・広報など、適切に対応してくださるようお願いいたします。

問合せ先
防災部危機管理防災課
応急対策グループ
電話 045-210-3430

水位（潮位）観測ステメータ局位置図





資料 2-3-3-3 (3)
(河港課)

令和6年4月1日

河 港 課

水 防 用 資 機 材 保 有 状 況 一 覧 表

品名	土のう類	丸太類	鉄線蛇籠	鉄線	鎌	おなたを 含む	ペンチ	携帯発電機	照明灯	一輪車	掛矢	スコップ	つるはし	かすがい	のこぎり	チェーンソー	カッター	バール	ハシゴ	ハンマ	シノ	強ヘ カッ ラド イラ トン プ	鉄杭	トラロープ	バリケード	防水シート	
事務所名	(袋)	(kg)	(本)	(kg)	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)	(台)	(丁)	(丁)	(丁)	(本)	(丁)	(機)	(丁)	(丁)	(基)	(丁)	(丁)	(丁)	(本)	(m)	(台)	(枚)	
横須賀土木	7,300	0	300	130	100	11	5	7	1	8	11	6	70	11	250	6	0	0	3	4	5	10	0	0	2,500	59	90
平塚土木	4,970	27	53	0	0	0	3	3	4	5	0	23	5	0	4	0	0	0	3	2	2	0	0	220	600	0	190
藤沢土木	14,100	95	40	0	130	21	5	6	0	1	8	17	61	12	400	13	0	5	10	1	11	14	10	300	1,500	60	470
厚木土木	33,600	612	680	222	7,950	34	15	0	3	4	12	20	77	17	70	14	0	9	8	3	25	40	0	20	2,600	4	45
東部C	7,600	20	36	0	150	8	13	1	0	2	8	13	72	4	245	4	0	1	0	5	7	55	0	320	150	0	118
津久井治水C	4,000	100	61	30	440	13	2	2	1	7	4	3	46	7	0	9	0	1	12	3	3	0	0	50	200	25	46
県西土木	15,544	103	248	140	725	92	5	3	0	9	2	5	53	10	266	16	0	1	2	0	19	20	1	137	1,354	15	149
小田原土木C	4,370	0	120	120	300	27	8	4	2	3	15	7	41	1	240	6	1	1	6	2	3	6	43	200	500	1	24
横浜川崎治水C	20,570	0	500	150	0	15	8	0	3	6	8	9	41	3	0	3	1	2	7	3	18	0	0	0	1,000	3	41
川崎治水C	21,600	36	230	96	700	30	11	3	3	4	3	5	72	10	258	7	0	1	6	3	7	7	4	190	1,400	5	100
計	133,654	993	2,268	888	10,495	251	72	29	16	48	76	85	556	80	1,729	82	2	21	57	26	100	152	58	1,437	11,804	172	1,273

なわ類は4.5kg／巻、鉄線は50kg／巻で換算して計上

鉄道事業者の応急対策（風水害等）

1 東日本旅客鉄道㈱

(1) 災害応急体制

- ア 情報の収集及び連絡
災害に関する情報を迅速、かつ的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と密接な情報連絡をとる。
- イ 緊急広報及び旅客の案内等
 - (7) 災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため揭示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。
 - (4) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。
 - (7) 災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導するとともに、広域避難場所への避難勧告のあったとき、及び一時避難場所が危険の恐れがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。
- ウ 水防、消防及び救助に関する措置
 - (7) 駅において、水道管破裂等による道路面から浸水の恐れがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板、及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。
 - (4) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

エ 救助活動

- (7) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。
- (4) 列車等の大規模被害による多数の死傷者が発生した場合は、箇所長、及び乗務員は協力して速やかに負傷者の救出救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関及び地元医師会等に協力を要請する。

オ 通信連絡の方法

災害時における情報連絡、指示、命令伝達、報告等の運用を図るため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。

カ 電力の確保

災害時における運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずる等、早期給電を確保する。

(2) 交通輸送対策

災害区間着、又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(3) 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備については次により旅客の安全を確保する。

ア 混乱防止の広報、営業中止、制限の時期等の告知

イ 旅客の避難誘導及び避難場所の案内

ウ 警備及び警察の要請

(4) 災害復旧

ア 災害復旧実施の基本方針

災害に伴う被災線区の迅速な運転再開を図り、社会経済活動の早急な回復と、災害復旧に際しては再び同様な被害を被ることのないよう耐震性の向上を図るとともに、関係行政機関が行う復旧作業等を考慮し、迅速かつ適切な復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたてて実施する。

また、本復旧工事の実施にあたっては、被害原因の調査分析結果に基づき必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

2 東海旅客鉄道㈱

(1) 発災時等における業務体制の整備

ア 対策本部及び復旧本部体制の整備

発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により対策本部を設置する。

また、発災後に復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため必要により復旧本部を設置する。

これらの本部については、設置要件、構成、運営要領等を整備しておく。

イ 非常参集体制の整備

旅客の避難誘導及び復旧作業等に必要な要員を確保するため参集体制、参集後の各人の任務事項を予め定めておく。

(2) 施設に関する防災機能の整備

ア 施設の防災対策

災害の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するような綿密な整備計画をたて、その実施の推進を図る。

イ 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達設備、警報装置を整備する。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報伝達ルートの確立

発災時等に災害応急体制の実施に必要な情報連絡が確実に行えるよう、次の各項に掲げる関係箇所との情報連絡ルートの確立を図る。

- ・必要な社内関係箇所との情報伝達ルートを定めておく。
- ・関係地方自治体及び関係公共機関との間で情報伝達ルートを定めておく。

イ 情報伝達手段の確保

発災時の災害応急処理、災害復旧に必要な情報伝達手段を確保するため、携帯電話、防災行政通信網、衛星通信設備の整備に努めるとともに、電話回線のうち通信事業が災害時、非常時の優先通話制度を設けているものについては予め申請手続きを行う。

(4) 旅客公衆等に対する体制の整備

ア 発災時等における旅客公衆の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法について予め定める。

イ 負傷者の搬送体制等の整備

発災時に鉄道施設内で負傷者が発生した場合に備えて、関係地方自治体、警察、消防、近隣の医療機関と協力して緊急連絡体制、搬送体制を整備する。

ウ 駅構内等の秩序の維持

鉄道警察隊との密接な連携のもとに駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客や公衆の適切な整理、誘導の方法を定め、発災時等における混乱を防止し、秩序の維持に努める。

(5) 防災資機材の整備等

ア 防災用品の整備

発災時に備えて、非常用食料、飲料水及びその他の緊急に必要な用品等を確保しておくとともに、点検整備を実施する。

イ 輸送手段の確保

発災時に道路の通行規制が実施される場合に備えて人命救助、応急復旧に要する資機材及び要員派遣に供する自動車を整備しておくとともに、関係地方自治体へ緊急通行車両事前届出及び緊急自動車の指定申請を予め行っておく。

ウ 応急復旧資機材の現況の把握及び運用

社内及び社外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時に緊急使用できるよう、その方法及び運用について予め定めておく。

(6) 防災上必要な教育・訓練

ア 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施する。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施する。

(7) 広報体制の整備

発災時において被災線区の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、報道機関等に発表できるよう、その体制を予め定めておく。

3 東急電鉄株

(1) 活動体制

ア 次の場合において、事故・災害対策本部を設置する。

暴風、豪雨、雷、豪雪、洪水、大規模地震その他の異常な自然現象等により会社の顧客、役員、従業員、従業員の生命、身体、財産に重大な被害が生じる事態または会社の事業の継続に重大な障害が発生したとき、またはそのおそれがあるとき。

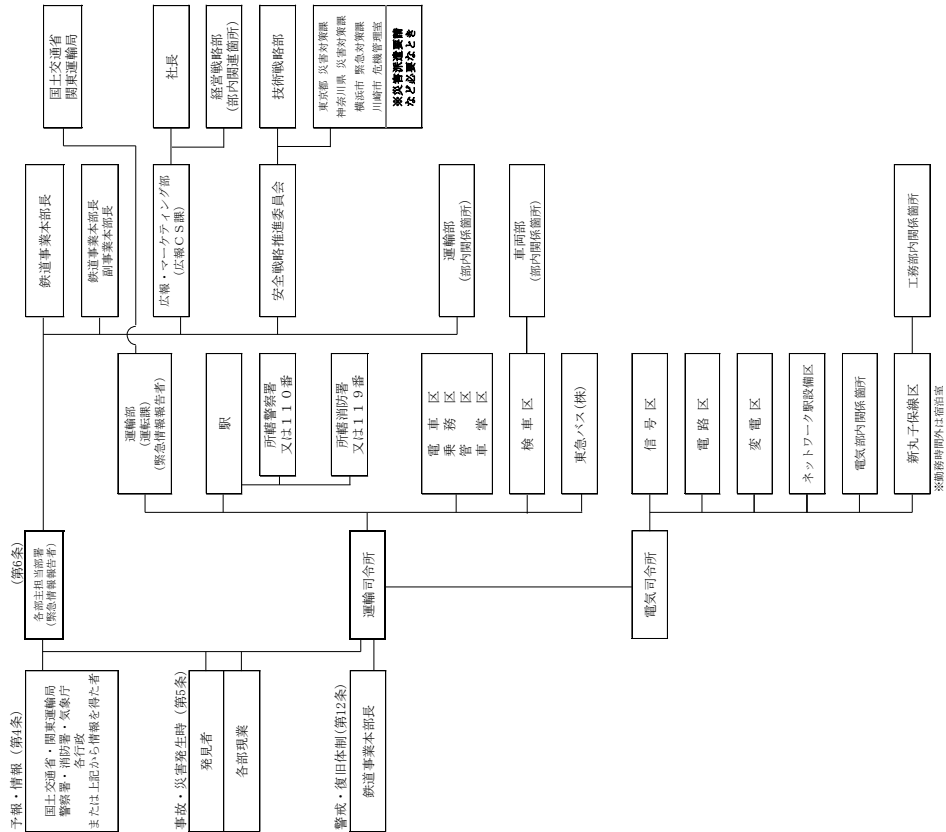
イ 警戒体制は事故・災害の規模・内容に応じて特別体制、第1種(A)体制、第1種(B)体制、第2種体制、第3種体制の5種に区別する。

(2) 情報連絡体制

ア 一般連絡体制は下記による。

伝達・通報系統

(列車運行に支障があるとき、またはそのおそれがあるとき)



イ 気象通報の伝達および報告

運輸司令所長は、気象庁から発表される気象通報のうち鉄道の業務に支障のあるおそれがあるときは鉄道事業本部異常時対策規程の伝達系統により、すみやかに関係従事員に伝達する。

- (ア) 駅長または区長は、気象情報を逐次運輸司令所長に報告する。
- (イ) 気象通報を受領した駅長または区長は、次の方法により関係従事員に伝達する。
- a 気象通報の警文略号を表示した気象告知板を見やすい一定の場所に掲出する。
 - b 解除の通報を受領したときは、掲出してある気象告知板を撤去する。
 - c 列車に乗務中の従事員に対しては、気象告知板の掲出または撤去によって伝達にかえることができる。

ウ 鉄道関係警戒および復旧体制の種類と基準

	大雨	暴風	大雪	河川氾濫
※1	1. 特別警戒が発表されたとき	※1 (A)	※1 (A)	※1 (A)
特別	2. 大雨、暴風、大雪により、復旧に相当の日数を必要とする災害が発生したとき、または予想されるとき	2. 暴風、大雪により、復旧に相当の日数を必要とする災害が発生したとき、または予想されるとき	2. 暴風、大雪により、復旧に相当の日数を必要とする災害が発生したとき、または予想されるとき	2. 暴風、大雪により、復旧に相当の日数を必要とする災害が発生したとき、または予想されるとき
※2	3. はん濫発生情報またははん濫危険情報が発表されたとき	3. はん濫発生情報またははん濫危険情報が発表されたとき	3. はん濫発生情報またははん濫危険情報が発表されたとき	3. はん濫発生情報またははん濫危険情報が発表されたとき
第1種	連続5時間の雨量150mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量150mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量150mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量150mm以上が予想されるとき
第2種	連続5時間の雨量100mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量100mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量100mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量100mm以上が予想されるとき
第3種	連続5時間の雨量50mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量50mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量50mm以上が予想されるとき	連続5時間の雨量50mm以上が予想されるとき

※1 気象庁や気象会社等の予測を基に事故・災害対策会議で特別体制、第1種(A)または(B)体制発令の判断をする。

※2 河川のはん濫情報は、各地方自治体および国土交通省のインターネット情報による。

	地 震	津 波	高 潮	雷	事件、事故、その他
特 別	1. 復旧に相当の 日数 を必要とする災害が 発生したとき	1. 東京湾内湾 で大津波警 報（3 m以上 の津波）が 発表された とき 2. 復旧に相当 の 日数 を必 要とする災 害が発生し たとき	1. 東京湾内湾 で高潮警報が 発表され、か つ3 m以上の 高潮情報があ るとき 2. 復旧に相当 の 日数 を必 要とする災 害が発生し たとき	復旧に相当 の日数を必 要とする災 害が発生し たとき	復旧及び事態の收拾 に相当の日数を必要 とする、事件、事故、 その他の要因による 事象が発生したとき 、または発生が予 想されるとき
第 1 種	(A) 1. 震度5強以上の地震 を観測したとき 2. 地震による被害が軽 微で早期復旧が可能 であるとき 3. 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警戒） が発表されたとき (B) 1. 震度5弱の地震を観 測したとき 2. 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震注意） が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震警戒） が解除され、注意措置 になったとき				(A) 長時間の運行支障が生 じる事件、事故、 その他の要因による 事象が発生したとき 、または発生が予 想されるとき (B) 運行支障が生じる事 件、事故、その他の 要因による事象が発 生したとき、または 発生が予想されると き
第 2 種	1. 震度4の地震を観測 したとき 2. 南海トラフ地震臨時 情報（調査中）が発表 されたとき	東京湾内湾で 津波注意報ま たは津波警報 が発表された とき	東京湾内湾で高 潮注意報または 高潮警報が発表 されたとき	雷注意報が 発表された とき	
第 3 種					事件、事故、その他 の要因によるトラブ ルが発生したとき、 または発生が予想さ れるとき

※地震発生時の震度は、当社地震計の測定値による

※津波および高潮による体制は地理的な条件により横浜駅付近の浸水に特定する。

エ

大雨時の運転取り扱い

(ア) 時間雨量 2 0 mm 以上、3 0 mm 未満で注意警戒運転とする。

(イ) 時間雨量 3 0 mm 以上 5 0 mm 未満、又は連続 5 時間雨量 1 5 0 mm 以上 2 0 0 mm 未満で第 2 速度規制での運転とする。

※規制値に達した雨量計に対する要注意箇所において 4 5 Km/h 以下で運転する。

(ウ) 時間雨量 5 0 mm 以上、又は連続 5 時間雨量 2 0 0 mm 以上で第 1 速度規制での運転とする。

※雨量計が規制値に達したときは、当該線区に対し規制値に達した雨量計に対する規制区間を速度 4 5 Km/h 以下、その区間の要注意箇所を速度 2 5 Km/h 以下での運転を実施する。

(エ) 時間雨量 5 0 mm 以上、かつ総雨量 3 0 0 mm 以上で運転中止とする。

オ

強風時の運転取り扱い

(ア) 風速 2 0 m/s 以上、2 5 m/s 未満で注意警戒運転とする。

(イ) 風速 2 5 m/s 以上、3 0 m/s 未満で運転見合わせとする。

(ウ) 風速 3 0 m/s 以上で運転中止とする。

カ

降雪時の運転取り扱い

(ア) 道床に積雪を認めたときは注意警戒運転とする。

(イ) 総積雪量 6 0 mm 以上で、気象情報等からなお降り続くことが予想されるときは第 2 速度規制での運転とする。

(ウ) 総積雪量 1 1 0 mm 以上で、気象情報等からなお強い雪が降り続くことが予想されるときは第 1 速度規制での運転とする。

(エ) 積雪量が多く、降雪が続き、見通しが悪く、制動力に余裕がない等、営業列車の運転の継続が困難であると認めたとときは運転中止とする。

【積雪時の対応措置】

(ア) 除雪列車の運転

気象通報、降雪状態等により除雪列車を運転する必要があると認めたとときは、運輸司令所長よりその旨を関係従事員に通告し除雪ダイヤにより運転する。

(イ) 各駅・区構内の電車線一時送電停止

構内留置車両の除雪作業を行うため、構内電車線を一時停電させる場合もある。

この実施については、検車区長がおこなうが、駅長、区長は検車区長と良く連絡を取り、出入庫等、入換運転時について十分注意する。

(ウ) 降雪時の除雪

積雪はなほだしいときは、転てつ器付近、信号機、標識および構内踏切道、乗降場その他の除雪に努めるほか、必要に応じて関係者と打合せをして、運転の安全確保に努める。

4 京浜急行電鉄㈱

(異常気象時における気象情報の伝達)

- (1) 異常気象時における気象情報の取得は、気象庁、自社の気象システムおよび民間気象会社等からの気象情報によるものとする。
- (2) 運輸司令および施設司令は、次の各号に掲げる異常気象についての気象情報が発令されたときは、その第一報について関係箇所伝達しなければならない。

ア 風雨、雷雨、吹雪

イ 大雨、大雪

ウ 強風、突風

エ 暴風雨

オ 濃霧

カ 高潮

キ その他電車の運行に支障が認められる異常気象

- (3) 風速計および雨量計の測定担当者は、その測定値があらかじめ定められた基準を超えたときは、その状況を逐次運輸司令に伝達しなければならない。

- (4) (3) の場合、運輸司令、施設司令および旅客サービス司令は、すみやかにその内容を関係箇所に伝達しなければならない。

- (5) (2) (4) の伝達先および伝達順序は、別表のとおりとする。

(雨量規制値および運転速度規制の方法)

雨量計により毎時雨量、または連続雨量が以下の規制値を観測した場合は次の取り扱いをするものとする。

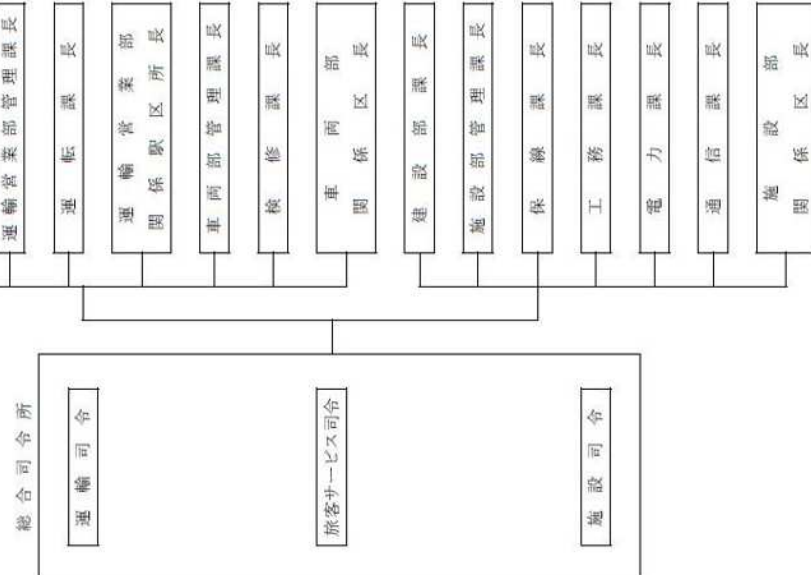
- (1) 毎時雨量 30mm 以上、または連続雨量 200mm 以上に達したときは、神奈川新町～金沢文庫駅間では毎時 60 キロメートル以下、金沢文庫駅以南では毎時 45 キロメートル以下の速度規制を行う。
- (2) 毎時雨量 40mm 以上、または連続雨量 300mm 以上に達したときは、神奈川新町駅以南で毎時 45 キロメートル以下の速度規制を行う。
- (3) 毎時雨量 40mm 以上、かつ連続雨量 300mm 以上に達したときは運転休止とする。

(瞬間風速規制値および運転規制の方法)

風速計により瞬間風速が以下の規制値を観測した場合は、次の各号に定める取り扱いをするものとする。

- (1) 風速計設置場所の瞬間風速が毎秒 25 メートル以上を観測したときは、対象区間で毎時 45 キロメートル以下の速度規制を行う。
- (2) 風速計設置場所の瞬間風速が毎秒 30 メートル以上を観測したときは、対象区間を含む区間を運転休止とする。※瞬間風速とは、3 秒間に 12 回計測した平均値

別表



(注) 担当課長は、必要と認められたときは、部内関係課長および所属部長に伝達するものとする。

5 小田急電鉄株式会社

異常気象により災害が発生した場合は、「危機管理規則」「鉄道防災計画【気象災害編】」に基づいた復旧体制をとる

(1) 災害発生時の初動対応

① 救護活動

ア 所属員は、自らの安全を確保し、相互に協力して、あらかじめ定められた担当任務に従い、旅客・従業員等の救護、避難、消火活動を迅速に行う。

イ 救護、避難、消火活動に当たっては、関係防災機関等との連携に努める。

② 非常招集

所属長は所属員の招集を必要と認めた場合、速やかに非常招集を行う。

③ 情報の収集と集約・記録

ア 気象災害に関する情報収集と連絡通報に努める。

イ 災害情報はもとより、通信の状況、点検・復旧の時系列、列車の停止位置・対応状況、駅滞留者の状況、打合せの内容等を記録保存する。

(2) 異常気象時の運転取扱

① 異常気象警戒本部の設置

気象庁より気象に関する警報または注意報が発表されたときは、「異常気象事前警戒基準」に基づいた警戒体制をとるとともに、状況に応じて警戒本部を設置する。

② 異常気象時の運転取扱

ア 運輸司令所長は、沿線に設置した雨量計、風速計の計測値を基に、全線の降雨状況および風速状況を把握し、規制値に達した場合は、区間を指定し運転規制を実施する。

イ 降雨が激しい場合は、「降雨に対する取扱」に基づき、時雨量および連続雨量の計測値によって定められた運転規制を実施する。

(f) 時雨量40mm以上、または連続雨量300mm以上に達したときは速度規制を実施する。

(g) 時雨量80mm以上に達したときは当該区間の運転を見合わせる。

(h) 時雨量40mm以上、且つ連続雨量300mm以上となったときは当該区間の運転を見合わせる。

ウ 風速が激しい場合は、「強風に対する取扱」に基づき、風速計の計測値によって定められた運転規制を実施する。

(f) 地形上の理由等により、風により列車に働く空気が大きくなると予測される区間を「酒匂川区間」「特別警戒区間」「相模川区間」として指定する。その他の区間は「一般区間」とする。

(g) 風速が19m/s以上となったことを認めた場合は、当該区間の列車に対し、注意運転または速度規制を実施する。

(h) 風速が25m/s以上となったことを認めた場合は、当該区間の列車に対し、速度規制または運転を見合わせる。

(e) 風速が30m/s以上となったことを認めた場合は、列車の運転を見合わせる。

6 相模鉄道株式会社

(1) 暴風雨に対する処置

(1) 運輸司令長の処置

1 風速20m/s以上に達したときは、注意運転の指令を行う。

2 風速25m/s以上に達したときは、列車の運転を一時中止させる。

3 暴風雨により列車の運転が危険であると認めたとときは、列車の運転を一時中止させる等の処置を講じる。

4 1時間雨量40mm以上、または総雨量200mm以上を観測したときは、注意運転の指令を行う。

5 1時間雨量40mm以上及び総雨量200mm以上を観測したときは、列車の運転を一時中止させる。

(2) 駅長の処置

駅長は、暴風雨の状況を逐次運輸司令長に報告するとともに、次の取扱いによるものとする。

1 突風等のため列車の運転が危険であると判断したときは、列車の出発または通過を一時見合わせる手配をする。

2 留置車両に対しては、転動防止の手配をする。

3 降雨のため線路冠水、道床流出等のおそれがあるときは、運輸司令長に報告するとともに、その状況を運輸司令長に報告するものとする。この場合、運転に際し次の各号に留意する。

(3) 運転士の処置

運転士は、暴風雨により列車の運転が危険であると判断したときは、列車を停止させるか、見通しの範囲内に停止できるよう速度を低下する等臨機の処置をするとともに、その状況を運輸司令長に報告するものとする。この場合、運転に際し次の各号に留意する。

1 土砂崩壊、線路冠水、道床流出、樹木支障、電線垂下、飛来物等、進路に対し注意する。

2 風速の激しい箇所を通過するときは、なるべく列車の速度を変化させないようにし、急ブレーキを避ける。

3 運輸司令長より注意運転の指令を受けたときは、指定された区間において進路に對し注意する。

4 突風のため列車の運転が危険であると判断したときは、できるだけ安全な箇所へ停止する。

5 軌条面上を超える線路冠水、道床流出を認めたとき、またはそのおそれがあるときは、速やかに停止し、その状況を運輸司令長に報告する。

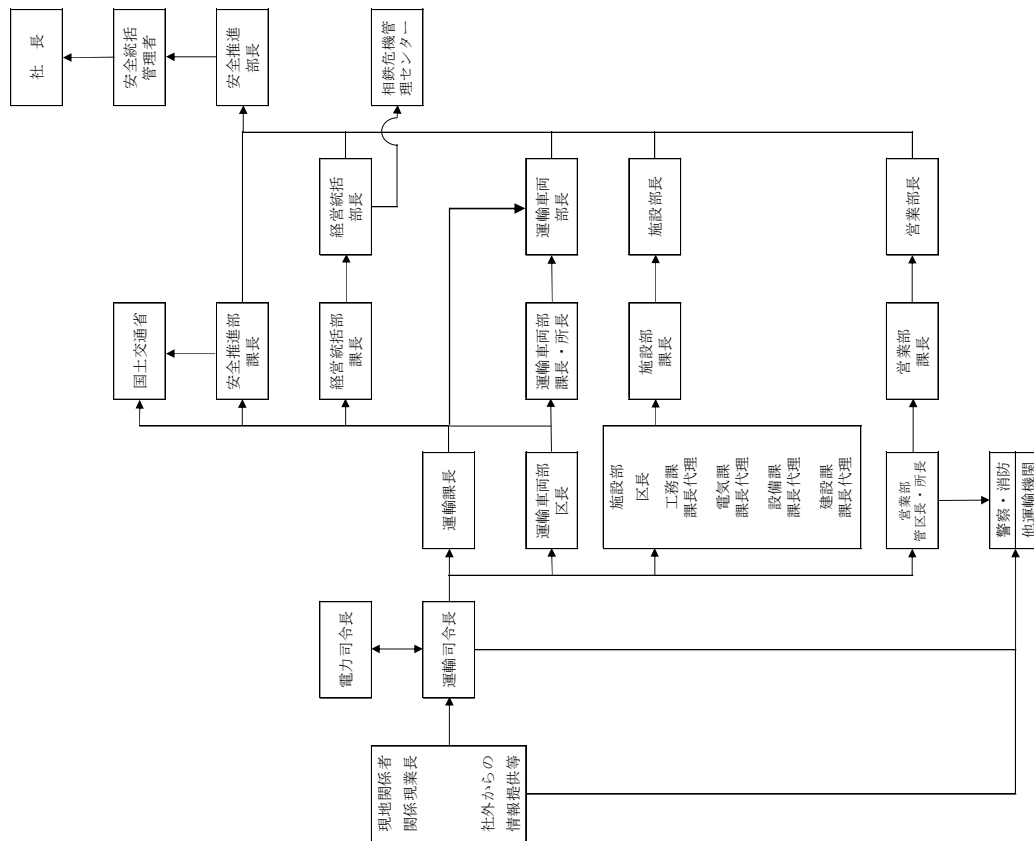
別表 1

運 輸 司 令 長	駅長または運転士より雷により被害が発生した旨、もしくはその被害者が発生した旨報告を受けたとき	駅長または運転士より雷により被害が発生した旨、もしくはその被害者が発生した旨報告を受けたときは車両の運転に危険がある旨報告を受けたときは、関係する列車の運転を一時中止させる。
駅	雷害のおそれがあるとき	その状況を運輸司令長に報告するとともに、次の取扱いによるものとする。 (1) 列車または車両の運転に危険があると認めたときは、運転を中止させる。 (2) 停止中の列車及び留置車両のパンタグラフを降下させる手配をする。
長	停車場またはその付近に落雷したとき	(1) 電車線路、信号保安装置その他について点検し、関係箇所に通報する。 (2) 停止中の列車または車両に落雷して旅客に危険を及ぼすおそれのあるときは、速やかに安全な所に避難誘導する。
運 転 士	列車または車両を運転中に雷を確認したとき	列車または車両を運転しているときに、雷が激しく危険のおそれがあるときは、速やかに列車または車両を停止させてパンタグラフを降下させるとともに、その状況を運輸司令長または駅長に報告する。

(3) 濃霧または暴風雪等における取扱い

運輸司令長	駅長または乗務員より濃霧、吹雪等のため、信号の確認距離が50 m以下となっている旨報告を受けたときは、報告を受けた区間に関係する列車の運転を一時中止する指令を行う。
駅長	信号の確認距離が50 m以下となったと認めたときは、その状況を運輸司令長に報告する。
運転士	濃霧、吹雪等を認めたときは次の取扱いによるものとする。 (1) その状況を運輸司令長に報告する。 (2) 見通しの範囲内に停止できるよう速度を低下させて運転し、見通し困難な箇所は適度1声の合図を行う。 (3) 信号の確認距離が50 m以下となったと認めたときは、速やかに停止し、その状況を運輸司令長に報告する。

運輸事故発生時の連絡・報告経路



※情報共有メールによる情報伝達については、別に定める「事故・災害等に関する報告及び情報開示ガイドライン」により行うものとする。

※現業長間では情報を水平展開し、相互に連絡を取り合うものとする。

※列車運行上の指令は運転取扱実施基準に定める運転指令系統に基づき、運転司令長が行うものとする。

※相対危険機管理センター 0.4.5-3.19-2.25.6（平日、休日、夜間とも共通）

7 株式会社小田急箱根

(1) 気象の警戒

列車の運転または線路の保守に従事する者は、異常気象通報を受けたとき、また天候が不良となったときは、その警戒を厳重にしなければならない。なお、細分化された取扱いについては、別に定めた異常気象時取扱細則による。

(2) 異常気象時の場合の総合運転所長の取扱

総合運転所長は、異常気象の通報を受けたとき、または災害発生のおそれのある場合は、次の取扱いをしなければならない。

- ① 異常気象の通報を受けたときは、直ちにその状況を全線に伝達すること。
- ② 気象通報、風速計または駅長等からの報告により、風速が25m以上と認めたときは、一時列車の運転見合せ、または中止する旨の指令を発令する。
- ③ 気象通報、積雪の測定、雨量計または駅長、乗務員からの報告により列車運行に支障のおそれのあると思われるときは、警戒体制または運転中止の指令を発令する。
- ④ 気象通報、または駅長、乗務員からの報告により信号の確認距離が50m以下になったと認めたときは「濃霧運転」または「吹雪運転」の指令を発令するものとする。

(3) 異常気象時の駅長の取扱い

駅長は、気象の状態により、その状況を逐次総合運転所長に報告するとともに、次の取扱いをしなければならない。

① 風速が激しい場合の処置

風速計または目測により風速が20m以上と認めたときは、その状況を逐次、総合運転所長に報告するとともに、風速25m以上と認めたときは次の各号の取扱いをしなければならない。

(ア) 突風のため列車の運転が、危険であるときはその状況に応じて一時列車の出発または通過を見合わせる。

(イ) 留置してある車両に対しては、厳重に転動防止の手配をすること。

(ウ) 前項の風力の目測は、次の表によりこれを測定する。

風速 (毎秒)	解 説
0.0～0.5	煙がまっすぐに上がる。
0.6～1.7	風向は、煙がたなびくのでわかるが、風見には感じない。
1.8～3.3	顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動き出す。
3.4～5.2	木の葉や細い小枝がたえず動く。
5.3～7.4	砂、紙が舞上がったり小枝がたえず動く。
7.5～9.8	葉のある樹木が揺れはじめる。池や沼の水面に波浪が立つ。
9.9～12.4	大枝が動く。電線が鳴る。傘はさしにくい。
12.5～15.2	樹木全体が揺れる。風に向かって歩みにくい。
15.3～18.2	小枝が折れる。風に向かって歩けない。
18.3～21.5	人家に少し被害がでる。瓦がはがれる。
21.6～25.1	樹木が根こそぎになる。人家に大きな被害がでる。
25.2～29.0	広い範囲の破壊を伴う。
29.1以上	被害はいよいよ甚大。

② 雷鳴または落雷の場合の処置

雷鳴が激しいとき、または落雷のあったときはその状況を総合運転所長に報告し、その指令を受けなければならない。ただし、その指令を受けることができないとき、またはそのいとまのないときは、次の各号の取扱をして、すみやかにその状況を総合運転所長に報告しなければならない。

- (ア) 列車の運転が危険であると認めたときは、列車を出発または通過させないこと。
- (イ) 停車中の列車または車両のパンタグラフは、降下させること。
- (ウ) 停車場内またはその付近に落雷のあったときは、架線その他を点検し、関係箇所に関連するとともに、旅客に危険を及ぼすおそれがある場合は、これを安全地帯に誘導して避難させること。

③ 濃霧または吹雪の場合

濃霧または吹雪になったとき、もしくはそのおそれのあるときは、その状況を逐次、総合運転所長に報告すること。また「濃霧運転」または「吹雪運転」の指令を受けた駅長は、次の取扱いをしなければならない。

(ア) 通過すべき列車であっても、これを停止すべき列車として取扱うこと。

(イ) 閉そくに承認を与えたのちは、その進路を支障しないこと。

(4) 異常気象時の場合の乗務員の取扱

乗務員は、列車を運転している途中で異常気象の状態に遭遇したときは、次の取扱いをし、その状況を総合運転所長または駅長に報告しなければならない。

① 暴風雨または風速の激しい場合

(ア) 風速が激しい箇所は、なるべく列車の速度を変化しないように努めて、急に制動機を締めるような取扱いをしないこと。

(イ) 列車の運転が危険であると認めたときは、なるべく安全な箇所に停止すること。

(ウ) 豪雨の場合運転士は、土砂崩壊、道床流出、線路浸水、立木傾斜、架線垂下等、注意して運転しなければならない。

② 雷鳴または落雷の場合

(ア) 雷鳴が激しいときは、速やかに列車を停止させてパンタグラフを降下すること。

(イ) 車両に異状を認めないときは、雷鳴の静まるのをまって、パンタグラフを上げ運転を継続すること。

(ウ) 運転中列車に落雷のあったときは、その状況により、速やかに停止し、パンタグラフを下げ、救援列車を迎える等の手配をしなければならない。

(エ) 乗客に危険があると認めたときは、安全地帯に誘導する等臨機の処置をとらなければならない。

③ 濃霧または吹雪の場合

「濃霧運転」または「吹雪運転」の指令を受けた乗務員は、次の取扱いをしなければならない。

(ア) 通過すべき停車場であっても、すべて列車を停止すること。

(イ) 停車場に進入するときは、15km/h以下の速度で注意運転をすること。

(ウ) 速度の調整、気笛吹鳴を励行すること。

(エ) 濃霧または吹雪のため信号機の認識距離が50m以下となったが、濃霧または吹雪運転の指令がない場合、運転士は本号を準用して運転する。

8 伊豆箱根鉄道株

- (1) 異常気象時の場合、駅長及び線路係員は、異常気象を感知するか、または異常気象の情報を入手したときは、その状況により列車の運転休止、列車の徐行、線路工事の中止、線路及び踏切道の特別警戒等により、すべての運転保安に関する事項について特に注意する。乗務員は、駅間の途中の状況にに応じ、運転指令者または最寄り駅の駅長に通告する。
- (2) 濃霧、降雪の場合、乗務員は列車標識を夜間の方式にし、視界の限度において停止できる速度に低下させ、気笛を吹鳴しながら運転する。
- (3) 強風、暴風、大雨の場合、駅長は、風速が毎秒 25メートル程度となり、突風等のため運転上危険であると判断したときは、運転指令者に報告し、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。
- (4) 運転指令者は、駅長から風速が激しくなり、運転上危険である旨の報告を受けたときは、一時列車の運転を見合わせる旨の指示をする。
- (5) 運転士は、風力の激しい個所はなるべく列車の速度が均一になるように努め、急激な加速または減速をしない。また、運転上危険であると判断したときは、なるべく安全な個所に停止し必要に応じてパンタグラフを降下して転動防止の手配をする。
- (6) 土砂崩壊のおそれがある区間に進入する列車は、特に注意して運転し、前夜、暴風、大雨があったときの初列車運転士は、特に土砂崩壊、浸水、倒木等があることを予想し、線路の状態に注意して運転する。
- (7) 落雷、雷鳴の場合、駅長は、運転上危険であると判断したときは、一時列車の出発を見合わせ、通過列車は停止させる。また、駅構内に停車中の列車または車両のパンタグラフ降下手配をする。
- (8) 乗務員は、直ちにパンタグラフを降下し、制動力に支障がない限度において最寄り駅まで運転を継続するか、または地形を考慮して停止する。
- (9) 線路が浸水した場合、道床その他に異常がなくても、水深がレール面上に達したときは、その区間に列車または車両を運転してはならない。

9 江ノ島電鉄株

自然災害

(自然災害発生時および発生のおそれがある場合の処置)
自然災害が発生またはそのおそれがあるときは、その状況を冷静に判断して旅客の安全を最優先とし列車の運転の安全に対し最大限の対応をしなければならない。

【異常気象】

(天候不良の警戒)

列車等の運転および線路、電力ならびに車両の保守に従事する者は、気象状況の通報を受けたとき、または天候が不良となったときは、その警戒を厳重にしなければならない。

(運転司令者の取扱)

運転司令者は、気象情報の通報を受けたとき、または災害発生のおそれのあるときは、次のとおり取扱いをしなければならない。

気象の種類 強風	条件		運転取扱方
	風速計により毎秒25メートル以上。	関係箇所と協議して、一時出発見合わせ。	
大雨	風速計により毎秒30メートル以上。	運転中止。	注意運転。 運転中止。
	雨量計により毎時20ミリ以上40ミリ未満。		
	雨量計により毎時40ミリ以上。	運転中止。	
	雨量計により降出しからの連続雨量300ミリ以上。	関係箇所と協議して、運転を中止。	
雷鳴	雷鳴が激しく列車の運転が危険と認めたとき。	運転を中止して、パンタグラフ降下。	
	濃霧および吹雪	運転士から報告があり、列車の運転が危険と認めたとき。	注意運転、もしくは運転中止。

2. 運転司令者は、気象状況の通報を受けたときは、直ちにその状況を関係箇所に伝達しなければならない。

(運転士の取扱)

運転士は、異常気象の状態により、その状況を逐次運転司令者に報告するとともに、次の取扱いをしなければならない。

気象の種類	運転取扱方
強風	(1) なるべく列車の速度を変化しないよう努めて、ブレーキを急に緊縮しない。 (2) 留置してある車両に対しては、嚴重に転動防止を講じる。 (3) 風速が毎秒25メートル程度となり、突風等により運転が危険であると認めたときは、その状況に応じて一時列車の出発または車両の入換えを見合わせる。 (4) 風速が毎秒30メートル以上になったと認められる場合で、運転司令者から指令のないとき、または指令を受けることができないときは、一時列車の運転または車両の入換えを中止させて、なるべく安全な箇所に停止する。また、速やかにその状況を運転司令者に報告するよう努める。
大雨	暴風雨または豪雨のときは、土砂倒壊、道床の流出、線路浸水、立木の傾斜および電車線の垂下等に注意して運転する。
雷鳴	(1) 落雷のおそれがあると認めたときは、速やかに列車等を停止させてパンタグラフを降下する。 (2) 雷鳴の静まるのを待って、パンタグラフを上昇させ運転を継続させる。 (3) 運転中、列車等に落雷があったときは速やかに停止し、状況により救援列車を手配する。 (4) 旅客に危険があると認めたときは、避難させる。
濃霧および吹雪	走行中は適宜気笛合図を行い、注意運転する。

(駅長の取扱)

駅長は、異常気象の状況を逐次、運転司令者に報告するとともに、次のとおり取扱いをしなければならぬ。

気象の種類	運転取扱方
強風	(1) 風速が毎秒25メートル程度となり、突風等により運転が危険であると認めたときは、列車等の出発を一時見合わせる。 (2) 風速が毎秒30メートル以上になったと認められる場合で、運転司令者から指令のないとき、または指令を受けることができないときは、一時列車の運転または車両の入換えを中止させる。また、速やかにその状況を運転司令者に報告するよう努める。
雷鳴	(1) 落雷のおそれがあると認めたときは、一時列車等の出発を見合わせる。 (2) 駅構内またはその付近に落雷のあったときは、電車線等を点検し、関係箇所に通報する。 (3) 旅客に危険があると認めたときは、避難させる。
濃霧および吹雪	状況を運転司令者に報告する。

【参考】 目測による風速

種別	相当風速 (メートル/毎秒)	解説
強疾風	15.3 ～ 18.2	小枝が折れる。急いで歩けない。
大強風	18.3 ～ 21.5	煙突が倒れ、瓦が飛ぶ。
全強風	21.6 ～ 25.1	樹木が根こそぎになり、建物に大損害が起こる。
暴風	25.2 ～ 29.0	いたるところに大損害が起こる。
台風	29.1 以上	損害がますます大きくなる。

(異常気象の回復による運転規制の解除)

運転司令者は、異常気象による強風、大雨、雷鳴、濃霧および吹雪が回復もしくは列車の運転に影響がないと認めたときは関係箇所と打合せのうえ、その規制を解除するものとする。

2. 前項により運転規制が解除されたとき運転士は、継続して進路および列車等の状況に注意をするものとし、異常を認めたときは速やかに運転司令者に報告しなければならない。

10 湘南モノレール線

(暴風雨の恐れがある場合の警戒)

係員は暴風雨のおそれがあるときは、気象台からの気象通報を確認し、警戒を厳にし応急体制を整えておかなければならない。

(暴風雨の恐れがある場合の指令の取扱)

暴風雨の場合、指令は次の各号の取扱をしなければならない。

- (1) 風速計による風速を駅、区長および列車の乗務員に通報すること。
- (2) 風速が毎秒20メートル以上となったときは、列車に注意運転を指示すること。
- (3) 風速が毎秒25メートル以上となったときは、列車の運転を見合わせる。

11 横浜市公安局 (横浜市営地下鉄)

(気象状況の注意)

- 1 係員は、列車等の運転に関係ある気象状況について、警報又は注意報の発令があったとき又は天候が不良になったときは、警戒を厳重にしなければならない。
- 2 気象状況の異常により列車等の運転に危険が生じたときは、状況を把握したうえで旅客の安全を第一として適切な処置をしなければならない。
- 3 総合司令所長は、異常気象状況を適宜関係箇所に通報しなければならない。

(運転規制)

総合司令所長は、大雨、大雪、強風等により災害の発生が予測されるときは、運転速度の制限、運転の中止等の運転規制をしなければならない。

(強風の場合の取扱い)

- 1 総合司令所長は、風速計の表示、管区駅長・運転士等の報告及び警報等から、風速が毎秒15メートル以上になると認めたときは、状況を判断して、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) 風速が毎秒 15メートル以上になったときは、その状況を、地上区間の駅及び地上区間に列車を出発させる駅の管区駅長に通報する。
 - (2) 風速が毎秒 20メートル以上になったときは、地上区間の駅については、一時列車の出発を見合わせ、通過する列車であっても一時駅に停止するよう手配する。
 - (3) 風速が毎秒 25メートル以上になったときは、地上区間の列車の運転を休止し、必要により安全な箇所へ回送するなどの手配をする。
- 2 運転規制の必要がなくなったときは、平常に復帰するように努めるものとする。

(乗務管理所長の報告)

- 1 乗務管理所長は、風速計又は目測により、風速が毎秒 15メートル以上になったと認めたときは、その状況を逐次総合司令所長に報告しなければならない。
 - 2 目測により風速を計る場合は、別に定める表による。
- (管区駅長、乗務管理所長、検車区長、検修区長の処置)
- 1 管区駅長は、風速が毎秒 20メートルを超え、列車等の運転が危険であると認めたとき、又は総合司令所長から指令を受けたときは、列車の出発、車両の入換を一時見合わせなければならない。この場合、ただちに総合司令所長に報告するものとする。
 - 2 乗務管理所長は、強風等のため車両の運転が危険であると認めたときは、車両の入換を一時見合わせなければならない。
 - 3 管区駅長、乗務管理所長及び検修区長は、構内に留置してある車両の転動防止の手配を厳重にしなければならない。

(運転士の処置)

- 運転士は、強風に遭遇したときは、次の各号により取り扱わなければならない。
- (1) 風速の激しい箇所では、速度の急激な変化を避けるよう努める。
 - (2) 列車の運転が危険であると認めたときは、駅においては出発を見合わせる、又は安全な箇所に停止するよう努める。この場合、通過駅であっても停止する。
 - (3) やむを得ず駅間に停止するときは、曲線、高架等は避け、できるだけ地形建物等を利用するよう努める。

(浸水の防止)

総合司令所長は、集中降雨等が予想されるときは、施設区長及び関係管区駅長に浸水防止の手配を要請しなければならない。

(浸水時の取扱い)

- 1 ずい道内の浸水のため運転に支障のおそれがあるときは、次の各号により取り扱わなければならない。
- (1) 運転士は、すみやかにその状況を総合司令所長又は管区駅長に報告して指示を受ける。
- (2) 総合司令所長は、管区駅長又は運転士に、乗客を駅に下車させ、列車を浸水のおそれのない箇所に回送する等の手配をする。

- 2 管区駅長又は運転士は、前各号にかかわらず、打合せ又は指示を受けることができないときは、駅に乗客を下車させる等臨機の処置をした後、この旨を総合司令所長に報告するものとする。

(濃霧又はふぶきの場合)

総合司令所長は、濃霧又はふぶきのときで、200メートルの距離から鉄道信号の現示又は表示を確認することが困難になったときは、現示又は表示方式を昼間であっても夜間的方式としたうえ注意運転を指令するものとする。

(管区駅長の取扱い)

- 管区駅長は、濃霧又はふぶきの場合は、次の各号により取り扱わなければならない。
- (1) 鉄道信号の現示又は表示の確認距離が 200メートル以下になったときは、その状況を総合司令所長に逐次報告する。
 - (2) 責任者を定めて特に列車の運転状況を監視させる。
 - (3) 急きょ列車を停止させる必要があるときは、列車緊急停止装置等により停止手配をする。

(運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇した場合)

運転士は、運転の途中で濃霧又はふぶきに遭遇し、進路等の見透し距離が 200メートル以下になったときは、一旦停止し、次の各号により取り扱わなければならない。

- (1) その状況を総合司令所長に報告する。
- (2) 前途の見透し困難なときは、注意運転し、ときどき長緩気笛一声の合図をする。
- (3) 見透し距離が 50メートル以下になったときは、通過すべき駅であっても停止する。

(管区駅長の専決施行)

- 1 管区駅長は、進路等の見透し距離が 50メートル以下になったときで、総合司令所長の指示を受けるいとまのないときは、列車の運行を一時休止することができる。この場合、通過すべき列車であっても停止させるものとする。
 - 2 前項の取扱いをしたときは、すみやかに総合司令所長及び隣接管区駅長に報告しなければならない。
- 12 株式会社横浜シーサイドライン
- (1) 警戒本部の設置
- 安全推進課長は、災害等、不測の事態の発生に備えるため、次の各号のいずれかに該当し、必要と認めた場合は、警戒本部を設置する。
- (1) 司令区の防災監視盤の風速表示において、瞬間風速が連続して毎秒 25メートルを超えるおそれがあるとき
 - (2) 気象庁等より、横浜市に次のいずれかが発表されたとき
- ア 降雪の予報
- イ 津波注意報

ウ 1 時間当たりの降雨量が 50 ミリメートル以上の予報

- (3) 当社の軌道施設に延焼するおそれのある火災が発生したとき
 - (4) 当社に対してデロの予告があるとき又は当社を除く神奈川県内の鉄軌道事業者においてデロの予告があるとき若しくはデロが発生したとき
 - (5) 大規模なデモ等が実施され事故のおそれがあるとき
 - (6) 安全推進室長が、災害等を未然に防ぐための警戒体制をとることを判断したとき
 - (7) その他、設置を必要と認めたとき
- 2 警戒本部の設置場所は、中央管理棟 5 階研修室を原則とする。ただし、状況に応じて変更する。
- 3 司令区長は、警戒本部設置の連絡を受けたときは、次の各号について社内周知する。
- (1) 警戒本部の設置日時、設置場所
 - (2) 警戒本部の解散日時
 - (3) その他、必要事項
 - (4) 社内周知方は別表 2 を基本とし、電話（携帯電話を含む）によることを原則とする。
- ただし、必要に応じてその他の方法をもって行う。

(2) 警戒本部の組織及び業務

- 警戒本部の組織及び業務は別表 1 を基本とし、必要に応じて調整する。また、各課長及び司令区長が指名した者を警戒本部員とする。
- 2 安全推進課長が警戒本部長を務めることができない場合は、運輸課長、工務課長、電気課長、車両課長又は警戒本部に最初に到着した各課長の順にその職務を代行する。
 - 3 安全推進課が事務局業務を務めることができない場合は、警戒本部長より指示された者がその職務を代行する。

(3) 異常気象

ア 列車または車両の運転と気象通報

運輸・電力司令は、異常気象となったときは警戒を厳にし、列車または車両の運転に危険が生じるおそれがあるときは、状況を把握し、旅客の安全を第一として適切な措置をとること。

運輸・電力司令は、異常気象の状況を適時関係課・区に通報すること。

イ 運転規制

運輸・電力司令は異常気象により災害の発生が予測されるときは、列車または車両の運転規制をすること。

(4) 強 風

ア 強風時の運輸・電力司令の処置

- (1) 運輸・電力司令は気象情報等により、強風が予想され、列車の運転に危険が生じるおそれがあるときは、次の事項により取扱うこと。
- (7) 風速が毎秒 20 メートル以上となったときは、係員を乗務させ警戒にあたらせること。
- (4) 風速が毎秒 25 メートル以上となり、運転の継続が危険と認められるときは、列車の

出発を抑止し、一時運転を見合わせる。ただし、駅間の列車に対しては、ただちに次の駅まで毎時 17 キロメートル以下の運転規制を行うこと。

- (2) 運輸・電力司令は、前項(4)による場合は、旅客に対し、放送等により、その状況を案内すること。

- (3) 運輸・電力司令は、前項(4)により運転を一時見合わせた列車について、風速低下および係員の報告等により安全と認められるときは、運転を再開すること。

イ 強風時の運転員の処置

- (1) 運転員は次の取扱いをすること。
- (7) 強風の状況を列車無線により運輸・電力司令に通報すること。
- (4) 風速のはげしい箇所は、急にブレーキを緊締することを避け、なるべく列車の速度を変化しないように努めること。
- (7) 列車の運転が危険であると認めたとときは、安全な箇所に停止すること。

(5) 積雪または氷結

ア 積雪、氷結時の運輸・電力司令の取扱い

- (1) 運輸・電力司令は、積雪または氷結のため、列車または車両が空転もしくは滑走したとき、またはそのおそれがあると認めたとときは、直ちに関係課・区に通報するとともに列車の運転規制を行う等、必要な処置をとること。

- (2) 運輸・電力司令は、積雪または氷結があったときは、関係課・区に連絡し、列車の運転が危険であると認めたとときは、列車の運転を中止すること。

イ 積雪、氷結時の運転員の取扱い

運転員は積雪または氷結のため列車の運転に支障があると認めたとときは、速度を低下する等の手配を行い、つとめて次駅まで運転した後、直ちに運輸・電力司令に通報し、その指令を受けること。

東京ガスネットワーク株の応急活動体制(風水害等)

1. 体制の確立
災害が発生することが予想される場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

体制区分	適用条件
第一次非常体制	社会的な影響が大きいと考えられる重大な事故が発生、または予想される場合
第二次非常体制	社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な事故が発生、または予想される場合

2. 通報・連絡の経路
社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

3. 災害時における広報
a 広報活動
災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。
b 広報の方法
広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。
4. 災害時における復旧用資機材の確保
a 取引先・メーカー等からの調達
b 被災していない地域からの流用
c 他ガス事業者等からの融通

5. 非常事態発生時の安全確保
ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

6. 災害時における応急工事
応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

7. 復旧計画の策定
非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。
a 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。
① 復旧手順および方法② 復旧要員の確保および配置③ 復旧用資機材の調達④ 復旧作業の期間⑤ 供給停止需要家等への支援⑥ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
⑦ その他必要な対策
b 復旧作業の実施
供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。
(a)高・中圧導管の復旧作業
① 区間遮断② 漏えい調査③ 漏えい箇所修理④ ガス開通

- (b)低圧導管の復旧作業
① 閉栓作業② 復旧ブロック内巡回調査③ 被災地域の復旧ブロック化④ 復旧ブロック内の漏えい検査⑤ 本支管・供給管・灯内外管の漏えい箇所の修理⑥ 本支管混入空気除去⑦ 灯内外管の漏洩検査および修理⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）⑨ 開栓

東日本電信電話株式の応急活動体制(風水害等)

- 1 災害の発生に伴い、情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達に当たります。
- 2 警戒宣言等が発令された場合は、情報連絡室・警戒本部の設置等の他、風水害防災体制の確立及び通信の途絶防止等のため応急復旧用災害対策機器を予め配備し発災に備えています。
 - (1) 災害対策機器の点検、整備及び必要により非常配備を行う。
 - (2) 予備電源設備並びに燃料及び冷却水の点検と確認を行う。
 - (3) 応急復旧に必要な資材、物資の点検確認及び車両の確認並びに輸送方法の確認を実施し必要により手配を行う。
 - (4) 建物、施設等の巡視点検と必要な防護措置を行う。
 - (5) 各ビル等の警備及び避難時の誘導体制の確認を行う。

- 3 電気通信設備に被害等を受けた場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行うとともに、重要通信の確保に留意し、災害の状況や電気通信設備の被害状況に応じた応急復旧を実施します。

電気通信サービスの確保	防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本として風水害防災応急対策を実施する。 警戒宣言等が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるため次により対処します。 1 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先でそ通を確保する。 2 街頭公衆電話及び避難所に設置する災害時用公衆電話(特設公衆電話)からの通話はそ通を確保する。 3 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の通話を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。 4 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の提供を開始する。提供条件は、テレビ・ラジオ等にて周知する。
災害対策機器の出動	通信途絶の状況に応じ、直ちに可搬形無線機等災害対策機器の出動要請を行う。
災害時用公衆電話(特設公衆電話)の臨時設置	被災地域における通信手段として、り災者が利用する避難所に、災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置に努めます。 また、災害救助法が適用される規模の災害が発生し、かつ広域停電が発生するなど被災者の方々の通話を確保することが必要と当社が判断した場合には公衆電話からの通話を無料とすることがあります。
災害用伝言ダイヤル「171」等の開設	大規模な災害が発生した場合に提供を開始します。 提供開始時期や録音件数等の提供条件は、テレビ・ラジオ等でお知らせします。
回線の応急復旧	災害救助機関等、重要な通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内を目標とする。

- 4 災害により被災した通信回線の復旧は、あらかじめ定められた復旧順位に従って実施します。応急復旧工事については、次により工事を実施します。
 - (1) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
 - (2) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

放送機関の応急対策(風水害等)

1 日本放送協会横浜放送局

- (1) 放送のサービス
災害発生時、日本放送協会は、総合テレビ、ラジオ第一放送を中心に、災害の程度に応じて、随時、災害の規模、被災状況の情報を放送し、放送機能の確保並びに前記放送による地域情報の伝達に努める。
 - (2) 施設の応急復旧
放送会館設備、放送所・中継局設備及び放送線が使用不能となった場合は、緊急機材等により速やかに復旧に努める。
- ### 2 ㈱アール・エフ・ラジオ日本
- (1) 放送体制
ア 非常事態放送対策本部の設置
(ア) 本部は東京支社に置くが、支社で放送業務が不能の際は、横浜本社又は川崎送信所に移す。
(イ) 本部は直ちに放送実施・維持に必要な人員を確保する。

- イ 県との連絡
(ア) 災害初期の混乱を防止し、流言飛語の流布を防止するため、絶えず県と連絡を取り、各種の警報及び住民の避難誘導など人命に関する緊急情報を他の番組に優先して放送する。
(イ) 災害防止に協力するため、局の得た情報を可能な限り県に通報する。
前記(ア)、(イ)その他の措置を効果的に実施する場合がある。

(2) 放送の応急措置

- ア 東京支社スタジオ施設
東京支社は、賃貸ビルに入居している関係上、電源はビル電源室より供給されているが、独自に無停電装置を有しており、停電しても数時間の放送を継続できる。
- イ 横浜本社スタジオ施設
本社の高圧電源 2 系統が「断」となった場合又は瞬停時には 50kVA の無停電装置により放送を継続する。停電時間が長い場合は、無給油で 72 時間運転可能な非常用発電機により放送を維持する。
- ウ 川崎放送所の設備
高圧受電 2 系統が「断」となった場合には、250kVA 非常用発電機を運転する。この発電機は燃料補給なしでも放送を 3 日間継続できるよう、3,000 リットルの容量の地下タンクに燃料を備蓄している。
- エ 各伝送系は、迂回ルート、無線等により確保し、放送を維持するとともに、復旧に努める。

3 ㈱テレビ神奈川

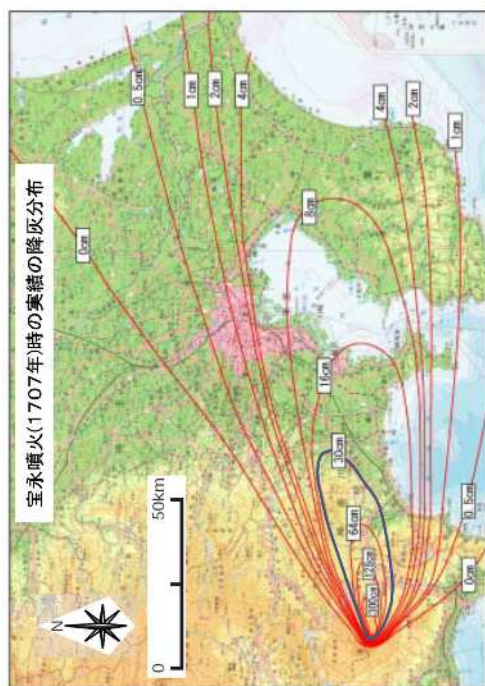
- (1) 放送体制
災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図る。
- (2) 放送応急措置
ア 鶴見送信所(親局)からの直接送出
マスターまたはスタジオが使用不能になる状況を考慮して、直接送信所から生放送する体制をとる。(アナログ放送時代とは異なる仕組みのため、2012 年度新規に簡易マスターシステムを導入)

- イ 関東の独立局 5 局、ないし、全国の独立局 12 局とは災害時の相互援助に関する協定を締結しており、必要な援助を受けられるようにしてある。
- ウ 商用電源の障害対策

- (ア) 本社においては、商用電源は本線、予備の 2 回線が用意されている。更に、非常用電源設が設置されており、保安電力、マスター設備、スタジオ設備の電源も確保されている。
- (イ) 鶴見送信所、平塚中継局、小田原中継局、南足柄中継局等には、非常用発電機を設置し、送信電源の確保がなされている。

4 横浜エフエム放送㈱

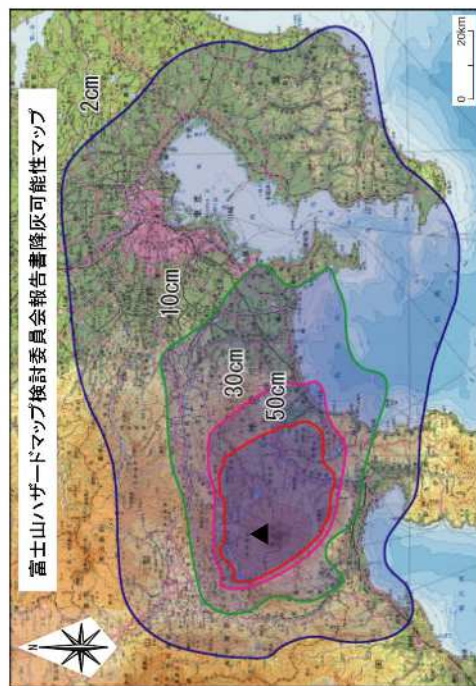
- (1) 放送体制
非常緊急放送に移行し、放送要員・災害放送体制の確保を図る。
- (2) 放送の緊急措置
ア 本社演奏所の電源確保
グループ給電を受けている入居ビルにより商用電源を受けている。商用電源停電の場合は、当社独自の非常用発電器により、無給油で 20 時間放送を継続できる。
- イ 送信所の電源確保
大山送信所、円海山予備送信所、ならびに小田原中継局とも独自の非常用発電機を設備し、停電に備えている。



冬に噴火した場合の降灰分布の例

火山灰や軽石を出す大規模な噴火の場合広い地域に火山灰が降ります

季節によって風向きが変わるため、火山灰の到達範囲は変わります。
この図はすべての季節を重ねて描いているため、実際の降灰範囲は異なる場合があります。



凍雪害対策実施要領

平成 15 年 4 月 1 日
最終改定 平成 26 年 3 月 31 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、積雪、凍結時に道路交通を緊急に確保し、迅速かつ、適切な除雪等の活動ができるよう、凍雪害対策路線について除雪機械、除雪要員等の動員、連絡系統その他必要な事項に関しあらかじめ所要の体制を確立し、道路交通を円滑にすることを目的とする。

(凍雪害対策路線)

第 2 条 土木事務所長及びセンター所長（以下「所長」という。）は、毎年度、積雪、凍結、交通量等、所管管理道路の諸条件を考慮し、凍雪害対策路線を決定し、様式 1 により道路管理課長に報告する。

(凍雪害対策による通行止め等)

第 3 条 所長は、積雪・路面凍結における事故を未然に防ぐため、他の道路管理者および所轄の警察署長と協議のうえ、道路法第 4 6 条第 1 項（通行の禁止又は制限）の規定により通行を禁止し、又は制限するほか、必要に応じて車両運転者に対し注意喚起を行う。

2 前項に掲げる措置の区分は、路面の状況により次の各号による。

(1) 通行止め

積雪・路面凍結により車両の通行が危険であると認められる場合。

(2) すべり止め必要

積雪・路面凍結により車両にすべり止め装置を装着した方が安全に通行できると判断する場合。

(凍雪害対策による通行止め等の実施及び解除)

第 4 条 所長は、前条第 1 項の措置（以下「通行止め等」という。）を実施しようとするときは、あらかじめ所轄の警察署長に対象区間、理由及び措置の区分を通知する。

2 通行止め等の実施は、道路標識及び道路情報板等をもって周知し、対象区間及び理由を明示する。

3 通行止め等の解除は、所長が通行の安全を確認した後、速やかに行い、所轄の警察署長にこれを知する。

(配備体制等)

第 5 条 所長は、別表 1 を参考に毎年度、積雪、路面凍結時の土木事務所における配備体制、体制の設置基準及びその作業内容等を定め、様式 2 により道路管理課長に報告する。

(情報連絡)

第 6 条 道路管理課長及び所長は、別表 2 の雪氷対策道路道路情報連絡系統図に基づき道路情報の入手、関係機関相互の連絡及び一般への広報を行う。

(報 告)

第 7 条 所長は、凍雪害における配備体制について又は又は解除したときは、電話等により速やかに道路管理課長に報告する。

2 所長は、次の各号について各様式により道路管理課長に速やかに報告する。

(1) 凍雪害対策の月別作業状況報告（様式 3、様式 4）

(2) 降雪による通行規制情報（様式 5）

(3) 降雪状況及び体制等の作業状況（様式 6）

(その他の道路の通行規制)

第 8 条 第 3 条から第 7 条までの規定は、凍雪害対策路線以外の道路について道路管理課長及び所長が必要と認める場合に適用する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日道管第 5 号）

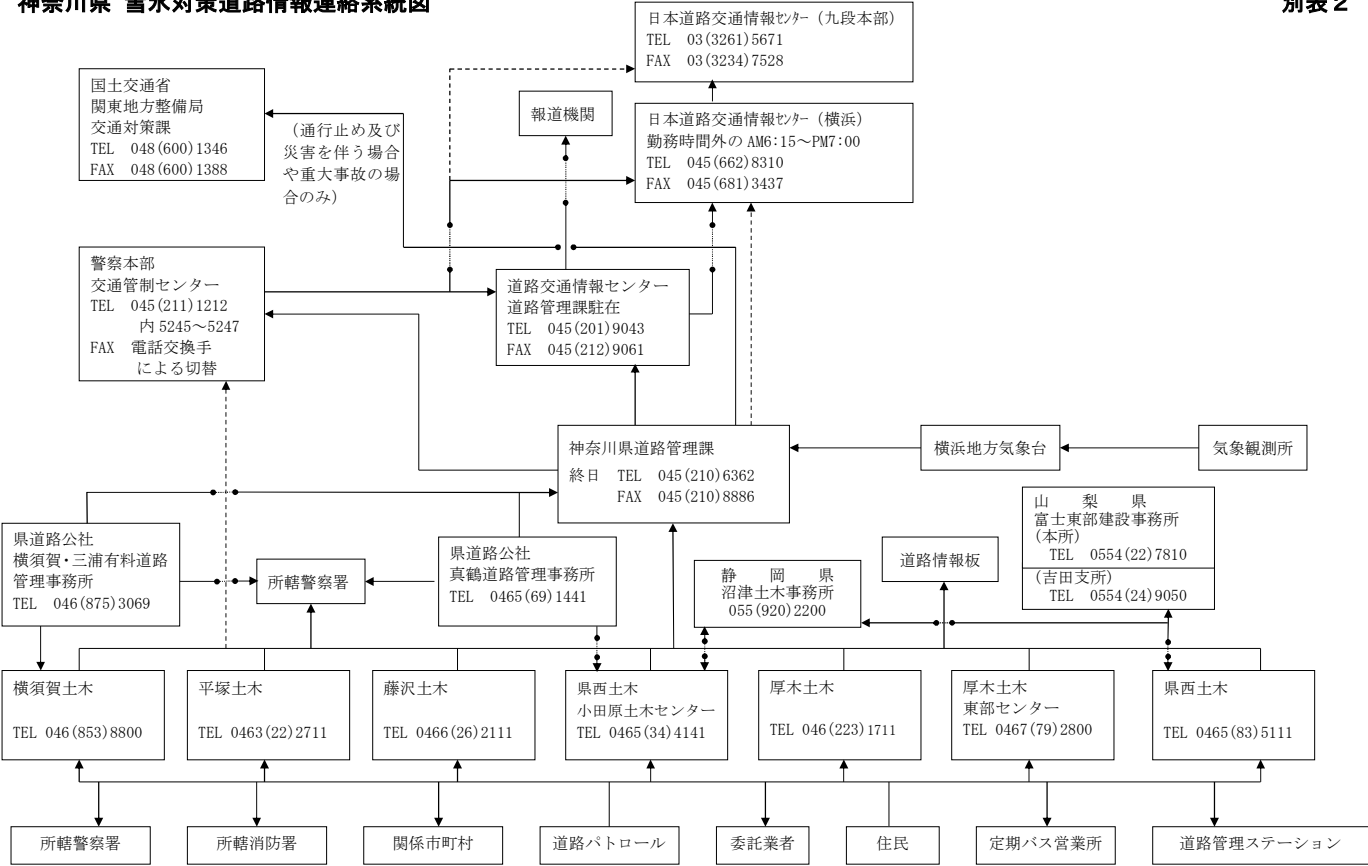
1 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 凍雪害対策実施要領（昭和 61 年 12 月 1 日 道路管理課長通知）は廃止する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日道管第 273 号）

3 この要領は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

※ 様式 1 ～様式 6 は省略



別表 1

配備体制設置基準及び作業内容

体制	設置基準	作業内容	通行止め	適用
注 意	気象台より大雪注意報が発表され、または雪が降り始め交通に支障を及ぼすおそれのある場合 降雪により積雪、凍結が生じ運転者への注意喚起の必要が生じた場合。	・情報の収集 ・凍雪対策路線のバトロールを実施するとともに薬剤散布の準備 ・情報の収集 ・バトロールの実施 ・各情報板の操作及び薬剤散布を行う。 また部分的には除雪を行う。	すべり止め必要	ラジオ、テレビ等の広報媒体を利用して一般に注意を呼びかける。
警 戒	気象台より大雪警報が発表され、又は積雪、凍結により注意喚起だけでは交通に支障をおよぼすおそれのある場合	・情報の収集 ・バトロールの実施 ・部分的な通行止めを行うとともに除雪作業を行う。	すべり止め必要 部分的な通行止め 一時的な通行止め	ラジオ、テレビ等の広報媒体を利用して一般に警戒を呼びかける。
非 常	豪雪により交通が不能になった場合	・情報の収集 ・通行止め ・除雪作業	通行止め	

横浜海上保安部と横浜市消防局との業務協定

(目的)

第1条 この協定は船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について横浜海上保安部（以下「甲」という。）と横浜市消防局（以下「乙」という。）が協力してその機能を発揮し、消火活動または火災予防活動を最も効果的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 この協定の区域は京浜港横浜区及び横浜市地先海域とする。

(船舶の担任)

第3条 協定区域内の次に掲げる船舶の消火活動は乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭、さん橋または岸壁にけい留された船舶および上架または入渠中の船舶
- (2) 河川、運河（京浜運河を除く。）内の船舶
- 2 前項以外の船舶の消火活動は甲の担任とし、乙はこれに協力するものとする。

(火災予防活動)

第4条 協定区域内における火災予防活動は、甲、乙が協議して行うものとする。

(相互通報)

第5条 甲または乙は、協定区域内の船舶から火災が発生し、または発生のおそれがあることを知った場合は、相互にその旨を速報するものとする。

2 甲または乙が単独で消火活動に従事したときは、相互にすみやかにその旨を通報するものとする。

(火災の調査)

第6条 船舶の火災原因ならびに火災および消火によりうけた損害の調査は、甲、乙が協議して行うものとする。

(情報および資料の交換)

第7条 法令に定めるもののほか、消火活動等を効果的に行なうため、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる次の資料および情報について相互に交換するものとする。

- (1) 入港船舶の危険物積載状況
- (2) 化学消火剤の備蓄状況
- (3) その他必要な機材器具等の整備状況および動員計画
(経費の負担)

第8条 消防活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、甲、乙の機関が通常装備積載している以外のものを使用し、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づく業務を遂行したことによって、そのために職員が死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合、その災害に対する補償については、その職員が所属する機関がその責任を負うものとする。

(実施細目および疑義)

第10条 この協定に定めるもののほか、協定の実施について必要な事項および疑義を生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

(協定書)

第11条 この協定を証するため、正本2通を作成し、甲、乙において各1通を保管するものとする。

付 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 横浜海上保安部と横浜市公安局との業務協定（平成18年4月1日）は廃止する。

平成22年4月1日

甲 横浜海上保安部長 小 川 泰 治

乙 横浜市消防局長 鈴 木 洋

三浦半島・相模湾排出油等防除協議会 会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第の規定に基づく協議会として、三浦半島及び相模湾周辺海域（以下「相模湾」という。）において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生し、又はおそれがある場合の排出油等の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「三浦半島・相模湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という）とする。

(主な活動海域)

第3条 協議会の主な活動海域は、横須賀港を除く横須賀市、三浦市を経て湯河原町（横須賀海上保安部管轄区域）までの地先海面及びその沖合いとする。

2 前項の活動海域は、防除活動を円滑に行う必要があると認めるときは、地理的状况及び施設の設置状況等を勘案して、2以上の地域に分割することができる。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防災に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成
なお、防除活動マニュアルには、次の各事項を策定するものとする。

- イ 連絡系統
 - ロ 人員、船舶、施設、防除資機材の動員計画
 - ハ 出動船舶相互間の通信方法
 - ニ 油等の一時保管場所
- (2) 油等の防除に関する技術の調査及び研究
(3) 油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
(4) その他の油等の防除に関する重要事項の協議

(会員)

第5条 協議会の会員は、油等の防除に係る関係行政機関、地方自治体、関係団体、民間団体等をもって構成する。

(役員及び任務)

第6条 協議会に、次の役員機関を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 幹事 | 4機関 |
- 2 会長は、横須賀海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
3 副会長は、横須賀海上保安部次長及び相模湾海上保安署長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故ある時は、会務を総理する。
4 幹事の役員機関は、会長機関の互選とし、会長を補佐し協議会の円滑な運営の任にあたる。

(役員の任期)

第7条 役員（会長及び副会長を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 役員及び会員から変更の申し出がない場合は、継続するものとする。

(総会)

第8条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議決をすることができない。
2 総会は、会長が必要と認める場合に開催するものとし、召集は会長が行う。
3 会議の議長は会長が行い、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 会長は、会員に対しあらかじめ付議事項を通知し、書面による評決を求めることができる。
5 前項の評決の結果、過半数の評決があり、第3項の規定に準じて付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第9条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- (2) 会則等の改正改廃
- (3) 幹事の選出、承認
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第10条 役員会は、第6条第1項に定める役員機関をもって構成する。
2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。
3 役員会の議長は、会長が行う。
4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。
5 会長は、必要と認める役員機関を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

- 第11条 役員会の任務は、次のとおりとする。
- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
 - (2) 総会において決議した事項の執行
 - (3) 防除活動マニュアルに関する企画・立案
 - (4) 訓練の企画・立案及び実施
 - (5) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(資料の提出等)

第12条 会員の機関は、会長が油等の防除の際に必要な次の資料を要請した場合には、速やかに提出するものとする。

なお、変更が生じた場合はその都度提出するものとする。

- (1) 船舶、防除資機材等の保有状況及び動員計画
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号、FAX番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は、前項の資料を取りまとめ、会員に配布するものとする。

(訓練)

第13条 協議会は、排出油事故発生時における各機関の防除活動に資するため、必要に

応じ、情報伝達訓練等を行うものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第 14 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、三浦半島・相模湾に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(出動要請及び情報提供)

第 15 条 会長は、三浦半島・相模湾に係る油等の排出事故が発生した場合において、必要と認められるときは、協議会の全部又は一部の会員に対し防除活動のための出動を要請することができる。

2 会長は、前項の出動要請を行う場合は、当該事故の原因者に対し、できる限り事前にその旨を連絡するものとする。

3 会長は、大量の油等が排出され、又は排出の恐れがある場合は、会員に対しすみやかに事故に関する情報を通知する。

(出動)

第 16 条 前条第 1 項の出動要請を受けた会員機関は、速やかに防除活動に当たるものとする。

(総合調整本部の設置)

第 17 条 会長は、第 16 条第 1 項により出動要請を行った場合は、次条に定める業務を行うため、直ちに総合調整本部を設置するものとする。

2 総合調整本部は、会長、副会長、幹事及び会長が必要と認める者により構成し、総合調整本部長は会長が兼務する。

(総合調整本部の業務)

第 18 条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 会員機関等が行う防除活動の調整
- (2) 会員機関相互の情報交換
- (3) 油等の状況の変化等に伴う出動勢力の調整

(経常的経費の負担)

第 19 条 総会、役員会、訓練等通常の活動に伴い必要となる経常的経費は、原則として各機関の自己負担とする。

(防除活動に要した経費の求償)

第 20 条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求するものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の求償)

第 21 条 防除活動に出動した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第 22 条 協議会の事務局は、横須賀海上保安部警備救難課に置く。

付則

この会則は、平成 16 年 7 月 7 日から施行する。

付則

この会則は、平成 19 年 7 月 13 日から施行する。

付則

一部改正 平成 27 年 6 月 15 日

東京湾排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6の協議会として、東京湾において大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）排出事故が発生し、又はおそれがある場合の防除活動について、その連携を図り、必要な事項の協議を行うとともに、別表に掲げる管内排出油等防除協議会（以下「管内協議会」という。）の防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称は、「東京湾排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 東京湾排出油等防除計画の協議
- (2) 管内協議会会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- (3) 排出油等の防除に必要な資料の収集及び提供
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会の会員は、別表に掲げる国の地方行政機関、地方公共団体、管内協議会及び関係団体の長又はその指名する職員とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長、副会長、顧問及び幹事の役員を置く。

- 2 会長は、第三管区海上保安本部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、3名とし、会長が指名する者を充て、会長を補佐する。
- 4 顧問は、国の地方行政機関から会長が委嘱する。
- 5 顧問は、会長に対し、協議会の業務に関する必要な助言を行う。
- 幹事は、会員の推薦により選出し、総会で承認する。
- 幹事は、役員会の任務遂行に必要な事項の検討を行う。

(役員の任期)

第6条 役員（会長を除く。）の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席がなければ、議決を行うことができない。

- 2 定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認める場合に開催するものとし、総会の招集は会長が行う。

3 会議の議長は、会長が行い、議長は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

5 定例総会の付議事項が次条第1号及び第3号に限られる場合には、会長は、あらかじめ付議事項を会員に通知し書面による表決を求めることができる。

- 6 前項の表決の結果、過半数の表決があり、第3項の規定に準じ付議事項が承認された場合、会長が承認事項を書面により会員に通知することにより、定例総会の開催及び決議に代えることができる。

(総会の付議事項)

第8条 総会における付議事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告の承認及び業務計画の審議決定
- (2) 会則等の制定改廃
- (3) 幹事の選出
- (4) その他協議会の運営に必要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、第5条第1項に定める役員をもって構成する。

- 2 役員会の招集は、会長が必要に応じて行う。

3 役員会の議長は、会長が当たる。

- 4 役員会の成立及び議決については、総会の定めに準ずる。

5 会長は、会長が必要と認める役員以外の会員を役員会に出席させることができる。

(役員会の任務)

第10条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき事項の検討・立案
- (2) 総会において議決した事項

(3) その他協議会の目的達成のため必要な事項

(技術専門委員会)

第 11 条 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時に
おける技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。

(資料の提供)

第 12 条 協議会は、管内協議会の会長等から提供された資料を取りまとめ、会員
に提供する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第 13 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の
規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、東京湾に係る同法第 43 条の
5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとす
る。

(情報提供)

第 14 条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対
し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置)

第 15 条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場
合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に実
施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じ
て相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう
調整を行うものとする。なお、必要に応じて、原因者、P I 等の保険機関担当者（保
険査定人を含む。）、独立法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施
するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると
認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

(総合調整本部の任務)

第 16 条 総合調整本部は、次の業務を行う。

- (1) 管内協議会会員等が行う防除活動の調整
- (2) 会員相互の情報交換
- (3) 浮流油等状況の変化等に伴う防除勢力の調整
- (4) 防災基本計画海上災害対策編に定める連絡調整本部との連携

(経費の求償)

第 17 条 防除活動に要した経費の求償は、原則として各機関毎に原因者に請求する
ものとし、協議会はその支援及び調整を図るものとする。

(災害の補償)

第 18 条 防除活動を実施した各機関に所属する者が活動のために災害（負傷、疾病、
障害又は死亡をいう。）を受けた場合における補償については、法令に定めのある場
合を除き、当該被災した者の所属する機関が行うものとする。

(事務局)

第 19 条 協議会の事務局は、第三管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

付 則

この会則は、平成 9 年 11 月 28 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 10 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 14 年 6 月 11 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 19 年 6 月 26 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

付 則

この会則は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

(別表)

東京湾排出油等防除協議会構成機関

国の地方行政機関	・第三管区海上保安本部
	・関東運輸局
	・関東地方整備局
	・関東管区警察局
	・海上自衛隊模須賀地方総監部
	・陸上自衛隊第1師団司令部
	・東京入国管理局
地方公共団体	・関東経済産業局
	・関東総合通信局
	・横浜税関
	・東京都
	・神奈川県
	・千葉県
	・横浜市
管内協議会	・川崎市
	・千葉市
	・横須賀市
	・横浜管内排出油等防除協議会
	・東京港排出油等防除協議会
	・千葉管内排出油等防除協議会
	・横須賀地区海上災害等対策協議会
関係団体	・川崎管内排出油等防除協議会
	・木更津管内排出油等防除協議会
	・館山管内排出油等防除協議会
	・海上災害防止センター
	・流出油処理相談会
	・日本船主協会
	・外国船舶協会
	・全国内航タンカー海運組合
	・外航船舶代理店業協会
	・日本水先人会連合会
	・日本サルベージ協会
	・日本港湾タグ事業協会
	・東京都漁業協同組合連合会
	・神奈川県漁業協同組合連合会
	・千葉県漁業協同組合連合会

資料 8-1-1-1-(1)
(消防保安課)

神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防機関と鉄道事業者との連携を図り迅速かつ効率的な消防活動と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の連携に係る事項について協議する。

- (1) 消防機関における消防活動及び鉄道事業の相互理解に関すること。
- (2) 鉄道災害時における消防機関及び鉄道事業者との連携に関すること。
- (3) 情報交換について
- (4) その他協議会として必要な事項

(組織構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職をもって充て、次の各号に掲げるとおり構成する。

- (1) 協議会には、会長及び副会長を置き、会長は神奈川県安全防災局安全防災部消防課長を、副会長には消防機関の代表として川崎市消防局警防部警防課長及び鉄道事業者の代表として東日本旅客鉄道株式会社横浜支社安全企画室長をあてる。
- (2) 会長は、会務を総括し、副会長は会長を補佐する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。なお、会長が招集の必要が無いと認めた軽易な事項については、書面によって代えることができる。

- 2 協議会は、必要があると認めたときは、関係する者に出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の事務局は、神奈川県安全防災局安全防災部消防課に置く。

(専決事項)

第6条 会長は第3条、前条又は別表に掲げる組織名及び所屬名に変更が生じた場合は、協議会の承認を経ずに変更することができる。この場合、会長は事後の協議会において、これを報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２５年１１月１日から施行する。

別表

機 関	役 職	職 名
神奈川県	くらし安全防災局防災部消防課長	会長
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社安全企画室長	副会長
川崎市消防局	警防部警防課長	
東海旅客鉄道株式会社	静岡支社管理部総務課長	
東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部運転車両部運転保安課長	
京浜急行電鉄株式会社	運転車両部運転課長	
小田急電鉄株式会社	交通サービス事業本部安全・技術部課長	
相模鉄道株式会社	運輸車両部運輸課長	
京王電鉄株式会社	鉄道事業本部鉄道営業部運転課長	
箱根登山鉄道株式会社	鉄道部課長	
伊豆箱根鉄道株式会社	鉄道部運輸課長	
江ノ島電鉄株式会社	鉄道部旅客課長	
湘南モノレール株式会社	運輸部運輸課長	
株式会社横浜シーサイドライン	運輸部運輸課長	
横浜市交通局	高速鉄道本部運転課長	
横浜高速鉄道株式会社	運輸課長	
神奈川県臨海鉄道株式会社	運輸部長	
大山観光電鉄株式会社	運輸課長	
横浜市消防局	警防部警防課長	
相模原市消防局	警防・救急課長	
横須賀市消防局	消防・救急課長	
平塚市消防本部	消防救急課長	
鎌倉市消防本部	消防救急課長	
藤沢市消防局	警防課長	
小田原市消防本部	警防計画課長	
茅ヶ崎市消防本部	警防課長	
逗子市消防本部	警備課長	
三浦市消防本部	警備課長	
秦野市消防本部	警防対策課長	
厚木市消防本部	警防課長	
大和市消防本部	警防課長	
伊勢原市消防本部	消防総務課警防担当課長	
海老名市消防本部	消防総務課長	
座間市消防本部	消防総務課長	
綾瀬市消防本部	消防総務課長	
葉山町消防本部	警備隊長	
寒川町消防本部	予防課長	
大磯町消防本部	消防署長	
二宮町消防本部	消防課長	
箱根町消防本部	副署長	
湯河原町消防本部	警防課長	
愛川町消防本部	消防防災課長	

鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定

- 1 目的
鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。
- 2 用語の定義
(1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
(2) 消防機関とは、神奈川県内の消防（局）本部で別表のとおり
(3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
(4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊等の活動をいう。
(5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等時における協力活動をいう。
- 3 消防活動等の範囲
連携する内容は、軌道内（駅間）及び駅構内で次によるものとする。
(1) 救助事故
(2) 救急事故
(3) 火災（車両、その他）
(4) 火災原因調査
なお、火災にあつては鉄道沿線火災を含むものとする。
- 4 通報時の留意事項等
(1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。
また、第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。
ア 災害等の種別（火災、救助、救急）
イ 発生時刻
ウ 発生場所（駅舎内、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
エ 要救助者の数と状況
オ 消防隊等が向かう入口（中央口等、何キロポスト、目標物等）
カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
キ 電源遮断の有無
ク 事業者が既に行っている事項、内容
ケ 消防隊が使用可能な資機材等
(2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。
- 5 消防隊等災害現場到着時等の連絡調整
(1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。
ア 災害状況
イ 列車の運行状況
ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況
エ 監視員の配置状況

- オ 電源遮断の有無
カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況
(2) 消防隊等の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。
- 6 消防活動等の連携
(1) 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。
(2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。
(3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。
(4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置(列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等)を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。

- 7 事前対策
消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。
- 8 消防訓練の実施
消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

- 9 情報提供
消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資材等の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。
- 10 その他
本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動連絡協議会において協議するものとする。

平成16年3月29日

神奈川県防災局長 局長 村山正和	小倉雅彦	川崎市消防局 局長 後藤清
東日本旅客鉄道株式会社 取締役社長	宗宮博行	横浜市消防局 局長 河内輝雄
東海旅客鉄道株式会社 取締役社長	上條清文	横須賀市消防局 局長 鈴木金雄
東京急行電鉄株式会社 取締役社長	石渡恒夫	平塚市消防本部 消防長 飯田靖二

小田急電鉄株式会社 事務総長兼交通事業部長	鎌倉市消防本部 消防長	山崎博夫
相模鉄道株式会社 常務取締役運輸事業部長	藤沢市消防本部 消防長	塩崎 不志雄
京王電鉄株式会社 取締役運輸事業部長	小田原市消防本部 消防長	二見 泰 亘
箱根登山鉄道株式会社 取締役社長	茅ヶ崎市消防本部 消防長	鈴木 善 明
伊豆箱根鉄道株式会社 取締役社長	逗子市消防本部 消防長	盛田 一 郎
江ノ島電鉄株式会社 鉄道部長	相模原市消防本部 消防長	金子 勝
湘南モノレール株式会社 常務取締役運輸部長	三浦市消防本部 消防長	木村 真 作
横浜新都市交通株式会社 常務取締役運輸部長	秦野市消防本部 消防長	高橋 洋
横浜交通局 電車部長	厚木市消防本部 消防長	小島 一 郎
横浜高速鉄道株式会社 運輸部長	大和市消防本部 消防長	嶋川 泰 夫
神奈川臨海鉄道株式会社 執行役員運輸課	伊勢原市消防本部 消防長	黒田 義 夫
海老名市消防本部 消防長	座間市消防本部 消防長	石井 康 正
足柄消防組合消防本部 消防長	綾瀬市消防本部 消防長	新倉 賢 一
葉山町消防本部 消防長	寒川町消防本部 消防長	鈴木 節 夫
大磯町消防本部 消防長	二宮町消防本部 消防長	古谷 一 夫
箱根町消防本部 消防長	湯河原町消防本部 消防長	畑 敏 明
愛川町消防本部 消防長	津久井郡広域行政組合消防本部 消防長	小島 勝 男

新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書

神奈川県内消防機関（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が営業する甲管内の新幹線（全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に定める新幹線鉄道をいう。以下同じ。）の路線で、甲の出動する人身事故及び火災等（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関である新幹線運行の迅速な復旧を目的として、この覚書を定める。

（緊急通報）

第1条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法（昭和23年法律第186号）第24条（同法第36条により準用する場合を含む。）に基づき119番通報しなければなら
ない。

2 119番通報にあたっては、次の情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。

- (1) 災害の種別（火災、救助、救急）
- (2) 発生場所（住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内～何キロ地点、目標物等の情報）
- (3) 負傷者の人数と状況
- (4) 消防隊（甲が出動させる消防隊をいう。以下同じ。）が向かう入口（軌道内に立ち入る門扉、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- (5) 現場責任者（乙が派遣する現場の責任者をいう。以下同じ。）の派遣状況、その職名等
- (6) 列車の運行状況及び給電停止の有無
- (7) その他乙が既の実施している事項（指定連絡先）

第2条 甲及び乙は、119番通報のほか、連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合（指定連絡先に変更が生じた場合を含む。）は、互いに通知するものとする。
（指定連絡先への連絡）

第3条 乙は、119番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第1条第2項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じた新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。
（現場責任者の派遣等）

第4条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 現場責任者と消防隊の指揮者（以下「指揮者」という。）は、相互に連携し、軌道内における安全確保に努める。

3 甲及び乙は、安全チェック又は腕章の着用等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報共有)

第5条 現場責任者は、現場の状況（災害状況、列車の運行状況、負傷者及び避難の状況、監視員の配置状況、給電停止の状況、換気・排煙設備その他の消防用設備等の運転状況など）について、把握している情報を消防隊が活動する前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて災害現場等へ誘導を行う。

2 指揮者は、人員、任務等消防機関の活動体制及び救助方法等の活動方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第6条 鉄道災害が発生し避難が必要とされるときは、甲と乙が相互に連携し、旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(現場活動)

第7条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な現場活動を実施する。

(1) 指揮者は、災害現場において活動を開始する前に、現場責任者に対して第5条第1項に定める事項について確認するとともに、事故の状況により、列車の停止及び給電停止について現場責任者と協議を行い、安全を確認した後、軌道内に進入し活動を開始する。

(2) 現場責任者は、指揮者が行う活動に対し、必要な協力を行う。

(3) 現場責任者は、指揮者から列車の固定、ジャッキアップ等の実施が必要と連絡を受けた場合は、列車への給電停止、技術者の派遣、活動への助言及び資機材の提供等を行う。

(4) 指揮者は、活動終了後速やかに人員が施設内から退去したことを確認し、活動終了・退去完了を現場責任者へ連絡する。

(5) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者が協議し、安全を確認した後に行う。

(6) 災害現場において、指揮者が現場責任者に対して第1号に定める確認及び協議ができないうときは、指揮者は、指定連絡先を通じ乙に対し確認及び協議を行い、軌道内等の安全が確認できた場合、活動を開始することができる。

(7) 指揮者は、前号の活動を開始するにあたり、乙の指定連絡先の責任者の了承を受けて防護柵の門扉の施錠を開放することができる。

(事前対策)

第8条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携及び効果的な活動を行うため、あらかじめ門扉位置等必要な情報を、相互に交換する。

(訓練)

第9条 甲及び乙は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため連携し、訓練の実施に努める。

(連絡会)

第10条 甲又は乙は、連絡会の開催を求めることができる。

2 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、連絡会で協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書27通を作成し、それぞれ記名押印の上、各々一通を保有するものとする。

平成19年8月31日

専務取締役

阿久津 光志

(甲) 神奈川県内消防機関

横浜市公安局 局長 橘 川 和 夫

川崎市消防局

及 川 洋

横須賀市消防局 消防局長 蛭 田 茂

藤沢市消防本部

消防長 金子 司 洋

平塚市消防本部 消防長 出 縄 高 昭

鎌倉市消防本部

消防長 浦 靖 幸

小田原市消防本部 消防長 中 村 章

茅ヶ崎市消防本部

消防長 今 井 直 直

逗子市消防本部 消防長 清 水 幸 一

三浦市消防本部

消防長 木 村 真 作

相模原市消防局 消防局長 青 山 孝

厚木市消防本部

消防長 柏 木 孝 之

大和市消防本部 消防長 篠 田 正

秦野市消防本部

消防長 谷 口 嘉 信

伊勢原市消防本部 消防長 田 中 健 治

座間市消防本部

消防長 高 橋 富 夫

海老名市消防本部 消防長 清 水 静 夫

足柄消防組合消防本部

消防長 小 嶋 吉 治

綾瀬市消防本部 消防長 田 中 勉

大磯町消防本部

消防長 今 井 正

葉山町消防本部 消防長 坂 本 光 俊

湯河原町消防本部

消防長 畑 敏 明

箱根町消防本部 消防長 一寸木 富 雄

寒川町消防本部

消防長 増 田 貞 夫

二宮町消防本部 消防長 菊 地 元

愛川町消防本部

消防長 齋 藤 増 雄

(乙) 東海旅客鉄道株式会社

新幹線鉄道事業本部長

光志

資料 8-1-1-1-(4)
(消防保安課)

鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

- 1 目的
鉄道災害発生時における鉄道事業者と消防機関との連携を図り、より迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保及び公共交通機関の早期運転再開の実施を目的とする。
- 2 用語の定義
 - (1) 鉄道事業者とは、神奈川県内で運行する鉄道会社で別表のとおり
 - (2) 消防機関とは、神奈川県内の消防（局）本部で別表のとおり
 - (3) 消防隊等とは、消防機関が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
 - (4) 消防活動等とは、消防機関が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災調査の消防隊等の活動をいう。
 - (5) 支援活動等とは、鉄道事業者が行う消防活動等時における協力活動をいう。
- 3 消防活動等の範囲
連携する内容は、軌道内（駅間）及び駅構内で次のものとする。
 - (1) 救助事故
 - (2) 救急事故
 - (3) 火災（車両、その他）
 - (4) 火災調査

なお、火災にあつては鉄道沿線火災を含むものとする。

- 4 通報時の留意事項等
 - (1) 鉄道事業者は、災害を発見又は発生を覚知した場合、消防機関が対応体制を整えるのに必要な次の事項について、可能な限り通報するものとする。

また、第1通報の後、消防隊等が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。

- ア 災害等の種別（火災、救助、救急）
- イ 発生時刻
- ウ 発生場所（駅舎内、最寄り駅、軌道内～何キロ地点、目標物等）
- エ 要救助者の数と状況
- オ 消防隊等が向かう入口（中央口等、何キロポスト、目標物等）
- カ 現場責任者、事業者連絡員、安全員等の配置の有無及び氏名
- キ 電源遮断の有無
- ク 事業者が既に行っている事項、内容
- ケ 消防隊が使用可能な資機材等
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合に、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

- 5 消防隊等災害現場到着時等の連絡調整

- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊等が到着後、速やかに、次の事項について、把握している情報を消防隊等の現場責任者に伝達するとともに、必要に応じて、災害発生場所等へ誘導を行うものとする。

ア 災害状況

- イ 列車の運行状況
- ウ 要救助者、避難及び死傷者の状況
- エ 監視員の配置状況
- オ 電源遮断の有無
- カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況
- (2) 消防隊等の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動等の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

- 6 消防活動等の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の連携を密にし、迅速かつ効果的な消防活動等と安全管理体制の確保、及び公共交通機関の早期運転再開を図るものとする。

- (2) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。

- (3) 鉄道事業者は、消防隊等から消防活動上必要な指示、要請事項については可能な限り協力し、消防活動等を効率的に実施するため可能な範囲で、必要な技術者、施設及び資機材等の提供等を行うこととする。

- (4) 消防隊等は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者等に連絡後、線路内に立入って消防活動等を行うものとする。

- 7 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りをする必要があるため、相互に緊急連絡通報体制を明確にすることとする。

- 8 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

- 9 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法等、救助用資材等の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

- 10 その他

本協定の内容を改定する必要があるときは、神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会において協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書27通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成26年 3月25日

〔鉄道事業者〕

大山観光電鉄株式会社
取締役社長 堀 康紀

〔消防機関〕

横浜市消防局
局長 荒 井 守

相模原市消防局
局長 岩 田 進 一

平塚市消防本部
消防長 小 林 節太郎

藤沢市消防局
局長 松 藤 弘 行

茅ヶ崎市消防本部
消防長 太 田 登

三浦市消防本部
消防長 田 村 義 雄

厚木市消防本部
消防長 飯 島 悟

伊勢原市消防本部
消防長 高 橋 登

川崎市消防局
局長 福 井 昭 久

横須賀市消防局
局長 牛 尾 修 一

鎌倉市消防本部
消防長 高 橋 卓

小田原市消防本部
消防長 本 多 高 弘

逗子市消防本部
消防長 福 地 昭 三

秦野市消防本部
消防長 小 松 昭 一

大和市消防本部
消防長 木 下 弘

海老名市消防本部
消防長 須 江 康 成

座間市消防本部
消防長 林 正 純

葉山町消防本部
消防長 高 梨 勝

大磯町消防本部
消防長 二 宮 栄 治

箱根町消防本部
消防長 神 戸 富士雄

愛川町消防本部
消防長 沼 田 直 己

〔神奈川県〕

(神奈川県鉄道災害消防活動安全連絡協議会会長)
神奈川県安全防災局安全防災部消防課
課長 本山 馨

綾瀬市消防本部
消防長 平 野 正 雄

寒川町消防本部
消防長 佐々木 鉄 夫

二宮町消防本部
消防長 橋 川 壽 郎

湯河原町消防本部
消防長 秋 山 榮 作

都市ガス事業者の災害予防・災害応急対策

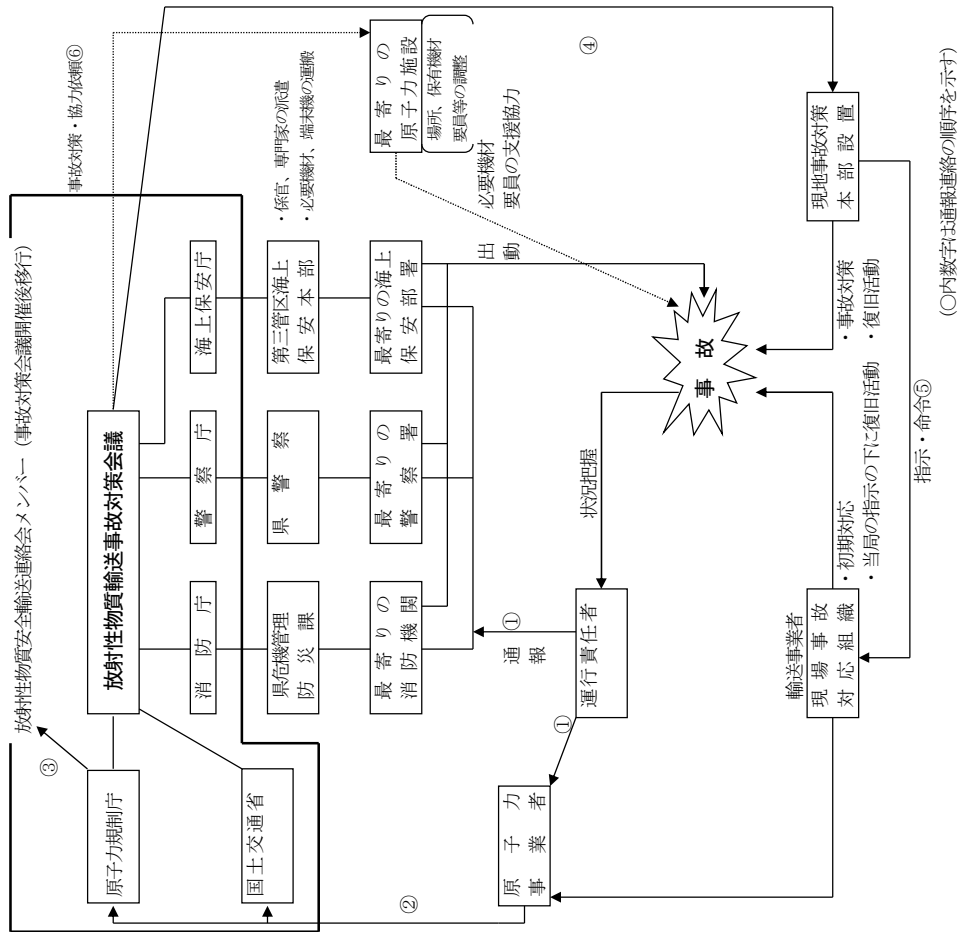
1 災害予防対策

- 1-1 東京ガスネットワーク㈱
東京ガスネットワーク(株)が進めているガス施設の災害予防措置は、次のとおりです。
- 1-1-1. 施設の機能の確保
(1) 系統の多重化・拠点の分散
ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。
(2) 代替施設の整備
臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。
- 1-1-2. ガスの安定的な供給等
(1) ガス製造設備
消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
(2) ガス供給設備
大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーターまたは緊急遮断装置の設置を推進する。
- 1-1-3. 非常用設備の整備
(1) 連絡・通信設備
災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
(2) コンピューター設備
災害に備え、バックアップする体制を整備する。
(3) 自家発電設備など
常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。
(4) 防災中核拠点設備
災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。
- 1-1-4. ガス工作物の巡視・点検・検査等
ガス工作物の事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。
- 1-2 その他の都市ガス事業者
厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱、及び二宮瓦斯㈱の都市ガス事業者についても、それぞれの計画に基づき必要な災害予防対策を講じています。

2 災害応急対策

- (1) 東京ガスネットワーク
応急活動体制(風水害等)に準ずる。
- (2) その他の都市ガス事業者
厚木瓦斯㈱、秦野瓦斯㈱、小田原瓦斯㈱、湯河原瓦斯㈱及び二宮瓦斯㈱についても、それぞれの計画に基づき必要な災害応急対策を講じています。

放射性物質輸送時の事故発生時の連絡系統図



神奈川県化学消火薬剤備蓄管理要綱

- (目的)
- 第1条 この要綱は、県内の市町村の区域内に発生した危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤（以下「消火薬剤」という。）の備蓄及び管理を委託するため必要な事項を定め、化学消火の応急的措置の効果をあげることがを目的とする。
- (消火薬剤の貯蔵及び管理の委託)
- 第2条 知事は、別に締結する消火薬剤備蓄管理協定書に基づき消火薬剤の貯蔵及び管理を市町村の長（以下「市町村長」という。）に委託する。
- (貯蔵及び管理の義務)
- 第3条 消火薬剤の貯蔵及び管理の委託を受けた市町村長（以下「受託市町村長」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守し管理するものとする。ただし、昭和 46 年度以降に貯蔵及び管理の委託を依頼した消火薬剤については、(1)から(3)までの条件を緩和することができる。
- (1) 寒暖の差の激しい場所を避けること。

(2) 湿気の多い場所や腐食性ガスの発生する場所を避けること。

(3) 直射日光や風雨を避けること。

(4) 火災の際に延焼の恐れのある場所を避けること。

(5) 緊急時の搬出を妨げない場所とすること。

(6) 協定書に定めた場所以外には貯蔵しないこと。

(消火薬剤の使用基準と使用手続)
- 第4条 市町村長は、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一次的には当該市町村長が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたすと判断したときに受託した消火薬剤を購入し、使用後は速やかに次の事項を記載した文書により知事に報告しなければならない。
- (1) 出火場所

(2) 出火日時

(3) 鎮火日時

(4) 出火原因

(5) 損害の程度（死傷者数を含む）

(6) 消火活動の状況

(7) 受託した消火薬剤の使用量（他の使用量があれば併記する。）

(8) その他の参考事項
- 2 昭和 46 年度以降に貯蔵及び管理の委託をした消火薬剤は、火災及び有毒ガスの除去以外での使用は認めない。
- (消火薬剤の検査)
- 第5条 知事は、消火薬剤の貯蔵及び管理を委託した市町村村における貯蔵及び管理の状況について必要に応じて検査することができる。
- (消火薬剤の補填)
- 第6条 受託市町村長は、受託した消火薬剤を使用し、又は滅損した場合には当該市町村長がこれを補填するものとする。
- (消火薬剤の受託数量等の記録)
- 第7条 受託市町村長は、受託を受けた年度毎に消火薬剤の数量、使用数量及びその残高数量が明らかに分かるように記録しておくなければならない。
- (消火薬剤の返納)
- 第8条 知事は、受託市町村長以外の他の地方公共団体の長から消火薬剤の供給について要請等があった場合のほか、消火薬剤の有効耐用期間等を考慮のうえ、その耐用効率が著しく減少する恐れがあるときは、委託した消火薬剤の返納を求めることができる。

防火地域、準防火地域における建築物の防火規制

防火地域又は準防火地域内においては、特殊建築物以外の建築物であっても、市街地における火災の危険性が大きいことから、一定規模以上の建築物について、「階数」及び「延べ面積」に応じ、一定の防火性能を要求している。

防火地域においては、市街地火災の防止や、市街地火災が発生した場合の延焼の遮断を図るため、小規模なものを除き、全ての建築物を耐火建築物とすることを義務付けている。

準防火地域においては、市街地火災が発生した場合に広域避難に支障を及ぼすことがないよう、延焼速度を抑制するため、建築物の規模に応じて制限している。

【建築基準法第61条及び第62条、同施行令第136条の2及び第136条の2の2】				
階数	防火地域		準防火地域	
	50㎡以下	100㎡以下	500㎡以下	500㎡超 1,500㎡以下
	耐火構造			
4階以上	耐火構造			
3階建				
2階建	45分準耐火建築物		一定の 防火措置※2	45分 準耐火建築物
平屋建	防火構造 (外壁・軒裏)			
			防火構造※3 (外壁・軒裏)	

- ※1 随属建築物の場合。
- ※2 ①隣地境界線等から1 m以内の外壁の開口部に防火設備、②外壁の開口部の面積は隣地境界線等からの距離に応じた数値以下、③外壁を防火構造とし屋内側から燃え抜けが生じない構造、④軒裏を防火構造、⑤柱・はりが一定以上の小径、又は防火上有効に被覆、⑥床・床の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑦屋根・屋根の直下の天井は燃え抜けが生じない構造、⑧3階の室の部分とそれ以外の部分とを間仕切壁又は戸で区画することが必要。
- ※3 木造建築物の場合。

[出展：平成29年12月20日国土交通省住宅局資料「建築基準法制度概要集」]

神奈川県空中消火薬剤等運用要綱

(目的)
第1条 この要綱は、地震災害時における広域避難地周辺の火災に対する避難路の確保等災害対策用として、神奈川県が備蓄した空中消火薬剤等の運用について必要な事項を定める。
(用語の定義)
第2条 この要綱でいう資機材等とは、次のものをいう。

- (1) 混合機
 - (2) 水槽
 - (3) 散布装置
 - (4) 可搬型動力ポンプ（ホース、吸管を含む。）
 - (5) 消火薬剤（着色剤を含む。）
- (用途)
第3条 資機材等は、次の事態が発生し、市町村長から空中消火薬剤の散布について知事に対し要請があり、知事が必要と認めた場合に使用する。
(1) 地震災害が発生し、広域避難地周辺の火災に対する避難路の確保等の必要が認められるとき
(2) 大規模な林野火災が発生したとき
(3) 大規模な石油コンビナート災害が発生し、市街地への延焼阻止のため防火帯の設置等の必要が認められるとき
(4) その他知事が特に空中消火薬剤の散布を必要と認めるとき
(空中消火活動の実施)
第4条 空中消火薬剤による空中消火活動は、知事が自衛隊法第88条の規定に基づき、災害派遣の要請を行い実施する。
(空中消火の派遣要請等)
第5条 市町村長は、第3条に規定する事態が発生し、空中消火活動の必要を認めるときは、知事に対し、電話等口頭連絡をもって空中消火活動のための自衛隊の派遣を要請するとともに、事後速やかに文書を提出するおのとする。

- (連絡事項)
(1) 発生日時
 - (2) 発生場所
 - (3) 発生原因
 - (4) 発生現場の状況
 - (5) 空中消火薬剤の散布を必要とする区域
 - (6) その他必要事項
- (空中消火薬剤の補充)
第6条 本要綱で定める空中消火薬剤を使用した場合、要請した市町村において補充するものとする。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。
(備蓄・管理等)
第7条 資機材等の備蓄・管理に関する業務は、環境部防災消防課が所管する。ただし、管理についてはその一部を必要に応じて関係機関に委託することができるものとする。
2 資機材等の備蓄場所は、神奈川県消防学校内防災資機材備蓄倉庫とする。ただし、資機材等の効果的運用をはかるため、必要に応じて分散配置することができるものとする。

- (その他)
第8条 この要綱に定めるもののほか、資機材等の運用について必要な事項は、その都度知事が定める。
- 附 則
この要綱は、昭和52年2月10日から施行する。
附 則
この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

地下街等一覧表

区分		地下街	地下街と一体を なすもの	特定防火対象物の階 1,000㎡以上の床面積 を有するもの	合 計
市町村					
横浜市		5	16	519	540
川崎市		1	0	127	128
相模原市		0	0	52	52
横浜賀市		0	0	32	32
平塚市		0	0	14	14
鎌倉市		0	0	13	13
藤沢市		0	0	41	41
小田原市		1	1	11	13
茅ヶ崎市		0	0	13	13
逗子市		0	0	10	10
三浦市		0	0	6	6
秦野市		0	0	7	7
厚木市		0	0	28	28
大和市		0	0	16	16
伊勢原市		0	0	7	7
海老名市		0	0	2	2
座間市		0	0	6	6
南足柄市		0	0	0	0
綾瀬市		0	0	2	2
葉山町		0	0	9	9
寒川町		0	0	0	0
大磯町		0	0	0	0
二宮町		0	0	1	1
中井町		0	0	0	0
大井町		0	0	0	0
松田町		0	0	1	1
山北町		0	0	0	0
開成町		0	0	0	0
箱根町		0	0	30	30
真鶴町		0	0	0	0
湯河原町		0	0	0	0
愛川町		0	0	0	0
清川村		0	0	0	0
計		7	17	947	971

神奈川県危機管理対策本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合(以下「危機」という。)において、県民等の生命、身体及び財産の保護並びに県民生活の安定を図るために設置する「神奈川県危機管理対策本部」(以下「対策本部」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 知事は、危機の発生に際し、全庁的な対処の必要があると認めるときは、対策本部を設置する。

2 知事は、危機が解消し、全庁的な対処が概ね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

(所掌事項)

第3条 対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県民の生命、身体及び財産の保護の推進に関すること。
- (2) 県民生活の安定の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事及びくらし安全防災局長をもって充てる。

3 本部員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 公営企業管理者
 - (2) 議会局長
 - (3) 教育委員会教育長
 - (4) 人事委員会事務局長
 - (5) 監査事務局長
 - (6) 労働委員会事務局長
 - (7) 警察本部長
 - (8) 神奈川県職員職の設置等に関する規則(昭和33年神奈川県規則第53号。以下「規則」という。)第2条に規定する理事
 - (9) 規則第3条第1項に規定する局長及び会計局長(ただし、くらし安全防災局長は除く。)
 - (10) 規則第5条に規定する地域県政総合センター所長及び総合防災センター所長
- 4 本部長は、対策本部の事務を総括する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合、職務を代理する順序は、始めに神奈川県知事の職務代理の順序に関する規則に定める順序とし、最後にくらし安全防災局長とする。

(会議)

第5条 対策本部の会議(以下「対策本部会議」という。)は、本部長が必要に応じて召集し、これを主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の本部員による対策本部会議を開催することができる。

3 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、地域県政総合センターに現地危機管理対策本部(以下「現地対策本部」という。)を設置することができる。

2 現地対策本部は、現地対策本部長、現地対策副本部長及び現地対策本部員をもって組織する。

3 現地対策本部長は地域県政総合センター所長を、現地対策副本部長は地域県政総合センター副所長をもって充てる。

4 現地対策本部員は神奈川県災害対策本部要綱別表第4の構成機関の名称の欄に掲げる地域県政総合センター部長及び各機関の長をもって充てる。

5 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。

6 現地対策本部の会議(以下「現地対策本部会議」という。)は、現地対策本部長が必要に応じ召集し、これを主宰する。

7 現地対策本部長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の現地対策本部員による現地対策本部会議を開催することができる。

8 現地対策本部長は、必要があると認めるときは、現地対策本部会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理対策会議幹事会の活用)

第7条 対策本部の所掌事項に係る情報共有、対応策の検討に当たっては、必要に応じて神奈川県危機管理対策会議幹事会を活用し、協議、調整を行うものとする。

(事務局)

第8条 対策本部会議の事務局は、くらし安全防災局とする。

2 くらし安全防災局長は、事務局の事務を遂行するに当たり、必要に応じ、対策本部の対象とする事案に関係する局に対し協力を求めることができる。

(神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱の適用)

第9条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく国民保護措置を行うとき、又はそれに準じた措置を行うときは、対策本部及び現地対策本部の組織並びに配備体制等は、神奈川県国民保護対策本部及び神奈川県緊急対処事態対策本部要綱別表第1から別表第4までを適用するものとする。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県危機管理対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 県民等に対して重大な被害を及ぼす危機が発生し又は発生する恐れがある場合に全庁的な対応に係る総合調整等を行うとともに、本県における危機管理体制の整備及び強化の検討等を行うため、神奈川県危機管理対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(対策会議の所掌事項)

第2条 対策会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県危機管理対策本部の設置に至らない危機が発生した場合の全庁的な対応に係る総合調整及び決定に関すること。
- (2) 危機管理に係る体制及び対策の強化のための施策等の検討並びに当該施策等の進行管理等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、常設の組織とし、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、神奈川県危機管理対処方針(以下「対処方針」という。)別表1に掲げる統括危機管理官をもって充てる。
- 3 委員は、対処方針別表2に掲げる局危機管理官及び別表3に掲げる地域危機管理官並びに警察本部長が別に定める者をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 座長は、必要があると認めたときは、対策会議に第3条第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長が必要と認めたときは、特に議題に関係ある特定の委員のみによる対策会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 対策会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、副統括危機管理官をもって充て、幹事は対処方針別表2に掲げる局危機管理主任者及び別表3に掲げる地域危機管理主任者並びに警察本部長が別に定める者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長は、必要があると認めたときは、幹事会に第3項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、特に議題に関係ある特定の幹事のみによる幹事会を開催することができる。

(幹事会の所掌事項)

第6条 幹事会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機発生時における情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 対策会議の所掌事項に関する事前検討、協議及び調整に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(事務局)

第7条 対策会議及び幹事会の事務局は、くらし安全防災局防災部危機管理防災課とする。

(情報連絡体制)

第8条 統括危機管理官は、県民に対して重大な被害を及ぼす危機の発生に備え、早い段階から情報連絡体制を確立する必要があると認めるときは、くらし安全防災局に情報連絡室を設置することができる。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

神奈川県危機管理連絡調整会議の設置及び運営に関する要綱(平成14年2月12日制定)は、平成20年3月31日をもって廃止する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

神奈川県危機管理対処方針

(平成16年2月12日)	
改正	平成17年4月1日
改正	平成18年4月1日
改正	平成19年6月1日
改正	平成20年4月1日
改正	平成21年6月1日
改正	平成22年4月1日
改正	平成24年4月1日
改正	平成25年4月1日
改正	平成25年4月13日
改正	平成28年4月28日
改正	平成29年8月1日
改正	平成30年4月1日
改正	令和元年 6月1日
改正	令和3年 4月1日
改正	令和3年11月30日
改正	令和6年 4月1日

神 奈 川 県

目 次

第1章 総 則	
1 目 的	1
2 定 義	1
3 各種防災計画等との関係	2
4 危機事象への対処の基本的考え方	2
5 危機管理体制	3
6 情報伝達体制	5
7 危機管理対処体制	6
第2章 事前対策	
1 危機管理意識の向上	8
2 県民等への情報提供	8
3 関係機関との連携	8
4 危機管理マニュアルの作成	9
第3章 応急対策	
1 情報の収集・伝達	9
2 応急対策の検討・決定	11
3 応急対策の実施	12
4 広報の実施	13
第4章 事後対策	
1 復旧対策の推進	14
2 被害等の影響の軽減	15
3 再発防止策の検討・実施	15
4 対応の評価とマニュアルの見直し等	15
別表1～別表3	17
資料1 想定される主な危機事象の所管課	18
資料2 危機管理マニュアルの構成	19
資料2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例	20
資料3 危機発生初動時の情報伝達フロー	21
資料4 危機発生報告書	22

第1章 総 則

1 目 的

この方針は、神奈川県危機管理規則に基づき、本県が取り組む危機管理の基本的な事項を定め、本県における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、県民等に重大な被害、損害を及ぼす事件、事故等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、県民等の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

2 定 義

この方針における危機とは、県民等の生命、身体及び財産に直接的に重大な被害、影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急の事象とする。

ただし、県民等に及ぶ被害が災害等と異なり直接的には及ばない事象等は、原則として除外する。

(1) 対象とする事象

- 例) ・地震、風水害、火山災害、雪害などの自然災害
- ・鉄道事故、航空事故、船舶事故、道路事故、大規模火災、林野火災、地下街等事故、海上への重油流出等の事故災害
- ・原子力施設等における原子力災害
- ・石油コンビナート等特別防災区域における火事、爆発、石油流出等の災害
- ・外部からの攻撃による武力攻撃事態または武力攻撃予測事態
- ・大規模テロ、ハイジャック等の緊急対応事態
- ・重大な感染症、飲料水の汚染、食品による健康被害等の健康危機
- ・高病原性鳥インフルエンザ等の重大な家畜伝染病の発生
- ・水質汚染、大気汚染、土壌汚染等の環境汚染事故
- ・その他、大規模停電、大規模断水、県管理施設における事件・事故、野生動物による人的被害、暴動、凶悪連続犯等の重大事件 等

(2) 対象から除外する事象

- 例) ・企業倒産、大量失業、金融危機等の経済危機
- ・職員の事故、不祥事 等

3 各種防災計画等との関係

- (1) 法令等により防災計画等の作成が義務づけられている危機事象については、既存の防災計画等（以下「計画等」という。）により対応する。
- (2) 法令等に義務づけられていないが、すでに対応方法等が定まっている危機事象についても、当該対応方法等により対応する。

- (3) 対応方法等が未整備の危機事象が発生した場合は、神奈川県危機管理対応方針（以下「対応方針」という。）に沿って処理する。

なお、上記(1)及び(2)に関わらず、危機事象によっては、対応方針で定める会議等を活用することができるものとする。

4 危機事象への対応の基本的考え方

危機事象への対応の基本的考え方は、次のとおりとする。

(1) 危機事象に対処すべき局等が明確な場合

危機事象に対処すべき局（以下「所管局」という。局の範囲は、知事部局、議会局、企業庁、教育局及び各局委員会とする。）が明確な場合は、所管局がくらし安全防災局と連携し、あらかじめ策定している計画等に基づき対応する。（計画等が未整備の場合であっても所管局が対応する。）

資料 1 想定される主な危機事象の所管課

(2) 所管局が複数局にまたがる場合

所管局が複数にまたがる場合であって、危機事象の原因、規模等から当該複数局のみで対応が可能と判断される場合は、当該複数局がくらし安全防災局と連携して対応する。

(3) 所管局が不明な場合

所管局が不明な場合は、くらし安全防災局が初動対応を行い、所管局が明確になった場合は当該所管局へ引き継ぐ。

(4) 全庁的な対応が必要と認められた場合

上記(1)及び(2)の場合であっても、所管局で対応できない場合や、全庁的な対応が必要と認められた場合は、統括危機管理官の判断、又は所管局の要請に基づき、くらし安全防災局が対応方針で定める会議等を招集し、総合的な調整を行う。

- (4) 副統括危機管理官等
副統括危機管理官は統括危機管理官を、統括危機管理主任者は副統括危機管理官を、局危機管理主任者は局危機管理官を、地域危機管理主任者は地域危機管理官を、それぞれ補佐するものとする。
- 6 情報伝達体制
危機の発生時における迅速な初動対応又は全庁的な対応を円滑に実施するため、次のような情報伝達を行う。
- (1) 危機事象の所管局が明確な場合
- ア 危機の発生又は発生のおそれがあるとの情報を得た室、課及び出先機関（地域県政総合センターの課を含む。）は、局危機管理官及び当該危機の発生又は発生のおそれがある区域を所管する地域危機管理官（当該区域が複数の地域県政総合センター所管区域に跨る場合にあっては、それぞれの地域危機管理官）に報告する。
- イ 地域危機管理官は、その危機事象に係る業務を所管する局危機管理官に報告する。
- ウ 報告を受けた局危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告するとともに、今後の全庁的な対応に備え、速やかに統括危機管理官に報告する。
- エ 全庁的な対応をする必要があると認められた場合のほか、統括危機管理官が必要と認めた場合は、知事及び副知事に報告する。
- オ その他、局危機管理官は必要に応じて統括危機管理官に報告する。
- (2) 危機事象の所管局が不明な場合
- ア 危機の発生若しくは発生のおそれがあるとの情報を得た局危機管理官又は地域危機管理官は、統括危機管理官に報告する。
- イ 統括危機管理官は、危機事象の規模、社会的影響等を考慮し、必要に応じて知事及び副知事に報告する。
- (3) 情報の共有化
統括危機管理官が受けた報告については、適宜、関係する局危機管理官及び地域危機管理官に伝達し、情報の共有化を図る。
- 7 危機管理対応体制
- (1) 危機管理対策本部の設置
- ア 知事は、危機事象が発生した場合で、その被害規模等により全庁的な危機管理が必要と認めるときは、神奈川県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、危機事象への対応方針、対策等を決定し、実施する。
- イ 必要に応じて、対策本部に現地危機管理対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。
- ウ 対策本部及び現地対策本部の所掌事務、組織等は、別に定める。
- (2) 会議の設置
- ア 危機発生時における全庁的な対応に係る総合調整等、平素における危機管理体制等の整備、強化の検討等を行うため、次の会議を設置する。
- (ア) 危機管理対策会議
- a 目的
危機管理対策本部設置に至るような危機事象ではない場合に、全庁的な対応に係る総合調整、決定等を行うほか、平素における危機管理体制の整備・強化の検討等、危機管理対策の検討・進捗管理等を行う。
- b 組織
- ・ 座 長： 統括危機管理官（くらし安全防災局長）
 - ・ 構成員： 各局危機管理官（各局長）、各地域危機管理官（各地域県政総合センター所長）、座長が必要と認める者等
- 危機発生時は、関係する局危機管理官、地域危機管理官、座長が必要と認める者等
- (イ) 危機管理対策会議幹事会
- a 目的
危機管理対策会議の下部組織として、危機管理対策会議で検討する課題の事前検討、協議、調整等を行うとともに、危機の発生時には情報の収集、提供等を行う。
- b 組織
- ・ 座 長： 副統括危機管理官（くらし安全防災局副局長）
 - ・ 構成員： 各局危機管理主任者（各局総務室長等）、各地域危機管理主任者（各地域県政総合センター副所長）、座長が必要

と認める者等危機発生時は、関係する局危機管理主任者、地域危機管理主任者、座長が必要と認める者等

C 招集基準

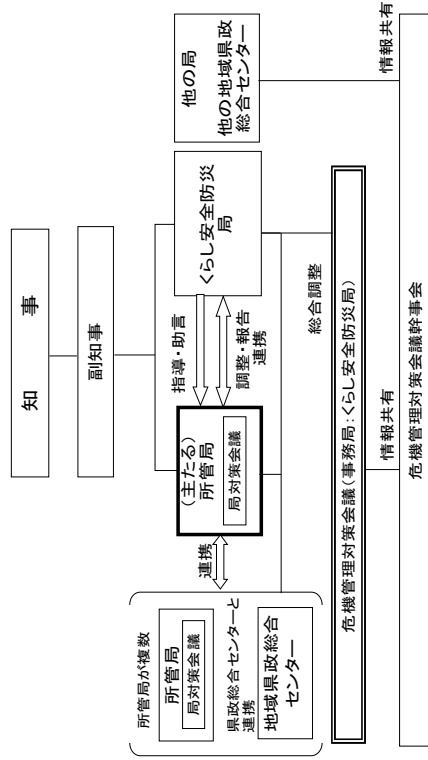
統括危機管理官は、次の基準を考慮し、総合的に判断し、招集を決定することとする。

- (7) 所管局以外の局へ影響が生じる可能性がある場合
- (4) 被害が広域に及ぶ可能性がある場合
- (4) 県民への影響が大きい場合

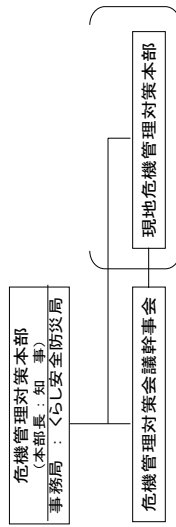
イ 危機管理対策会議及び同幹事会の所掌事務、組織等は、別に定める。

危機対処体制のイメージ図

(1) 本部設置前の体制



(2) 本部体制



第2章 事前対策

1 危機管理意識の向上

(1) 危機事象に対する事前対策

危機の発生防止や発生した場合の被害を最小限に止めるためには、「危機を発生させないような対策」、「危機の発生を前提とした対策」を日ごろから十分検討し、想定される危機事象に備えることが必要である。

このため、各局及び各地域県政総合センターは、危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の整備を図るとともに、状況に応じた柔軟な対応ができるよう、くらし安全防災局と連携し、様々な想定で事前の準備を行うことが重要である。

(2) 訓練・研修の実施

危機発生時には、迅速に対応することが必要であることから、ボトムアップの仕事の進め方ではなく、幹部職員の強いリーダーシップの下に行動することが求められる。そのため、くらし安全防災局では、担当職員の危機管理能力の向上のみならず、全庁の幹部職員を対象にした訓練、研修を実施し、これらの職員の判断力、統率力等を強化し、危機管理能力の向上に努めるものとする。また、各局及び各地域県政総合センターにおいては、危機管理マニュアルの実効性を高めるため、関係局、関係機関等と連携した訓練を行い、マニュアルの評価、検証を行った上、その結果をマニュアルの改善に反映させるとともに、職員の危機管理意識の向上を図るものとする。

2 県民等への情報提供

危機管理は公的機関の問題ではない。危機による被害を軽減するためには、行政による「公助」だけでなく、自ら身を守る「自助」や地域住民、企業等が一体となって取り組む「共助」が必要である。各都局及び各地域県政総合センターは、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関係局、関係機関等と連携し、県民等が必要とする情報を速滞なく提供するものとする。

3 関係機関との連携

本方針において使用している「関係機関」とは、国、都道府県、市町村、警

察、消防、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体など、危機への対応をより有効に実施するために必要となる機関、団体等を広く意味しており、危機発生時等においては、これら関係機関と緊密な連携、調整を行うことが必要である。したがって、各局等及び各地域県政総合センターにおいては、平常時から、これらの関係機関と十分な連携を図っておくものとする。

4 危機管理マニュアルの作成

各局及び各地域県政総合センターは、それぞれの所管に係る危機に関し、事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、くらし安全防災局と連携し、資料2を参考として、予め業務の特性に応じた危機管理マニュアルを作成するものとする。危機管理マニュアルには、局対応危機の段階から全庁的対応危機の段階まで、各段階に応じて、休日夜間も含めて迅速かつ的確な対応が可能となる職員が確保されるよう、予め非常参集要員の指定、非常時の緊急連絡網などについて計画を策定し、記載するものとする。

また、各地域県政総合センターにおいては、資料2-2も参考として作成するものとする。なお、危機管理マニュアルの作成に当たっては、関係局、関係機関と十分に連携、調整を図るものとする。

◆ 資料2 危機管理マニュアルの構成

◆ 資料2-2 地域県政総合センター危機管理マニュアルの構成例

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 初動期における情報伝達

ア 情報連絡に当たった際の留意点

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、完全な報告にこだわることなく、断片的な情報であっても速報し、詳細は追加情報として続報することが必要である。特に、第一報の連絡者及び報告を受ける幹部は、この点に十分に留意する必要がある。

イ 速やかな情報連絡

危機発生時の第一報を入手した局及び地域県政総合センターは、当該危機につき、被害拡大のおそれがある場合、極めて緊急な対応を要する場合、又は社会的影響が大きいと判断する場合には、予め定められた緊急連絡網に基づき、速やかに関係局、関係機関に情報を伝達するものとする。なお、緊急性の判断は、迅速に行うことが重要であることから、予め、意思決定権を有する者の序列、決定手続き等を定め、周知徹底を図るものとする。

◆ 資料3 危機発生初動時の情報伝達フロー（全庁体制の場合）

◆ 資料4 危機発生報告書

ウ 臨機応変な対応

連絡受信者の事故など何らかの理由により、予め定められた伝達系統により難しい場合においては、危機発生時の第一報の速やかな連絡が最も重要であることを念頭に置き、次の連絡受信者へ伝達する等臨機応変な対応を行うものとする。なお、連絡のとれなかった連絡受信者に対しては、事後できるだけ早い時期に報告するものとする。

(2) 初動体制確立後の情報の収集・伝達

ア 情報連絡体制の整備

所管局は、状況に応じて関係局、地域県政総合センター、関係機関と緊密に連携し、情報収集を行うとともに、夜間休日等も含め円滑に関係局等に情報伝達できるよう連絡体制を整備する。

イ 情報の共有化

所管局は、危機管理対策会議幹事会を利用するなどして、収集した情報をくらし安全防災局、関係局、地域県政総合センター、関係機関に情報伝達するものとする。くらし安全防災局が情報を入手した場合は、所管局、関係局、地域県政総合センターの局危機管理主任者及び地域危機管理主任者に伝達するものとする。

ウ 情報連絡の手段

情報の収集・伝達の手段として、通常の電話回線が使用できない場合は、神奈川県防災行政通信網など確実に利用可能な通信手段を選択するものとする。

エ 情報内容の整理

収集すべき情報は、危機の態様により異なるが、概ね次の事項を中心に収集し、整理した上で、情報伝達するものとする。

- ・ 危機発生時の状況
- ・ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ・ 県、関係機関が実施した応急措置の状況
- ・ 地域住民の避難状況
- ・ その他特に留意すべき事項

(3) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、予め各局及び各地域県政総合センターにおいて、情報管理の責任者を選任し、情報の一元化を図るものとする。

また、関係者が連携して応急対策を実施できるようにするため、被害状況、応急対策実施状況、資機材の保有状況などについて、パーソナルコンピュータ等の活用により、情報が共有できる体制を整備するものとする。

2 応急対策の検討・決定

(1) 検討・決定の方法

所管局は、局対策会議等を開催し、対処方針、応急対策等について検討を行い、その内容を決定するとともに、くらし安全防災局に報告するものとする。なお、特に重大な危機の場合は、知事等に報告し対策を決定するものとする。

また、所管局は、応急対策の決定を行った後も、当該危機的状況が解消するまでの間、必要に応じ、監視のための体制を整備し、情報の収集及び知見の蓄積に努めるものとする。

(2) 局対策会議等の事務局の設置

所管局は、応急対策を円滑に実施するため、次の例を参考に局対策会議等の事務局を設置するものとする。

班名	班長	事務分掌
総務班	担当職員	・ 局対策会議の設置及び運営 ・ 会議資料、記録の作成・保管 ・ 関係局との連絡調整 ・ 職員の服務 など
対策班	担当職員	・ 危機事象の分析 ・ 対処方針の検討 ・ 応急対策検討 ・ 応急対策実施の調整 ・ 国等関係機関との連絡調整
情報班	担当職員	・ 被害情報の収集伝達 ・ 関係機関からの情報収集 ・ 国等への報告 ・ 通信手段の確保 など
広報班	担当職員	・ 報道提供資料の作成 ・ 報道機関への対応 ・ 県民等への広報 ・ 対策に係る写真等の記録 など

(3) 職員の動員

所管局は、危機の態様、規模等により、危機管理マニュアルに基づき、職員を動員するものとする。

また、対策本部が設置される場合には、各局は必要に応じ、非常参集要員に對し、速やかに参集するよう連絡するものとする。

(4) 全庁的な対策の検討、決定

対策本部が設置された場合は、対策本部において、対処方針、応急対策を検討し、決定する。

3 応急対策の実施

危機の発生直後においては、対策本部又は所管局が決定した対処方針に基づき、

所管局、関係局及び地域県政総合センターは、県民等の生命と財産の安全確保を最優先に、関係機関と連携、協力し応急対策を実施するものとする。

(1) 避難・予防

危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するため、有効な避難の場所・方法、予防策等について、関係機関と連携してその措置を実施するとともに周知を図るものとする。

(2) 救助

被害の状況及び救助活動の状況を把握し、必要に応じ関係機関との調整や応援要請等を実施するものとする。

(3) その他

緊急輸送、医療救護、発生源対策や立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限等各種制限措置などについて、必要に応じて関係機関との連絡調整を行うとともに、その措置を実施するものとする。

4 広報の実施

(1) 広報に当たったての留意事項

ア 対策本部又は所管局は、県民等の心理的動揺や不安感により生ずる混乱を防止するとともに、県民等自らが、状況に応じた適切な行動をとることにより危機による影響をできる限り軽減するため、速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して、適切、迅速な広報活動を行うものとする。

イ 関係局の協力のもと、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。また、情報の空白期間が生じないよう、定期的な広報に努めるものとする。

ウ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人その他のいわゆる要援護者及び一時滞在者への配慮に努めるものとする。また、平常時から、そのための広報体制の整備に努めるものとする。

(2) 広報の内容

広報すべき内容は、おおむね次の項目が考えられるが、県民等のニーズに応じた内容を提供するものとする。

- ・ 危機の発生場所及び発生時刻

- ・ 対策本部の設置状況及び応急対策対処方針
- ・ 危機の状況、今後の予測及び二次的被害の危険性
- ・ 被害状況と応急対策の実施状況
- ・ 避難の必要性の有無
- ・ 県民等のとるべき措置、注意事項及び要配慮者支援の呼びかけ
- ・ 避難所の設置及び安否情報
- ・ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ・ ライフラインの状況
- ・ 医療救護活動の実施状況
- ・ 相談窓口の設置状況
- ・ その他必要な広報

(3) 広報の方法

対策本部又は所管局は、関係局の協力のもと、県政記者クラブ等を通じた資料提供・会見などによる広報を行うとともに、県や市町村のホームページ、広報紙などを通じた広報活動を実施するものとする。

(4) 県民等からの問い合わせへの対応

対策本部又は所管局は、必要に応じ、県民等からの問い合わせに対応するため、関係局、関係機関と連携して、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を整備するものとする。

第4章 事後対策

1 復旧対策の推進

(1) 基本的考え方

対策本部又は所管局は、危機の発生による県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(2) 安全の確認

対策本部又は所管局は、危機に係る応急対策がおおむね完了したと認められるときは、関係機関に協力を求め、早急に危機発生現場周辺地域の安全の確認を行うものとする。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページ

一じやや県広報紙など、利用可能な様々な広報手段を活用して広く県民等に周知するものとする。

(3) 各種制限措置の解除

対策本部又は所管局は、危機発生現場周辺地域の安全が確認されたときは、関係機関と連携して、立入制限等の各種制限措置を解除するものとする。

2 被害等の影響の軽減

(1) 心身の健康相談体制の整備

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、危機発生現場周辺地域の住民等からの心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

(2) 風評被害の影響の軽減

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するための広報活動を行うものとする。

(3) 企業等に対する影響の軽減

対策本部又は所管局は、関係局と調整の上、企業等に対する影響軽減措置について検討を行うものとする。

(4) 物価動向の注視

対策本部又は所管局は、関係局や関係機関の協力を得て、生活必需物資の価格動向に注意を払う。生活必需物資の価格動向に県民生活の安定に影響を与えるような動きが見られる場合は、速やかに、その結果を公表するものとする。

3 再発防止策の検討・実施

対策本部又は所管局は、危機発生の原因を究明し、課題を整理した上で、再発防止策を検討し、実施するものとする。また、再発を防止するために必要と認められる場合は、国等に対し要望を行うものとする。

4 対処の評価とマニュアルの見直し等

(1) 対処の評価

各局及び各地域県政総合センターは、危機の対処を行った場合には、危機への対処に関する記録を作成するとともに、緊急連絡や応急対策についての評価、反

省点の抽出、改善策の検討を行うものとする。

また、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に対して、事後評価の情報提供、共有化を行い、今後の危機管理体制のあり方について見直しを行うものとする。

(2) 危機管理マニュアルの見直し

各局及び各地域県政総合センターは、対処の評価による見直しを行った場合は、必要に応じ、危機管理マニュアルの見直しを行い、速やかに、関係局、各地域県政総合センター、関係機関に周知するものとする。

(別表 1)

統括危機管理官	副統括危機管理官	統括危機管理主任者
くらし安全防災局長	くらし安全防災局副局長	危機管理防災課長

(別表 2)

局 名	局危機管理官	局危機管理主任者
政策局	政策局長	政策局総務室長
総務局	総務局長	総務局総務室長
文化スポーツ観光局	文化スポーツ観光局長	文化スポーツ観光局総務室長
環境農政局	環境農政局長	環境農政局総務室長
福祉子どもみらい局	福祉子どもみらい局長	福祉子どもみらい局総務室長
健康医療局	健康医療局長	健康医療局総務室長
産業労働局	産業労働局長	産業労働局総務室長
県土整備局	県土整備局長	県土整備局総務室長
会計局	会計局長	会計局会計課長
企業庁	企業局長	企業局総務室長
議会局	議会議長	議会局総務課長
教育委員会	教育局長	教育局総務室長
人事委員会	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
監査事務局	監査事務局長	監査事務局総務課長
労働委員会	労働委員会事務局長	労働委員会事務局審査調整課長

(別表 3)

地域県政総合センター	地域危機管理官	地域危機管理主任者
横須賀三浦地域	横須賀三浦地域	横須賀三浦地域
県政総合センター	県政総合センター所長	県政総合センター副所長
県央地域	県央地域	県央地域
県政総合センター	県政総合センター所長	県政総合センター副所長
湘南地域	湘南地域	湘南地域
県政総合センター	県政総合センター所長	県政総合センター副所長
県西地域	県西地域	県西地域
県政総合センター	県政総合センター所長	県政総合センター副所長

資料 1

想定される主な危機事象の所管課

	危機事象	所管課	計画等	本部等	法令	全庁体制への移行の考え方
1	地震	危機管理防災課	県地域防災計画	災害対策本部、現地対策本部	災害対策基本法	県内で震度6弱以上の地震が発生した場合に災害対策本部を設置する。
2	風水害	危機管理防災課、河川課	県地域防災計画、県水防計画	災害対策本部、現地対策本部、水防本部	災害対策基本法、水防法	県内全域に大規模災害が発生した場合などに災害対策本部を設置する。
3	自然災害（地震、風水害を除く）	危機管理防災課	県地域防災計画	災害対策本部、現地対策本部	災害対策基本法	
4	事故災害	危機管理防災課	県地域防災計画	災害対策本部、危機管理対策本部、事故対策本部	災害対策基本法	
5	原子力災害	危機管理防災課	県地域防災計画	災害対策本部、現地対策本部、警戒本部	原子力災害対策特別措置法	県のモニタリングポストにおいて毎時5マイクログラム以上の放射線を検出したとき災害対策本部を設置する。
6	石油コンビナート災害	消防保安課	県石油コンビナート等防災計画	石油コンビナート等防災本部、石油コンビナート等現地防災本部	石油コンビナート等災害防止法	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する。
7	武力攻撃事態	危機管理防災課	県国民保護計画	危機管理対策本部、国民保護対策本部、現地国民保護対策本部	国民保護法、国民保護対策本部条例	テロ等が発生し、国民保護対策本部設置に準じた対応をとる必要がある場合、危機管理対策本部を設置する。
8	緊急対処事態	危機管理防災課	県国民保護計画	危機管理対策本部、緊急事態対処本部、現地緊急事態対処本部	国民保護法、国民保護対策本部条例	テロ等が発生し、国民保護対策本部設置に準じた対応をとる必要がある場合、危機管理対策本部を設置する。
9	新型インフルエンザ等	医療危機対策本部室	県新型インフルエンザ等行動計画	新型インフルエンザ等対策本部、現地新型インフルエンザ等対策本部	新型インフルエンザ等対策特別措置法、県新型インフルエンザ等対策本部条例	新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合に県新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
10	健康危機（新型インフルエンザ等を除く）	医療危機対策本部室	健康危機管理指針	健康危機管理対策本部、現地対策本部	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する。
11	鳥インフルエンザ	畜産課	県高病原性鳥インフルエンザ発生時対応マニュアル	危機管理対策本部、現地危機管理対策本部	家畜伝染病予防法	高病原性鳥インフルエンザ等が県内で発生した場合には危機管理対策本部を設置する。
12	豚熱・アフリカ豚熱	畜産課	県豚熱（ASF）発生時対応マニュアル	危機管理対策本部、現地危機管理対策本部	家畜伝染病予防法	豚熱・アフリカ豚熱が県内で発生した場合には危機管理対策本部を設置する。
13	家畜伝染病（鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱を除く）	畜産課	県牛海綿状脳症（BSE）防疫対策マニュアル	危機管理対策本部、現地対策本部	畜産法、BSE特別対策措置法、家畜伝染病予防法、食品衛生法	発生した危機事象の規模、県民への影響等を考慮して全庁体制へ移行するかを判断する。
14	環境汚染事故	大気水質課等	環境保全特別対策本部設置要綱	環境保全特別対策本部	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、生活環境の保全等に関する条例等	

- ★1 所管課とは、計画等を所管している課である。
★2 所管課の注記、計画等に位置づけのある所属が当該危機事象に対応する。
★3 (1)における危機事象に対処すべき局等が並列な例とは、表右端の「危機事象」から「法令」までのとおり
★4 (2)における全庁的対応が必要と認められた場合は、表右端の「全庁体制への移行の考え方」のとお

危機管理マニュアルの構成

(危機管理マニュアル構成の一例)		大項目	中項目	小項目
1 総 則	(1) 目 的			○危機管理マニュアルの目的
	(2) 定 義			①危機の定義 ②想定される危機の類型
	(3) 基本方針			①部局で対応することが明確な場合 ②部局で対応するか不明確な場合 ③緊急に全庁で対応する必要がある場合
	(4) 責 務			○部局長の責務 ①危機発生時に対する対応策 ②訓練・研修の実施 ③県民等への情報提供
2 事前対策	(1) 危機管理意識の向上			①危機管理対策会議等の活用
	(2) 危機管理体制の整備			②危機管理対策本部の設置要請
3 応急対策	(1) 情報の収集・連絡			①情報の収集・伝達 ・情報連絡体制の整備 ・情報連絡の手段 ・情報内容の整理
	(2) 職員の動員計画			②情報内容の管理
	(3) 応急対策の検討・決定			○職員の動員計画(④動員体制(3連絡体制)の構築を含む。) ①検討・決定の方法 ②役割分担の確認
	(4) 応急対策の実施			③職員の動員 ④全庁的な対応への移行
4 事後対策	(1) 復旧対策			①救助 ②避難・予防 ③広報(二つにわたっての緊急事項 ・適切・迅速な広報活動 ・様々な広報手段の活用 ・要援者への配慮 ④広報の内容 ・広報すべき項目 ⑤広報の方法 ・報道機関への情報提供 ・一般への広報 ・県民等からの問い合わせへの対応
	(2) 被害等の影響の軽減			①基本対策 ②安全の確認 ③各種制限措置の解除
	(3) 再発防止等の検討・実施			○心身の健康相談体制の整備 ○復興被害の影響の軽減 ○企業等に対する影響の軽減 ○物産物の注視
	(4) 対応の評価とマニュアルの見直し等			○再発防止策の検討・実施 ①対応の評価 ②危機管理マニュアルの見直し

第 1 章 危機管理マニュアルの概要

1 危機管理マニュアルの目的

2 対象とする危機事象

3 危機事象が発生した際のマニュアルの利用

4 地域県政総合センター所長の役割

第 2 章 危機事象発生時の初動対応

1 危機事象の把握

2 危機事象の伝達

3 現地危機管理対策本部の設置

4 広報

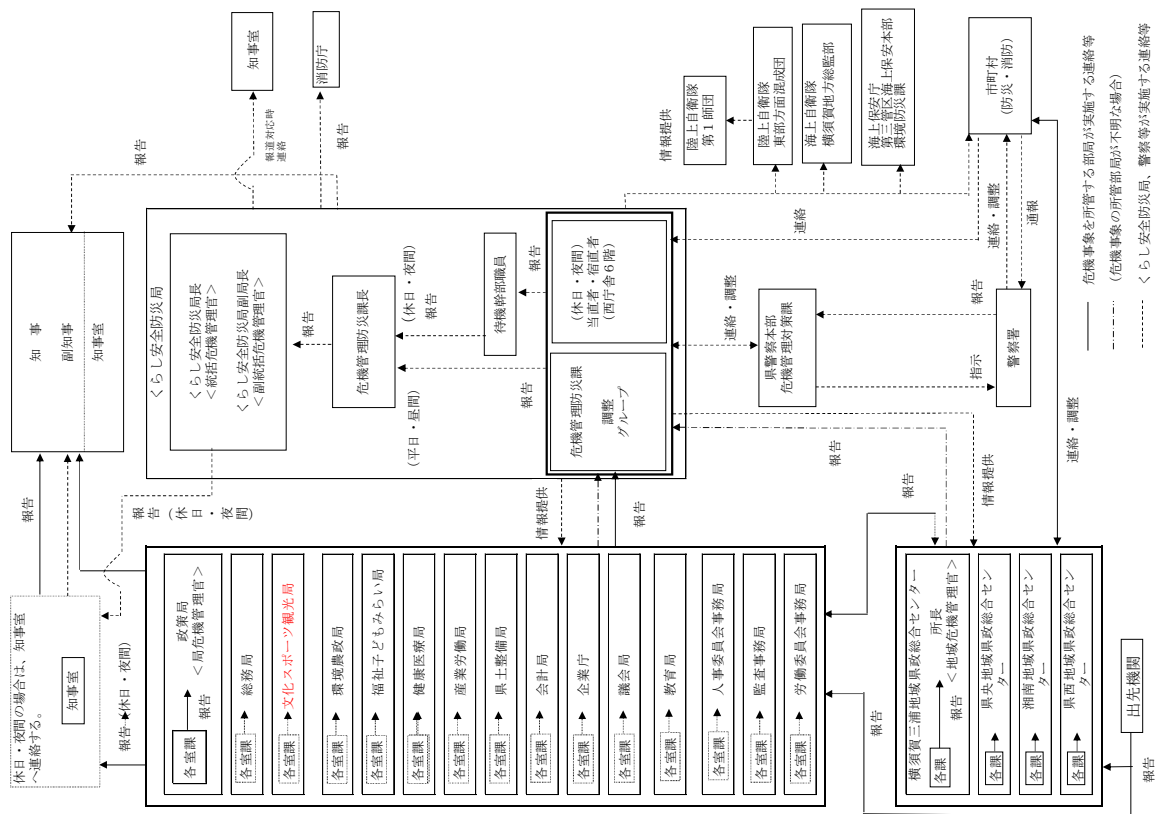
5 勤務時間外への対応

第 3 章 事前対策

1 関係機関との連携強化

2 訓練・研修の実施

第 4 章 地域県政総合センターの位置付けがある危機管理マニュアル



発生日時																																						
発生場所																																						
発言者	所 属 職・氏名 TEL	受言者 所 属 職・氏名 受信期日 年 月 日 時 分																																				
危機の状況																																						
<table border="1"> <tr> <td>被害状況</td> <td colspan="2">その他被害</td> </tr> <tr> <td>人的被害</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>死者</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住家被害</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>全壊</td> <td>棟</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>棟</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>棟</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>棟</td> <td>世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">応急対策 避難措置、消防機関、警察の出動状況、各機関の応急措置等</td> </tr> </table>			被害状況	その他被害		人的被害			死者	人		負傷者	人		不明	人		計	人		住家被害			全壊	棟	世帯	半壊	棟	世帯	一部損壊	棟	世帯	計	棟	世帯	応急対策 避難措置、消防機関、警察の出動状況、各機関の応急措置等		
被害状況	その他被害																																					
人的被害																																						
死者	人																																					
負傷者	人																																					
不明	人																																					
計	人																																					
住家被害																																						
全壊	棟	世帯																																				
半壊	棟	世帯																																				
一部損壊	棟	世帯																																				
計	棟	世帯																																				
応急対策 避難措置、消防機関、警察の出動状況、各機関の応急措置等																																						
備考	市町村からの支援・応援要請等																																					

神奈川の主な災害

(危機管理防災課)

1 風水害

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
昭23. 9. 16	風水害 高潮 (アイオン台風)	県西部山岳地帯で豪雨が降り、これによる洪水が起きた。また、相模湾・東京湾で高潮が発生し、大きな被害が出た。 死者24 行方不明6 負傷者36 家屋全壊49 半壊123 流失104 床上浸水839 床下浸水2,923 田流出・埋没234ha 畑冠水1,666ha 道路62 橋梁99 堤防決壊227 船舶被害73	マーシャル群島で発生、朝鮮の沖合で北東に転向。伊豆半島南端をかすめ、富津・更津間に上陸、鎌子の北を通過した台風による。 最低気圧 966.7mb 最大風速 25.8m/s 降水量 (14～15 日、mm) 横 浜 158 真 鶴 218 小田原 213 酒 匂 189 藤 沢 137 鎌 倉 180 葉 山 162 三 崎 162 大 船 167 戸 塚 180 厚 木 162 与 瀬 356 鳥 屋 465 青 山 381
昭24. 8. 31 ～9. 1	風水害 高塩風害 (キティ台風)	暴風雨による被害と共に、台風の中心通過時刻が満潮時であったため、高潮による大きな被害が発生した。 死者21 行方不明1 重傷30 軽傷54 家屋全壊558 半壊2,005 流失78 床上浸水4,945 床下浸水8,945 田畑流出・埋没33町歩 堤防決壊85 道路60 橋梁23 船舶被害85 山(麓)くずれ19 鉄道被害11 船舶被害218	マールカス島付近で発生、時速25kmで北北西に進み、鳥島付近で北西に向きを変え、大島の西を通過し小田原付近に上陸、新鵜から日本海に抜けた台風による。 最低気圧 981.3mb 最大風速 35.2m/s 降水量 (30～31 日、mm) 横 浜 54 真 鶴 51 湯 本 134 秦 野 81 大 山 313 松 田 129 三 崎 81 葉 山 63 大 船 77 厚 木 101 二 宮 90 与 瀬 200 小田原 129 道 志 420
昭27. 6. 22 ～23	風水害 (ダイナ台風)	死者4 負傷者8 行方不明1 住家全壊29 半壊23 床上浸水57 床下浸水1,073 堤防決壊127 橋梁3 道路221 山くずれ85 崖くずれ109 田畑流出・冠水155町歩 船舶被害8	フィリピン東方海上で発生、沖縄をかすめ浜名湖付近に上陸、静岡の北方、厚木付近を通過して鹿島灘に抜けた台風による。 最低気圧 984.5mb 最大風速 21.0m/s 降水量 (24～28 日、mm) 真 鶴 420 三 崎 222 厚 木 261 秦 野 393 仙石原 469 溝ノ口 151 湯 本 464 与 瀬 297 大 仏 527 二 宮 277 松 田 337 大 山 532
昭28. 7. 26	地 変	午前10時10分頃、箱根早雲山北面の山頂部、長さ約200m、幅100m、厚さ2mが崩壊し、須沢溪谷に押し出し、80万m ³ の土石が約2kmに渡り山津波となって膨潤したため地滑りとなった。	

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
		流下した。 死者10 負傷者10 家屋倒壊1 砂防堰堤埋没・破壊17 林野埋没7ha 道路1	
昭31. 10. 30 ～31	水害 昭31.10.31 災害救助法適用 適用地 鎌倉市 横浜市 鎌倉市 逗子市	短時間に大雨が降ったため大きな被害が発生した。 死者9 負傷者23 建物全壊37 半壊62 床上浸水1,438 床下浸水4,824 田畑冠水15ha 道路11 山(麓)くずれ42	南岸沿いの前線及びこの前線上の低気圧の通過による。 最低気圧 1,003.7mb 最大風速 10.1m/s 降水量 (30～31 日、mm) 厚 木 103 松 田 170 鎌 倉 132 与 瀬 87 二 宮 67
昭33. 9. 26 ～27	風水害 (台風22号) 昭33.9.26 災害救助法適用 適用地 横浜市 川崎市 藤沢市 昭33.9.27 鎌倉市 横須賀市 逗子市	この台風は伊豆半島に未曾有の被害を起こし、「狩野川台風」と呼ばれた。 死者93 負傷者142 行方不明1 建物全壊321 半壊580 流失13 床上浸水16,991 床下浸水48,766 田畑流出・埋没69町歩 冠水3,427町歩 橋梁19 堤防決壊44 山(麓)くずれ821 鉄道被害17 通信施設被害1,031 船舶沈没2 り災世帯数17,273 り災者数65,719 農作物関係(億円) 水稻倒伏冠水3.1 陸稲0.5 果樹類0.48 その他計7.58	グアム島東方海上で発生、最盛期はかなり長かったが、伊豆半島に近づくにつれ急速に衰えてきた。大島の西方から江の島に上陸、横浜、東京をとおる鹿島灘にぬけた。 最低気圧 968.5mb 最大風速 28.8m/s 降水量 (25～26 日、mm) 真 鶴 107 二 宮 141 鎌 倉 261 大 楠 213 三 崎 240 川 崎 317 日 吉 310 都 田 377 与 瀬 313 鳥 野 404 松 田 87 大 仏 89
昭36. 6. 24 ～29	水害 昭36.6.29 災害救助法適用 適用地 鎌倉市 藤沢市 横浜市 横須賀市	この集中豪雨は各地にかけ崩れを起こし、また中小河川の多くが氾濫して、低地帯は広範囲にわたって浸水した。 死者57 負傷者82 家屋全壊274 半壊450 流失1 床上浸水12,997 床下浸水28,992 田畑流出・埋没冠水5,779ha 道路178 橋梁8 堤防破壊203 山(麓)くずれ863	梅雨前線の活動が、発生性低気圧の影響を受け、活発化したもの。 降水量 (24～28 日、mm) 真 鶴 420 三 崎 222 厚 木 261 秦 野 393 仙石原 469 溝ノ口 151 湯 本 464 与 瀬 297 大 仏 527 二 宮 277 松 田 337 大 山 532

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
昭 40. 9. 17	風 水 害 (台風 2 4 号)	鉄道被害 13 通信施設 1,063 死者 2 負傷者 6 床上浸水 515 床下浸水 3,768 山 (崖) くずれ 143 通信施設被害 498 耕地面積 19,201ha 被害総額 911,323 千円 被災世帯 581 り災害人員 2,134	潮岬から渥美半島に上陸、その後関東北西部を北北東に進んで、青森方面に去った台風による。 最低気圧 975mb 最大風速 21.7m/s (横浜) 降水量 (16～18 日、mm) 横 浜 143 三 崎 13 青 山 125 芦ノ湯 186 都 田 52 溝ノ口 45 厚 木 60 鎌 倉 149 二 宮 35 大 山 49
昭 41. 6. 28	風 水 害 (台風 4 号) 昭 41. 6. 28 災害救助法適用 適用地 横浜市 鎌倉市	死者 39 負傷者 80 全壊 (流出) 131 半壊 119 一部損壊 330 床上浸水 14,274 床下浸水 38,806 山 (崖) くずれ 1,223 通信施設被害 10,522 道路 1,181 堤防決壊 320 耕地面積 6,248.9ha り災害世帯数 17,293 り災害者数 62,888 被害総額 3,954,000 千円	23 日発生した台風 4 号は、28 日御前崎の南海上約 250 km を通り、八丈島、房総沖から三陸沖に抜けたが、これが南下していったため、台風の通過により刺激されて各地に大雨をもたらした。 最低気圧 982.1mb 最大風速 17.7m/s (横浜) 降水量 (27～29 日、mm) 横 浜 265 三 崎 173 青 山 350 芦ノ湯 406 都 田 346 溝ノ口 233 厚 木 253 鎌 倉 226 二 宮 22 大 山 296
昭 45. 7. 1	水 害	7 月 1 日早朝から数時間のうちに 100～200 mm という記録的集中豪雨となり、がけ崩れその他の被害が生じた。 死者 5 負傷者 9 家屋全壊 10 半壊 8 一部損壊 29 床上浸水 435 床下浸水 5,010 非住家 10 田畑冠水 5,779ha 農道 9 道路 1 橋梁 1 山崩れ 193 鉄道被害 6	梅雨前線の活動が熱帯性低気圧の影響を受け活発化したもの。 降水量 (30～2 日、mm) 横 浜 216 大 山 275 剣ヶ崎 125 秦 野 133 溝ノ口 121 横須賀 184 湯 本 135 上 溝 149 鳥 屋 152 鎌 倉 188 半 原 242 小田原 148
昭 46. 8. 30	風 水 害 (台風 2 3 号)	死 者 2 負傷者 2 全 壊 1 半 壊 3 床上浸水 425 床下浸水 4,006 田畑冠水 69ha 道路 31 がけ崩れ 82	南島島南西海上で発生、九州南沖で最盛明となり、九州上陸後衰え始め、四国東部、近畿を通過、鹿州灘を東進し、房総半島を横切り鹿島灘を東北東に進んだ。

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
昭 47. 7. 11 ～12	水 害 昭 47. 7. 12 災害救助法適用 適用地 山北町	死者 6 行方不明 3 負傷者 28 家屋全壊 76 半壊 26 床上浸水 946 床下浸水 4,464 田畑 444ha 道路 606 がけ崩れ 299	梅雨前線及び湿舌の影響によりその活動が活発化され、県北西部に強い雨をもたらした。 降水量 (11～12 日、mm) 横 浜 14 厚 木 92 川 崎 16 大 山 225 横須賀 15 塔ヶ岳 516 平 塚 21 城 山 370 箱 根 81 津久井 290 相模原 385
昭 47. 9. 14 ～15	風 水 害	死者 3 負傷者 15 家屋全壊 2 半壊 17 床上浸水 998 床下浸水 7,753 田畑 996ha 道路 478 がけ崩れ 311	低気圧に伴う前線活動と台風接近によって大量の雨に見舞われた。 降水量 (14～15 日、mm) 横 浜 103 厚 木 154 川 崎 74 平 塚 119 横須賀 123 箱 根 347 津久井 272
昭 48. 11. 9 ～10	水 害	死者 2 負傷者 6 家屋全壊 7 半壊 13 床上浸水 2,805 床下浸水 7,899 道路 349 がけ崩れ 373	低気圧に伴う前線活動により、県下沿岸都市部に強い雨をもたらした。 降水量 (9～10 日、mm) 横 浜 179 小田原 87 川 崎 125 厚 木 111 横須賀 188 塔ヶ岳 68 鎌 倉 240 明神岳 48 藤 沢 162
昭 49. 7. 6 ～8	水 害 昭 49. 7. 8 災害救助法適用 適用地 横須賀市	死者 13 負傷者 28 全壊 126 半壊 71 床上浸水 7,093 床下浸水 11,615 道路 709 河川 321 がけ崩れ 1,873 り災害世帯 8,408 り災害者数 27,857	台風 8 号は 8 日日本海中部に達し、本県を通過中の梅雨前線を刺激し、大雨を降らせた。 降水量 (6～9 日、mm) 横 浜 108 横須賀 252 厚 木 149 小田原 176 鎌 倉 172 川 崎 105 元箱根 225 相模湖 95
昭 51. 9. 8 ～11	風 水 害 (台風 1 7 号) 昭 51. 9. 9 県災害対策 本 部 設 置	死者 3 負傷者 4 全壊 12 半壊 7 床上浸水 4,312 床下浸水 14,818 道路 624 河川 168 がけ崩れ 336 り災害世帯 4,792 り災害者数 16,214	大型の台風 17 号が九州に接近し、県内には南からの暖湿気流が入り、湘南地方から相模川の谷を通り県北部に集中的な大雨をもたらした。 降水量 (8～10 日、mm) 長津田 438 元石川 399 平 塚 248 厚 木 122 相模原 244 津久井 79

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
昭54.10.19	風 水 害 (台風20号) 昭54.10.19 県災害対策 本 部 設 置	死者 4 重傷 17 軽傷 102 全壊 8 半壊 327 一部損壊 3,784 床上浸水 579 床上浸水 1,299 非住家 1,437 田畑冠水 3,095 道路 713 河川 222 がけ崩れ 224 り災世帯 1,448 り災者数 4,246	小田原 40 機須賀 4 大型台風 20 号は、19 日 9 時 40 分頃 和歌山県白浜町付近に上陸し、その 後時速 70～75 km の猛スピードで、名 古屋、岐阜、長野を通過し、15 時頃 三陸沖へ抜けた。このため、県下で は 19 日 4 時頃から雨が漸続的に強ま り、ピークの 13～14 時に各地に強風 と大雨をもたらした。 降水量 (18～19 日、mm) 厚 木 171 小田原 188 日 吉 134 三 浦 146 相模湖 277 相模原 202 玄 倉 332 平 塚 129 芦ノ湯 324
昭57.8.1 ～2	風 水 害 (台風10号)	死者 7 重傷 4 軽傷 14 全壊 10 半壊 20 一部損壊 509 床上浸水 142 床上浸水 301 非住家 813 田畑冠水等 14,9ha 道路 187 河川 78 がけ崩れ 125 り災世帯 325 り災者数 804	台風 10 号は、8 月 1 日午後からスピ ードを速め、2 日 0 時頃愛知県渥美 半島西部に上陸し、同日午後日本海 に抜けた。このため県下では、1 日 星前後から雨が強くなった。 最大風速 19.6m/s 降水量 (1～2 日、mm) 芦ノ湯 514 玄 倉 375 相模湖 315 小田原 168 相模原 165 厚 木 157 横 浜 86 三 浦 83
昭57.9.10 ～12	風 水 害 (台風18号) 昭57.9.12 県災害対策 本 部 設 置	死者 4 重傷 11 軽傷 25 全壊 36 半壊 35 一部損壊 351 床上浸水 5,082 床上浸水 11,162 非住家 1,005 田畑冠水等 1,427ha 道路 414 河川 203 がけ崩れ 477 り災世帯 5,874 り災者数 18,580	台風 18 号は、10 日頃より進路を北 東に変え、12 日 18 時静岡県御前崎付 近に上陸し、関東、東北、北海道の各 地方を縦断し、13 日昼過ぎオホーツ ク海に抜けた。このため県下では、 上陸前の 10 日から激しい雨が降り 始め、特に 12 日 13～16 時の間に各地 で長時間雨量 30～40 mm の大雨が降っ た。 最大風速 18.1m/s 降水量 (10～12 日、mm) 芦ノ湯 500 相模湖 414 玄 倉 347 相模原 317 江ノ島 308 日 吉 306 厚 木 305 横 浜 289 三 浦 207
昭60.6.30	風 水 害 (台風6号) 昭60.6.30 県災害対策 本 部 設 置	死者 1 重傷 1 軽傷 6 全壊 3 半壊 28 一部損壊 1,040 床上浸水 14 床上浸水 241 田畑冠水等 1,446ha 文教施設 128 道路 216	台風 6 号は、7 月 1 日 3 時静岡県田 子ノ浦に上陸し、御殿場付近から県 西部を駆け抜け、立川市付近を通っ て 7 時頃いわき市沖に抜けた。この ため、29 日夕方から梅雨前線が刺激 され雨となり夜半に強い雨となった

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
		橋梁 2 河川 46 港湾 5 滑槽施設 4 がけ崩れ 75 鉄道不通 1 船舶 2 り災世帯 1,400 箱 根 349 り災者数 4,502 相模湖 249	30 日 15 時頃から台風の接近に伴い 再び雨が激しくなり、22 時から 1 日 3 時頃が最も激しくなった。 降水量 (29～1 日、mm)
昭61.3.23	風 雪 害 昭61.3.23 県災害対策 本 部 設 置	重傷 2 軽傷 27 全壊 3 半壊 7 一部損壊 62 非住家 34 道路 1 がけ崩れ 3 水道 659,851 電気 320,000 り災世帯 10 り災者数 42	発達した低気圧の通過に伴い、県下 では 3 月 23 日 10 時頃から雨が雪に 変わり、各地に降雪をもたらすこと もに、北よりの強い風の吹き荒れ。 降雪量 (23 日、cm) 横 浜 10 大 和 16 藤 沢 12 箱 根 42 相模原 26 相模湖 12
平成 8.1	風 水 害 (台風12号)	死者 6 重傷 5 軽傷 7 全壊 1 一部損壊 2 床上浸水 738 床上浸水 1,715 非住家 32 道路 3 がけ崩れ 38 鉄道不通 1	7 月 31 日夕方から 8 月 2 日朝にかけ て、台風 12 号に伴う雨雲が三陸沖に ある高気圧の縁辺を回り込む形で県 下に侵入し、強雨となった。1 日の 0 時頃から特に激しくなり、日吉では 2 時に 67 mm の最大 1 時間降水量を示 した。川崎市麻生区では 2 度にわた るがけ崩れが発生し、住家 1 戸が全 壊した。そのため居住者と救出中の 消防隊員が二重に遭難した。 降水量 (31～2 日、mm) 横 浜 235 江ノ島 196 相模原 133 日 吉 265 海老名 166 平 塚 146 小田原 119 三 浦 221 箱 根 138 丹沢湖 78 相模湖 135
平 3.9.19 ～20	風 水 害 (台風18号)	死者 2 重傷 1 軽傷 4 住家全壊 2 半壊 3 一部損壊 32 床上浸水 537 床上浸水 1,523 非住家 128 道路 36 橋梁 2 河川 36 がけ崩れ 272 り災世帯 591 り災者数 1,852	7 月 19 日 20 時頃鎌子市の南東約 50 km の海 上まで接近し、20 日 9 時頃三陸沖か ら東へと抜けた。 最低気圧 987.5mb 最大風速 11.9m/s (横浜) 降水量 (19～20 日、mm) 相模湖 211 相模原 354 日 吉 223 丹沢湖 245 海老名 264 横 浜 227 平 塚 208 箱 根 255 小田原 234 江ノ島 211
平 8.9.22	風 水 害 (台風17号)	死者 3 重傷 5 軽傷 36 住家全壊 2 半壊 22 一部損壊 1,261 床上浸水 8	フィリピンの東海上で発生した台風 17 号は、発達しながら北東に進み、 22 日 15 時頃千葉県東部の東海上で関東 地方に最接近、その後北東へ進み

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 14. 10. 1 ～2	風 水 害 (台風 2 1 号)	床上浸水 25 非住家 186 学校 33 病院 3 道路 19 河川 9 がけ崩れ 67 鉄道不通 1 水道 586 電話 116 電気 105, 930 アマガサ崩れ 17 り災世帯 49 り災者数 82 被害総額 481, 208 千円	同夜には三陸沖へ抜け、本州から遠ざかった。 最低気圧 977. 8hPa 最大風速 22. 2m/s (横浜) 降水量 (22 日, mm) 横 浜 226 日 吉 213 箱 根 210 相模原 200 三 浦 187 相模湖 178 海老名 174 紀伊半島の南海上で発生した熱帯低気圧の通過に伴い、県内の広い範囲で大雨となり、特に県西部各地で集中豪雨に見舞われた。 降水量 (14 日, mm) 相模湖 302 相模原 298 日 吉 121 丹次湖 229 海老名 172 横 浜 101 平 塚 119 辻 堂 137 小田原 126 三 浦 133 り災者数 214 被害総額 765, 182 千円
平 14. 10. 1 ～2	風 水 害 (台風 2 1 号)	死者 1 重傷 1 軽傷 10 住家全壊 1 一部損壊 38 床上浸水 37 床上浸水 332 非住家 3 道路 2 港湾 4 がけ崩れ 10 鉄道不通 1 電気 5, 902 アマガサ崩等 1 り災世帯 38 り災者数 103	マガサ諸島付近で発生した台風 21 号は、1 日 20 時頃三浦半島を通過、20 時半頃川崎市内付近に上陸し、その後関東東地方から東北地方を足早に北上した。 最低気圧 961. 1hPa 最大風速 15. 6m/s (横浜) 降水量 (30～2 日, mm) 相模湖 187 相模原 171 日 吉 76 丹次湖 117 海老名 120 横 浜 78 平 塚 113 辻 堂 94 箱 根 346 小田原 120 三 浦 93 フィリピンの東海上で発生した台風 22 号は、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸し、17 時に横浜市内付近を通過、千葉県から茨城県を経て関東の東海上へ抜けた。 最低気圧 983. 6hPa 最大風速 19. 8m/s (横浜) 降水量 (8 日 8 時～9 日 24 時, mm) 相模湖 320 相模原 311 日 吉 305 丹次湖 260
平 16. 10. 9 ～10	風 水 害 (台風 2 2 号)	死者 1 重傷 9 軽傷 34 住家全壊 3 半壊 19 一部損壊 972 床上浸水 1, 074 床上浸水 1, 416 非住家 79 文教施設 15 道路 92 橋りょう 1 がけ崩れ 185 鉄道不通 6 被害船舶 5 水道 1, 100 電気 77, 000	フィリピンの東海上で発生した台風 22 号は、9 日 16 時頃伊豆半島に上陸し、17 時に横浜市内付近を通過、千葉県から茨城県を経て関東の東海上へ抜けた。 最低気圧 983. 6hPa 最大風速 19. 8m/s (横浜) 降水量 (8 日 8 時～9 日 24 時, mm) 相模湖 320 相模原 311 日 吉 305 丹次湖 260

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 16. 10. 20 ～21	風 水 害 (台風 2 3 号)	ブロック塀 17 り災世帯 1, 253 り災者数 2, 759 被害総額 399, 471 千円	マリアナ諸島で発生した台風第 23 号は、高知県土佐清水市付近に上陸し、21 日 1 時から 3 時頃神奈川県に最も接近し、3 時に温帯低気圧に変わり、6 時に千葉県の犬吠崎の東海上に抜けた。 最低気圧 998. 80hPa 最大風速 14. 5m/s (横浜) 降水量 (19 日 9 時～21 日 9 時, mm) 相模湖 186 相模原 241 日 吉 235 丹次湖 179 海老名 188 横 浜 206 平 塚 158 辻 堂 204 箱 根 207 小田原 189 三 浦 123
平 16. 12. 4	風 害	重傷 2 軽傷 8 住家一部損壊 203 非住家 5 道路 5 がけ崩れ 1 鉄道不通 1 電話 581 電気 47, 067 ブロック塀 1 被害総額 27, 041 千円	東シナ海で発生した低気圧が発達しながら九州、四国を通り、北陸地方を経て東北地方南部に進んだため、県内は暴風に見舞われた。
平 18. 10. 6	風 水 害	重傷 1 軽傷 4 住家一部損壊 3 非住家 1 道路 1 がけ崩れ 4 電気 3, 899 ブロック塀 12 被害総額 475 千円	本州南岸に停滞した前線を低気圧が発達しながら北東に進み、日本の南にある熱帯低気圧からの通った空気がこれらの前線や低気圧に流れ込んて雨雪が発達し、県内では 5 日から 6 日にかけて西部を中心に大雨となった。 また、低気圧が発達したため、6 日にやや強い風が吹いた。 降水量 (5 日 5 時～6 日 22 時, mm) 相模湖 186 相模原 192 日 吉 140 丹次湖 66 海老名 132 横 浜 150 平 塚 76 辻 堂 96 箱 根 192 小田原 56 三 浦 84
平 19. 9. 6 ～7	風 水 害 (台風 9 号)	行方不明 2 重傷 5 軽傷 9 住家半壊 1 住家一部損壊 62 床上浸水 38 床下浸水 63 非住家 9 文教施設 16	南島近海で発生した台風第 9 号は、5 日 9 時には、中心気圧 965hPa、最大風速 35m/s まで発達し、強い勢力を保ったまま、伊豆諸島の西を北上した。

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 20.8.28 ～31	風 水 害 (8月未豪雨)	道路30 橋りょう2 河川11 港湾9 砂防6 がけ崩れ14 被害船舶1 電気38,123 ブロック塀5 り災世帯42 り災者数87 被害総額 1,183,555 千円	7 日午前0 時前に静岡県伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過したため、県内は大雨と暴風に見舞われた。 降水量 (5 日 4 時～7 日 14 時,mm) 箱 根 652 相模湖 305 丹沢湖 299 相模原 229 小田原 164
平 20.8.28 ～31	風 水 害 (8月未豪雨)	軽傷1 住家半壊1 住家一部破損2 床上浸水27 床下浸水141 文教施設1 道路70 橋りょう2 河川25 砂防3 がけ崩れ49 水道12 電気26,620 ブロック塀1 被害総額 599,245 千円	8 月 28 日から 30 日にかけて本州上に停滞していた前線に向かって南から非常に通った空気が流れ込み、連日県内の所々で雷を伴った非常に激しい雨や猛烈な雨が降った。 降水量 (27 日 22 時～31 日 2 時,mm) 海老名 220 相模原 180 相模湖 169 辻 堂 160 丹沢湖 155.5 箱 根 154.5 日 吉 145 平 塚 130 三 浦 109.5 小田原 81
平 21.8.10 ～11	風 水 害 (台風9号)	重傷1 住家一部破損3 床上浸水2 床下浸水14 がけ崩れ3 道路3 河川1 電気5,694 ブロック塀1 被害総額 16,465 千円	台風第9号が紀伊半島の南海上に北上し、神奈川県には南から非常に湿った空気が流れ込み大気の状態が不安定となった。 降水量 (8 日 21 時～11 日 14 時,mm) 丹沢湖 187 辻 堂 144.5 箱 根 125 日 吉 115 相模湖 113 三 浦 106 横 浜 105
平 21.10.7 ～8	風 水 害 (台風18号)	重傷3 軽傷14 住家一部破損56 床上浸水15 床下浸水96 非住家1 文教施設3 がけ崩れ14 道路11 河川3 港湾9 船舶9 電気7,899 ブロック塀7 被害総額 365,660 千円	台風18号が、午前5時過ぎに愛知県知多半島付近に上陸し、上陸後は関東地方から東北地方と暴風域を伴いながら本州を縦断した。 降水量 (5 日 13 時～8 日 13 時,mm) 横 浜 208 相模湖 207.5 箱 根 200 日 吉 190.5 相模原 174 三 浦 171 丹沢湖 164.5 海老名 152 辻 堂 146 小田原 134 平 塚 99
平 22.9.8	風 水 害 (台風9号)	重症2 軽症1 住家半壊2 住家一部破損3 床上浸水18 床下浸水315 道路63 がけ崩れ28 河川6 橋りょう2 電気592 電話3 水道95 被害総額 2,118,013 千円	台風第9号は、8 日 11 時過ぎに福井県敦賀市付近に上陸し、15 時に静岡県付近で熱帯低気圧に変わった。 また山北町丹沢湖では、1 日の雨量が 495.5mm を記録し、日最大降水量を更新。また、小田原でも 238.5mm を記録し、日最大降水量を更新した。 降水量 (8 日 3 時～8 日 23 時,mm) 丹沢湖 495.5 小田原 238.5 箱 根 180.0 平 塚 116.5

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 22.12.2 ～3	風 水 害	住家半壊2 住家一部破損234 床上浸水65 床下浸水176 非住家5 道路15 がけ崩れ12 電気154 ブロック塀23 り災世帯1 り災者数3	前線を伴った低気圧が、急速に発達しながら日本海を北東に進み、この低気圧からのびる前線の影響で、大雨や突風が吹いた。 なお、横浜気象台は突風による被害について、鎌倉市、藤沢市に現地調査を行い、鎌倉市の突風をもたらした現象は竜巻であると推定した。 降水量 (2 日 19 時～3 日 11 時,mm) 海老名 144.0 平 塚 117.5 小田原 94.5 横 浜 92.5 箱 根 92.0 辻 堂 87.5 日 吉 85.0 相模原 81.5 相模湖 56.5 丹沢湖 55.5 三 浦 43.5
平 23.9.19 ～21	風 水 害	死者3 重傷10 軽傷131 住家半壊5 住家一部破損1,299 床上浸水1 非住家17 文教施設73 道路7 河川7 港湾83 崖くずれ17 鉄道不通3 被害船舶1 水道332 電気406,407 ブロック塀41 被害総額 1,957,679 千円	台風第15号が本州の南海上に北上し、強い勢力を維持しながら、21 日静岡県に上陸した後、関東地方を縦断した。このため、県内では19 日夜のはじめ頃から雨が降り始め、20 日夜から 21 日にかけては雨が強まった。また、風も21 日午後から強まり、夕方には最大風速 20m/s 前後となった。 降水量 (19 日 20 時～21 日 20 時,mm) 相模湖 281.5 相模原中央 211.0 日 吉 147.5 丹沢湖 339.5 海老名 163.0 平塚 117.5 辻堂 148.0 箱根 368.5 小田原 221.0 三浦 134.5
平 24.9.24 ～25	風 水 害	重傷1 軽傷9 河川1 がけ崩れ1 電気1 鉄道不通1 被害総額 12,466 千円	東北から通った空気が入ったため、横浜、川崎、三浦半島で大雨となった。この影響で、25 日午前0 時ごろ、横浜市の京浜急行追浜駅から田浦駅の間にあるトンネルの手前で土砂崩れが発生し、土砂に乗り上げた特急電車が脱線、負傷者が発生した。 降水量 (24 日 19 時～25 日 5 時,mm) 相模湖 1.5 相模原中央 5.0 日 吉 47.5 海老名 23.5 横浜 78.0 平塚 5.0 辻堂 12.5 箱根 0.5 小田原 0.5 三浦 5.0

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 25. 4. 6	風 水 害 (台風 2 6 号)	死者 1 軽傷 11 住家全壊 2 住家一部損壊 12 床上浸水 91 床下浸水 191 非住家 41 畑流出・埋没 0.1ha 道路 89 河川 14 がけ崩れ 29 電気 1,400 ブロック塀等 7 被害総額 67,336 千円	本州の沿岸と日本海を前線を伴った低気圧が発達しながら東進し、県内では16日から7日にかけて風雨が強まった。 降水量 (6日6時～7日8時,mm) 相模湖 98.5 相模原中央 111.5 日吉 149.0 丹沢湖 137.0 海老名 229.5 横浜 100.0 平塚 119.0 辻堂 95.5 箱根 158.5 小田原 116.5 三浦 49.0
平 25.10.15 ～16	風 水 害 (台風 2 6 号)	死者 2 行方不明 1 重傷 3 軽傷 13 住家一部損壊 133 床上浸水 1 床下浸水 19 非住家 3 学校 1 道路 26 河川 1 がけ崩れ 15 鉄道不通 1 電気 6,127 ブロック塀等 5 被害総額 83,697 千円	台風第26号が16日明け方に関東地方沿岸に接近し、その後、関東の東海上を北上したため、県内では15日から16日にかけて風雨が強まった。 降水量 (15日6時～16日12時,mm) 相模湖 188.5 相模原中央 205.5 日吉 211.5 丹沢湖 113.0 海老名 188.5 横浜 227.0 平塚 129.0 辻堂 171.0 箱根 210.5 小田原 139.5 三浦 240.5
平 26.10.4 ～6	風 水 害 (台風 18 号)	死者 2 行方不明 1 重傷 10 軽傷 10 住家全壊 1 住家半壊 1 住家一部損壊 27 床上浸水 383 床下浸水 609 非住家 6 学校 11 道路 83 河川 11 崖くずれ 173 鉄道不通 3 被害船舶 20 電気 5,112 ガス 1 被害総額 1,270,789 千円	関東付近に停滞した前線の影響で、県内の一部で4日の夜から雨が降り出し、その後、台風第18号が接近・通過した6日の昼前に風雨が強まった。 降水量 (4日18時～6日12時,mm) 相模湖 244.0 相模原中央 319.0 日吉 342.5 丹沢湖 257.0 海老名 372.0 横浜 352.0 平塚 353.5 辻堂 253.0 箱根 361.0 小田原 324.0 三浦 183.0
平 27. 8. 17	強 風	重傷 1 軽傷 1 住家半壊 1 住家一部損壊 35 河川 1 鉄道不通 2 被害総額 955 千円	関東南部に前線が停滞し、暖かく湿った空気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となった。
平 27. 9. 8	風 水 害 (台風第 18 号)	住家一部損壊 2 床上浸水 2 床下浸水 1 道路 1 河川 1 崖くずれ 12 被害総額 31,102 千円	日本の南海上にあった台風第18号が北上し、9日10時過ぎには愛知県知多半島に上陸後さらに北上した。台風の北上に伴い、本州の南岸に停滞していた前線も北上した。神奈川県内には南海上から発達した雨雲が次々と流入した。

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 28. 4. 17	強 風	軽傷 19 住家一部損壊 10 非住家 (その他) 3 電気 1,175 ブロック塀 1 被害総額 584 千円	前線を伴った低気圧が急遽発達しながら、日本海を東北東に進んだ。神奈川県では気圧の傾きが大きくなり、海上を中心に南よりの風が非常に強く吹いた
平 28. 8. 2	大 雨	床上浸水 10 床下浸水 31 病院 1 電気 8,375 被害総額 1,025 千円	暖かく湿った空気が流れ込み、上空約6000mには氷点下6度前後の寒気が入り、大気の状態が非常に不安定となった。
平 28. 8. 21	風 水 害 (台風第 9 号)	死者 1 重傷 1 軽傷 7 住家半壊 1 住家一部損壊 15 床上浸水 5 床下浸水 19 非住家 (公共建物) 1 非住家 (その他) 2 田 (冠水) 1 道路 4 河川 1 崖くずれ 17 電気 2,000 被害総額 83,469 千円	8月22日台風第9号が伊豆諸島を北上し、22日12時30分頃には、千葉県館山市付近に上陸後本州を北上した。
平 29. 2. 20	暴 風	重傷 1 軽傷 29 住家一部損壊 5 清掃施設 1 電気 14 被害総額 74,077 千円	前線を伴った低気圧が発達しながら日本海から三陸沖へ進み、この低気圧からのひる寒冷前線が20日午後関東甲信地方を通過した。
平 29. 8. 1	大 雨	住家一部損壊 1 床上浸水 10 床下浸水 31 非住家 1 田 (流出・埋没) 7 畑 (流出・埋没) 5 道路 3 河川 2 鉄道不通 3 電気 830	上空の気圧の谷や通った空気の影響により大気の状態が不安定となった。
平 29. 9. 18	風 水 害 (台風第 18 号)	軽傷 5 住家一部損壊 6 学校 1 電気 7,055 被害総額 1,069 千円	台風第18号は、暴風域を伴ったまま九州南部及び四国地方を通過し、17日22時頃に兵庫県明石市付近に上陸した。その後、18日2時には糸魚川市付近を1時間におよそ70キロの速さで北東に進み、10時過ぎに北海道に上陸後、北北東に進み、18日21時にサハリンで温帯低気圧に変わった。

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
平 29. 10. 22	風 水 害 (台風第 21 号)	重傷 1 軽傷 7 住家半壊 1 住家一部破損 28 床上浸水 27 床下浸水 36 非住家 (その他) 12 学校 1 道路 13 橋りょう 1 河川 4 港湾 15 砂防 2 崖くずれ 42 鉄道不通 2 電気 40, 350 被害総額 1, 949, 065 千円	前線が本州の太平洋沿岸に停滞した。また、台風第21号が日本の南を北に進んだ。台風は、23日3時頃には福岡前崎市付近に上陸し、また、23日5時頃には小田原市付近を60kmの速さで北北東へ進んだ。
平 30. 7. 27	風 水 害 (台風第 12 号)	軽傷 11 住家半壊 1 住家一部破損 1 非住家 (公共建物) 1 非住家 (その他) 13 道路 7 港湾 1 砂防 1 電気 2, 807 ブロック塀 1 被害総額 243, 267 千円	台風第12号は、7月28日午後には強い勢力を維持したまま伊豆諸島の東海上を北上した。その後台風は進路を西に変え、28日夜、神奈川県に最も接近した。その後、東海道を沖に進み、29日午前1時頃三重県に上陸し、西日本を西に進んだ。このため神奈川県では風が強く、海上ではうねりを伴い大しけとなった。
平 30. 9. 4	風 水 害 (台風第 21 号)	軽傷 8 住家一部破損 27 非住家 (公共建物) 1 非住家 (その他) 1 学校 2 道路 7 電気 6, 552 被害総額 33, 423 千円	台風第21号が日本の南海上に北上し、9月4日12時頃徳島県に上陸した。その後も非常に強い勢力を維持したまま本州を北北東に進み、日本海沿岸を北上し、5日09時に温帯低気圧に変わった。
平 30. 9. 30	風 水 害 (台風第 24 号)	重傷 1 軽傷 13 住家半壊 21 住家一部破損 965 非住家 (公共建物) 79 非住家 (その他) 39 学校 119 病院 3 道路 71 港湾 1 清掃施設 2 崖くずれ 12 電気 191, 789 ブロック塀 23 被害総額 1, 916, 499 千円	台風第24号が四国の南海上に北東に進み、9月30日20時頃香川県に上陸した。その後、台風は東日本を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。このため、県内では暴風および大雨となった。

年 月 日	種 別	被 害 状 況	気 象 概 要
令元 9. 8	風 水 害 (台風第 15 号)	重傷 3 軽傷 10 住家全壊 11 住家半壊 98 住家一部破損 3, 475 床上浸水 58 床下浸水 29 非住家 (その他) 56 学校 189 道路 632 河川 7 港湾 4 清掃施設 5 崖くずれ 137 鉄道不通 2 被害船舶 1 電話 2 電気 132, 282 ブロック塀 82 被害総額 2, 753, 758 千円	台風第15号が三浦半島を通過して、東京湾を通り、千葉県に上陸、太平洋側へ抜けた。
令元 10. 12	風 水 害 (台風第 19 号)	死者 9 重傷 3 軽傷 32 住家全壊 56 住家半壊 831 住家一部破損 2, 597 床上浸水 877 床下浸水 579 非住家 (公共建物) 21 非住家 (その他) 226 学校 214 病院 1 道路 818 橋りょう 9 河川 145 港湾 4 砂防 29 清掃施設 3 崖くずれ 356 鉄道不通 3 水道 14, 433 電話 182 電気 111, 938 ガス 206 ブロック塀 23 被害総額 31, 135, 803 千円	台風第19号が日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し、13日未明に東北地方の東海上に抜けた。
令 3. 7. 1	大 雨	行方不明者 1 軽傷 1 住家全壊 2 住家一部破損 15 床上浸水 15 床下浸水 437 非住家 (公共建物) 1 非住家 (その他) 5 田 (冠水) 1 畑 (流失・埋没) 1 学校 7 道路 98 河川 4 崖崩れ 227 水道 1 ブロック塀 1 被害総額 1, 049, 556 千円	梅雨前線が関東地方の沿岸に停滞し、南から通った空気が流れ込んだ影響で、神奈川県内では6月30日から雨が降り始め、7月3日にかけて大雨となった。

* 気象データは横浜地方気象台提供。最低気圧、最大風速は横浜地方気象台における当該期間の極値で、最低気圧は最低海面気圧を指す。

2 地震災害

年 月 日	種 別	被 害 状 況	地 震 概 要
昭58.8.8	地 震	山地では落石が起こり、死傷者が出たのをはじめ、県西部から中央部にかけて及び横浜市内等で多くの住家等の被害が発生した。 死者 1 重傷 5 軽傷 18 住家一部破損 674 非住家 19 文教施設 18 道路 67 水道 16 清掃施設 1 777/塀等 59 停電 240,000	12 時 48 分頃、神奈川県・山梨県境付近でマグニチュード 6.0 の地震が発生し、横浜の震度は 4 であった。 震度 4 東京、甲府、三島
平 17. 7. 23	地 震	特教施設な事例としては、エレベーターが緊急停止したことによる閉じ込め、鉄道各社の安全点検実施による運行の遅れで一時的に多くの人が駅に滞留、携帯電話等の規制による通話障害等が発生した。 軽傷 9 住家一部破損 7 公共建物 1 その他非住家 3	16 時 34 分、千葉県北西部の深さ 73 km を震源とするマグニチュード 6.0 の地震が発生した。県内では最大震度 5 弱を観測した。 震度 5 弱 横浜市、川崎市 震度 4 横浜須賀町、鎌倉市、茅ヶ崎市、三浦市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、二宮町、小田原市、相模原市、厚木市、愛川町
平 19. 10. 1	地 震	震度 5 強を観測した地震であったが、負傷者が 2 名、住家の屋根瓦や壁が破損するなどの一部破損被害が 5 棟あった。周辺の宿泊施設では、エレベーターが自動停止したが事故等はなかった。 軽傷 2 住家一部破損 5 水道 214	午前 2 時 21 分ころ、神奈川県西部を震源地とするマグニチュード 4.9 の地震があり、箱根町で震度 5 強、小田原市で震度 5 弱を観測した。 震度 5 強 箱根町 震度 5 弱 小田原市 震度 4 真鶴町
平 21. 8. 11	地 震	震度 4 を観測した地震であったが、負傷者が 4 名、住家の一部破損被害が 1 棟あった。また、がけ崩れが発生し、道路が一時通行止めとなった。 軽傷 4 住家一部破損 1 道路 1 がけ崩れ 1 水道 960	午前 5 時 07 分、駿河湾の深さ 23km で、マグニチュード 6.5 の地震が発生した。静岡県で最大震度 6 弱を観測したほか、神奈川県内では川崎市及び伊勢原市で震度 4、横浜市などで震度 3、を観測した。 震度 4 川崎市、伊勢原市 震度 3 横浜市、相模原市、厚木市、中井町、愛川町

年 月 日	種 別	被 害 状 況	地 震 概 要
平 23. 3. 11	地 震	県内で 5 名の死者が出たのをはじめ負傷者 130 名、多数の住家被害とともに、横浜市、川崎市などで液状化の被害が発生した。 死者 5 重傷 17 軽傷 117 住家半壊 39 住家一部破損 454 その他非住家 13 道路 160 橋りょう 1 河川 12 がけ崩れ 2 水道 2,562 電気 1,028,612 ガス 389 文教施設 201 病院 2 鉄道 22 港湾・漁港 93 ブロック塀 139 火災 6	11 日 14 時 46 分頃、三陸沖(北緯 38.1 度、東経 142.9 度、社尾半島の東南東 130km 付近) 深さ約 24km、マグニチュード 9.0 の地震が発生し、宮城県栗原市で最大震度 7 を観測した。 県内震度は以下の通り。 震度 5 強：横浜市中区、川崎市川崎区、寒川町、二宮町、小田原市 震度 5 弱：川崎市幸区、川崎市中区、川崎市宮前区、平塚市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、相模原市中央区、相模原市南区、相模原市緑区 震度 4：横浜市区、横浜市南区、横浜市港北区、横浜市戸塚区、横浜市旭区、川崎市高津区、川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜須賀町、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、小田原市、秦野市、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、愛川町、清川村 また、14 時 49 分に発表された津波注意報は 15 時 30 分に津波警報となり、16 時 08 分には大津波警報となった。その後、翌 12 日 13 時 50 分に津波注意報となり、さらに翌 13 日 7 時 30 分に解除となった。
平 23. 3. 15	地 震	東日本大震災の余震と見られる地震で、県内で負傷者 7 名、住家一部破損 1 棟の被害があった。 軽傷者 7 住家一部破損 1 火災 1 がけ崩れ 4 水道 11	15 日 22 時 31 分頃、静岡県東部(北緯 35.3 度 18.5 分、東経 138.7 度) 深さ 14km マグニチュード 6.4 の地震が発生し、静岡県富士宮市で震度 7 を観測した。 県内震度は以下の通り。 震度 5 弱：小田原市、山北町 震度 4：横浜市中区、戸塚区、港南区、泉区、川崎市中区、平塚市、茅ヶ崎市、海老名市、綾瀬市、寒川町、二宮町、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、開成町、愛川町、清川村、相模原市中央区、緑区
平 27. 5. 30	地 震	軽傷 2 住家一部破損 1	平成 27 年 (2015 年) 5 月 30 日 20 時 23 分に小笠原諸島西方沖の深さ 682km で M8.1 (最大震度 5 強) が発生し、神奈川県で震度 5 強～2 を観測した。
令 3. 10. 7	地 震	軽傷 16 住家一部破損 2 学校 2 ブロック塀 1 その他 4	令和 3 年 (2021 年) 10 月 7 日 22 時 41 分に千葉県北西部の深さ 75km で M5.9 (最大震度 5 強) が発生し、神奈川県で震度 5 弱～2 を観測した。

3 特殊災害

年 月 日	場 所	種 別	主な被害	原 因 状 況 等
昭26.4.24	横浜市中区桜木町1-1 国鉄京浜東北線終点 桜木町駅構内線路上	国鉄火災 事 故	死者107 重軽傷88	13時44分頃、架線工事中1,500Vの架線が溶断垂下したところにて赤羽発桜木町行5両編成の1171B電車が差しかかりパンタグラフがこれに接触発火し、乗客を避難させる暇なく、第1車両全焼、第2車両が半焼し、午後2時頃鎮火した。
昭30.2.17	横浜市戸塚区原宿町75 聖母園カトリック教会 養老院	養 老 院 火災事故	死者98 重軽傷7 建物全焼 2棟、955坪	4時20分頃、機油灰の不始末により発火したものと認定されており、居住者は中風、神経痛等足腰の不自由な老人だったことと、二階で寝ており非常口がなかったこと、消火栓、防火水槽が不備だったこと等のため、火が一瞬に拡がり焼死者が繰出するに至った。6時30分鎮火。
昭34.11.20	横浜市金沢区釜利谷町1 東洋化工機横浜工場	火薬工場 爆発事故	死者3 重軽傷591 全壊(焼)39 半壊(焼)118 一部損壊(焼) 1,060	10時40分頃、米軍松下砲弾より分離したTNT火薬の脱色試験中発火し、室内の爆薬に引火、爆発は全工場に波及し、被害は同工場から半径1.5kmの範囲に及んだ。翌日6時30分鎮火。
昭34.12.11	横浜市神奈川区区子安台 53番地先国道1号上	火薬積載 トラックの交 通事故に よる爆発	死者4 負傷者109 全壊36 半壊123 一部損壊385	4時45分頃、千葉県工場からTNT火薬4tを積載し運搬していたトラックが、前方より進行してきた砂利運搬車と衝突し、火薬が爆発した。
昭37.2.12	横浜市神奈川区七島町 35 昭37.2.12 災害救助法適用	火 災	民家全焼77 り災世帯165 り災害数600	14時5分頃、火の不始末のため発災し、住宅密集地域に延焼した。
昭37.11.18	京浜運河(横浜4区)鶴見 路上扇島前面 K1 浮標付 近	船舶衝突 事 故	死者40 負傷者11 船舶 全焼3 一部焼損1 積荷焼失 ガソリン800kl 生ゴミ65t	8時12分頃、左記事故発生場所付近の岸壁から出港しようとしていたブレイク号が、入港してきた第1宗像丸の船艙に衝突し、同船積荷のガソリンが海面等に流出して発火、同船が炎上し、付近を航行中の太平丸、宝来丸の両船船も炎上したものと推定されている。
昭38.11.9	横浜市鶴見区生麦町224	列車衝突 事 故	死者161 重傷40 軽傷39 貨物車大破3 客車大破4	21時50分頃、下り貨物列車が事故現場付近に差ししかかった際に後部3両が脱線し、上り東横線の軌道上に傾いて停車した。同時に下り横須賀線電車が運行してきたが、前記貨車の脱線による架線の断線により異常なカーブが出

年 月 日	場 所	種 別	主な被害	原 因 状 況 等
				たためパンタグラフを降ろし停車した。直後、横須賀線より東京行電車が現場に進入し前記貨車に衝突、その反動で前記下り横須賀線電車が衝突した。
昭39.9.8	大和市上草柳217-4	米軍機 墜 落	死者5 負傷者3 全壊2 一部損壊1	10時40分頃、米軍機が墜落し、人的被害の他、家屋、その他物置小屋屋根、窓、山林、畑に若干の被害が出た。
昭40.5.5	相模原市上鶴間 米軍家族住宅内	米軍機 墜 落	死者2 軽傷8 全壊3	21時50分頃、米軍F-80戦闘機が墜落し、宿舍居住の幼児2人が即死、家屋が全壊し、付近の日本人家屋にも若干の被害が出た。
昭40.6.26	川崎市久末1,527～ 1,530一帯	土 砂 (石炭灰) 崩 落	死者24 重軽傷17	21時50分頃、現場付近の丘陵地に前日からの降雨や自然湧水によって、かなりの水分が浸透し、集積層内部で自壊作用を起こし、約25万m3の石炭灰が地すべり状に流出して人家を埋没した。
昭40.8.3	横浜市鶴見区小町町 10番地一帯 昭40.8.3 災害救助法適用	火 災	負傷者21 全焼38 半焼6 り災世帯120 り災害数434	1時10分頃、会社員宅から出火。付近は粗悪住宅及び木工集積場のため火勢が急速に拡大し、かつ消防活動もはかどらなかったため、パワード木工場等多くの建物が全半焼した。
昭41.1.9	川崎市鶴見区本町2-1 金井ビル	ビル火災	死者12 全焼650㎡	0時58分頃、地下1階、地上6階建ての3階従業員更衣室から出火、逃げ遅れた従業員等が一酸化炭素中毒により死亡した。
昭46.1.24	横浜市鶴見区小町町 17番地一帯	火 災	死者3 負傷者5 全焼29 半焼1 り災世帯84 り災害数258	9時31分頃、夫婦喧嘩をして部屋に石油をまき散らし、石油ストーブを倒したため出火。当地域は木造粗悪住宅が密集し、路地が狭く消火活動が困難を極めた。また各家庭に備えられたブレイクが延焼を助長した。
昭52.9.27	横浜市緑区佳田町	米軍機 墜 落	死者2 重傷3 軽傷4 全焼2 損壊3	厚木海軍飛行場から離陸し、洋上の空母に向かって飛行中の米軍偵察機が、13時19分頃、墜落・炎上し、幼児2人が死亡、家屋全焼2棟等の被害が出た。なお、死亡した幼児の母親も、重傷で入院し治療にあっていたが、昭和57年1月に死亡した。
昭63.2.9	足柄郡湯河原町、真鶴町 小田原市	林野火災	林野被害 201ha	日本海を発達した低気圧が東進し、これに南から暖かい空気が

年 月 日	場 所	種 別	主な被害	原 因 状 況 等
	出火場所 湯河原町吉浜 字黄金松 2030-22		全焼 8 一部焼損 2 最終処分場等	吹き込み、県内全県に強い南西寄りの風が吹き荒れた。この状況下で、10 時 6 分頃、たき火の残り火の不始末から出火し、強風と乾燥のため火勢は次第に強まり、真鶴町、小田原市の一部にも延焼した。鎮火は、小田原市側 17 時 4 分、湯河原町側 19 時であった。
昭 63. 7. 23	東京湾横須賀東北 防波堤東灯台から 110 度 (東南東方向) 1.7 海里 付近	船舶衝突 事 故	死者 30 船舶沈没 1 潜水艦損傷 1	15 時 38 分、横須賀基地へ帰投中の海上自衛隊潜水艦なだしおと、客 39 人を乗せた遊漁船第一富士丸が衝突した。
平 9. 7. 2	横浜市中区神約 6 km 中ノ瀬付近海域	油 流 出	原油流出 1,550kl 異臭通報 21 件	10 時 5 分頃、パナ船籍の原油 tanker「グアイヤード・グレース号」が、左記海域で底触、破損し、原油が流出した。一部が横浜市、川崎市の岸壁に漂着した。
平 12. 8. 30	横須賀市内川 スラッグ 加工処理工場	爆雷事故	負傷 1 周辺工場・民 家・車両等 221 件	県横須賀第二老人ホームの建物除却工事中に、請負業者が地中からドラム缶状の埋設物を発見し、スラッグ加工処理業者に引き渡した。同処理業者が処理のため裁断したところ爆発し、従業員 1 名が負傷、周辺にも被害が発生した。後日、この埋設物が旧日本軍の爆雷であることが判明した。
平 15. 11. 5	大和市下鶴間 大型ポンプセンター	火 災	重傷 1 軽傷 10	5 時 9 分頃、大和市内大型ポンプセンターの生ごみ処理室の火災消火活動中に爆発が発生した。爆風により吹き飛んだ外壁と外溝ブエンスに挟まれ、警備員、警察官及び消防職員の計 11 人が負傷した。